

第6期八幡浜市障害者基本計画

第7期八幡浜市障害者福祉計画

第3期八幡浜市障害児福祉計画

(計画期間：令和6年度～令和8年度)

(案)

数値や表現等については、パブリックコメント後に開催する、八幡浜市障害者計画等策定委員会の審議により変更となる場合があります。

令和6年 月



八幡浜市

(表紙の裏面)

目次

第1章 計画の策定にあたって	
第1項 計画策定の背景等.....	1
第2項 計画の位置づけ.....	3
第3項 計画期間.....	4
第4項 計画策定体制.....	4
第2章 八幡浜市の現状	
第1項 人口及び世帯.....	6
第2項 本市を取り巻く状況（まちづくり全体への課題）.....	8
第3項 障がい者の状況.....	10
第3章 障害者基本計画	
第1項 計画の基本理念.....	14
第2項 計画の推進体制、点検・評価.....	14
第3項 基本施策.....	15
基本施策1 生活支援・福祉サービスの充実.....	16
基本施策2 保健・医療の充実.....	21
基本施策3 保育・療育・教育等の充実.....	25
基本施策4 就労支援の促進.....	30
基本施策5 防災・防犯対策と生活環境の整備.....	33
基本施策6 地域社会への参加促進.....	37
基本施策7 差別解消と権利擁護.....	39
第4章 障害者福祉計画・障害児福祉計画	
第1項 計画推進の方向性.....	41
第2項 計画策定のポイント.....	42
第3項 障害福祉サービス等の成果目標.....	45
第4項 障害福祉サービス等の体系図.....	52
第5項 障害福祉サービス等の見込量.....	53
参考資料	
障がい者アンケート調査.....	80
八幡浜市障害者計画等策定委員会設置要綱・委員名簿.....	143

第1章 計画の策定にあたって

第1項 計画策定の背景等

八幡浜市では、市の最上位計画である「第2次八幡浜市総合計画」において、「障がい者の自立と社会参加」を主要課題の一つに位置付け、地域課題や市民ニーズに対応できるように、障害福祉行政の充実に取り組んでいます。また、これら障害福祉施策の個別計画については、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第5期八幡浜市障害者基本計画・第6期八幡浜市障害者福祉計画・第2期八幡浜市障害児福祉計画」に施策の方向性と事業内容を定め、各種障害福祉サービスを計画的かつ安定的に提供しているところです。

この間、国では、障害福祉サービス等報酬改定（R3.4）、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（R3.6）、子ども家庭庁設置法・子ども基本法（R4.6）など、障がい者と福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、さらに平成30年施行の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」、令和元年施行の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」、R4年施行の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」など、障がい者の社会参加を促進する施策の充実が図られています。

また、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築に取り組むことが自治体に求められています。

このような状況を踏まえ、市では、国・県の動向や制度の創設、市民ニーズや社会情勢の変化に的確に対応した新たな障害福祉施策を総合的に推進するため、前期計画を発展的に見直し、「第6期八幡浜市障害者基本計画・第7期八幡浜市障害者福祉計画・第3期八幡浜市障害児福祉計画」を新たに策定します。



【最近の施策の主な動き】

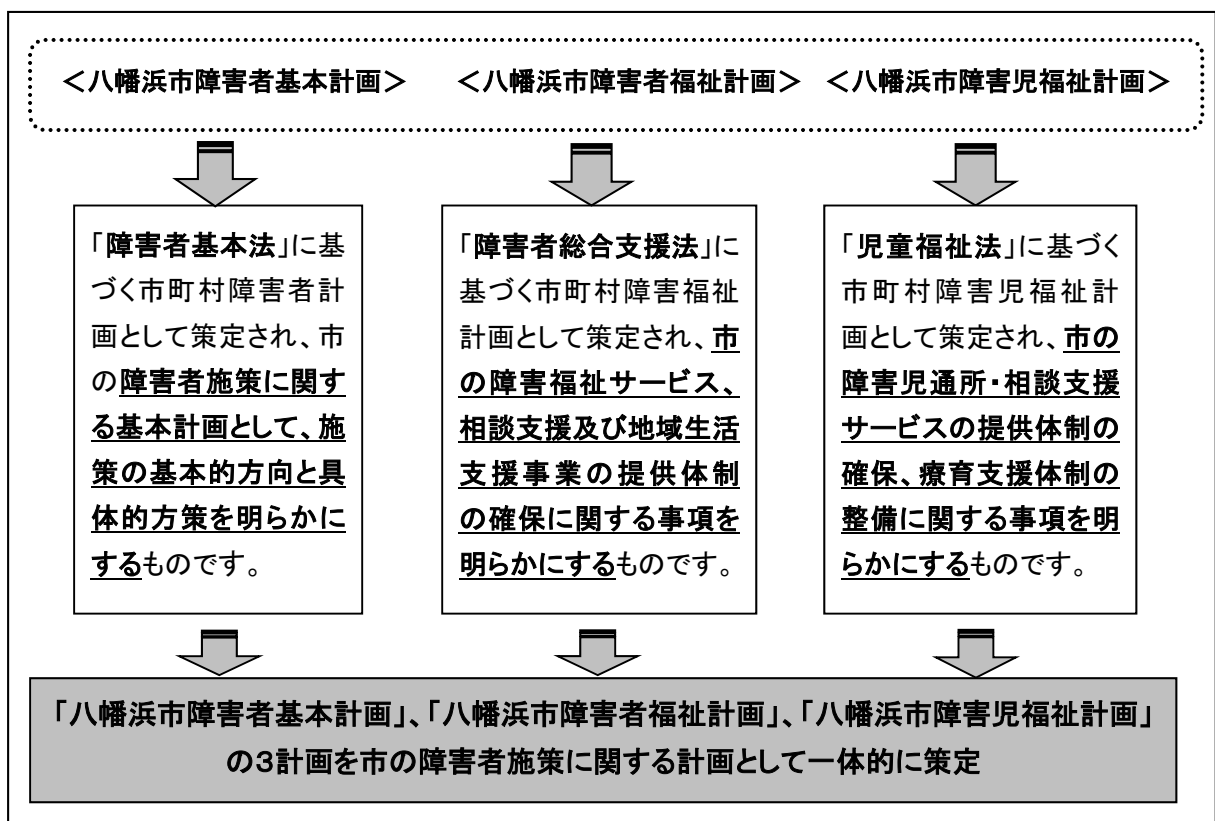
- 障害者差別解消法の施行（H28.4）
- 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正（H30.4.1 施行）
 - ・ 自立生活援助の創設
 - ・ 就労定着支援の創設
 - ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
 - ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
 - ・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援（H28.6.3 施行）
- 障害者の文化芸術活動の推進に関する法律の施行（H30.6）
- ギャンブル等依存症対策基本法の施行（H30.10）
- 障害者雇用促進法の改正（R元.6）
- 読書バリアフリー法の施行（R元.6）
- 就学前の障害児の発達支援の無償化（R元.10.1 施行）
- 第7次医療計画（H30～R5年度）
- バリアフリー法の改正（R2.5）
- 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律が成立（R2.6）
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る検討会報告書（R3.3）
- 障害福祉サービス等報酬改定（R3.4）
- 障害者差別解消法の改正（R3.5）
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（R3.6）
- 障害児通所支援の在り方に関する検討会報告（R3.10）
- 難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針（R4.2）
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、附帯決議（R4.5）
- 改正児童福祉法（R4.6）
- 地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会報告書（R4.6）
- 障害者総合支援法改正法施行後3年の見直し 障害者部会報告書（R4.6）
- 子ども家庭庁設置法・子ども基本法（R4.6）
- 障害者総合支援法等の改正（R4.12）
- 障害者基本計画（第5次）を閣議決定（R5.3）
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針を閣議決定（R5.3）

第2項 計画の位置づけ

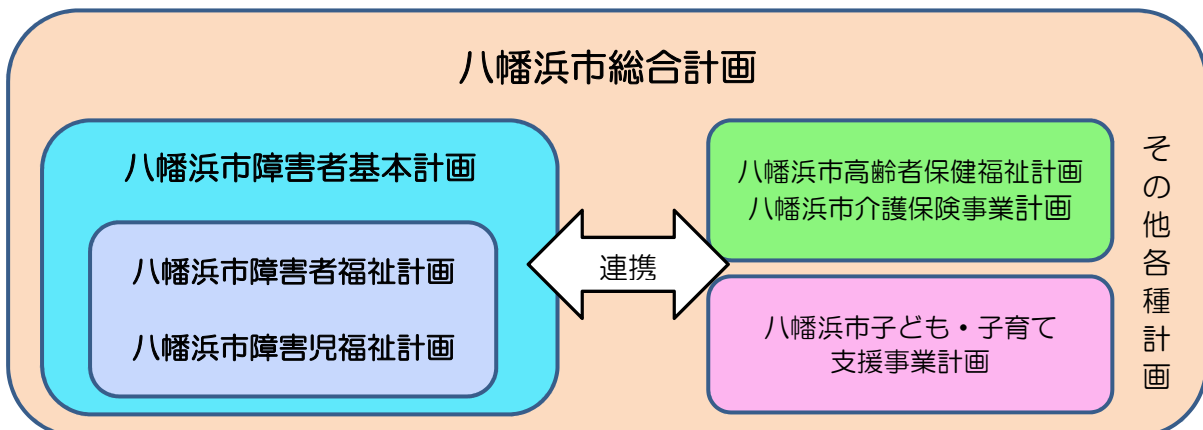
本計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めるものです。

また、八幡浜市では、市民に対して各計画の位置づけや内容の違いを分かり易く表現するため、それぞれの計画名を「八幡浜市障害者基本計画」、「八幡浜市障害者福祉計画」、「八幡浜市障害児福祉計画」として策定します。

なお、本計画は、「総合計画」の部門計画として位置づけられ、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画と連携して施策を推進します。 ※計画の期数は、前期計画を引き継ぐものとします。



・八幡浜市における各計画の位置づけ（イメージ図）



第3項 計画期間

本計画では、令和6年度を初年度として令和8年度までの3年間の目標を定めます。

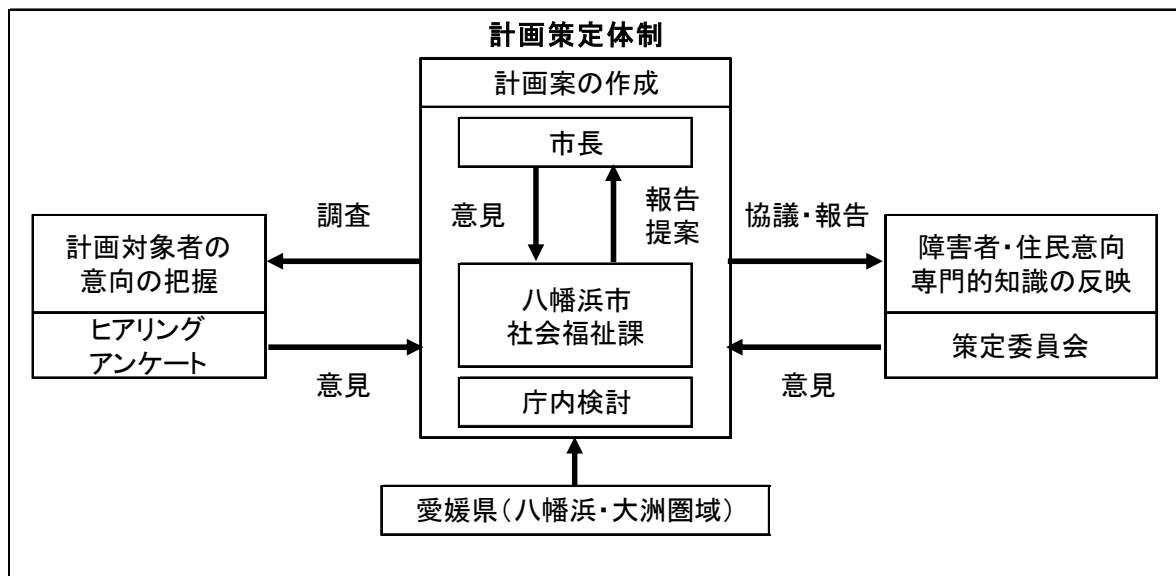
また、各年度において計画の進捗状況を八幡浜市地域自立支援協議会に報告するとともに、令和8年度には各計画の実施状況を検証した上で次期計画の策定を行います。

	H27年度	H28年度 H29年度	H30年度 ～ R2年度	R3年度 ～ R5年度	R6年度 ～ R8年度
総合計画	第1次計画 (H18～H27)	第2次八幡浜市総合計画(H28～R7年度)			
障害者基本計画	第3期		第4期	第5期	第6期
障害者福祉計画	第4期		第5期	第6期	第7期
障害児福祉計画	—		第1期	第2期	第3期

第4項 計画策定体制

1 計画策定の体制

本計画は、障がい者団体及び関係事業所等へのヒアリングやアンケート調査、自立支援協議会での意見交換などを参考に素案を作成し、学識経験者・有識者等・社会福祉関係団体等の代表者・関係行政機関等の職員などで構成する「八幡浜市障害者計画等策定委員会」において計画の内容を協議します。

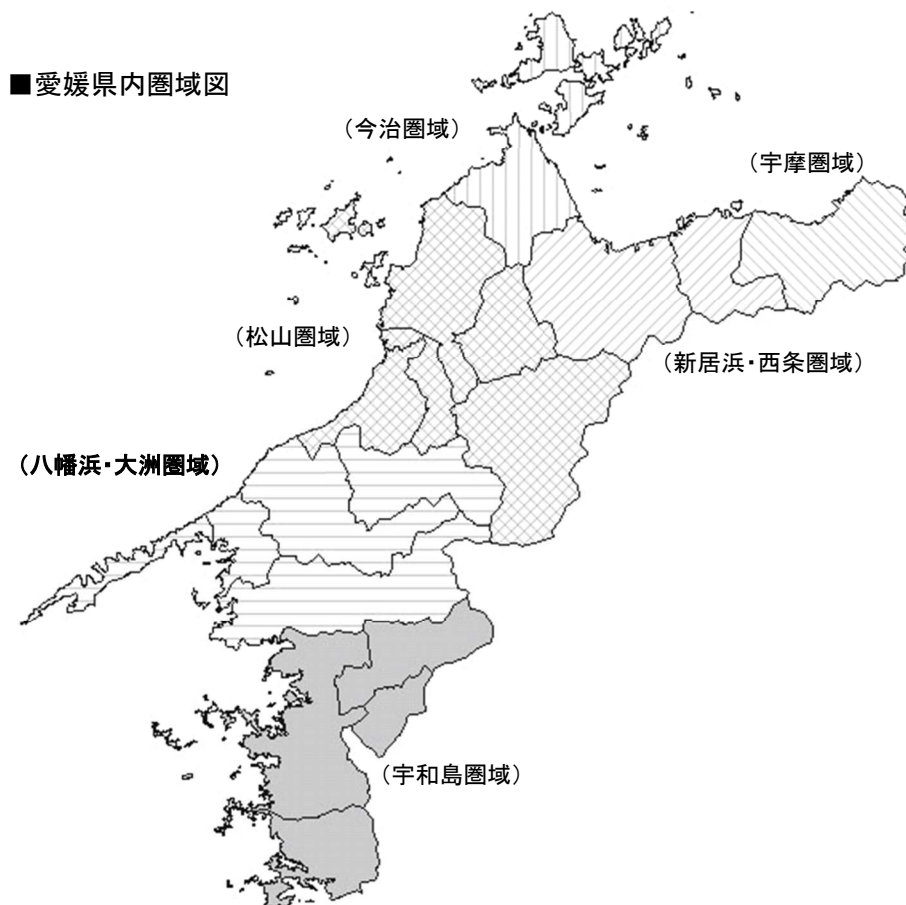


2 計画策定における連携

愛媛県障がい福祉計画等では、6つの障害保健福祉圏域が設定され、各圏域に属する市町が推計した障害福祉サービス等の必要見込量が集約され圏域ビジョンとして示されます。

八幡浜市は、八幡浜・大洲圏域に属しており、八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町など近隣市町及び近隣圏域との連携を図りながら障害福祉サービスを提供します。

圏域名	圏域市町
宇摩圏域	四国中央市
新居浜・西条圏域	新居浜市・西条市
今治圏域	今治市・上島町
松山圏域	松山市・伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町
八幡浜・大洲圏域	八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町
宇和島圏域	宇和島市・松野町・鬼北町・愛南町

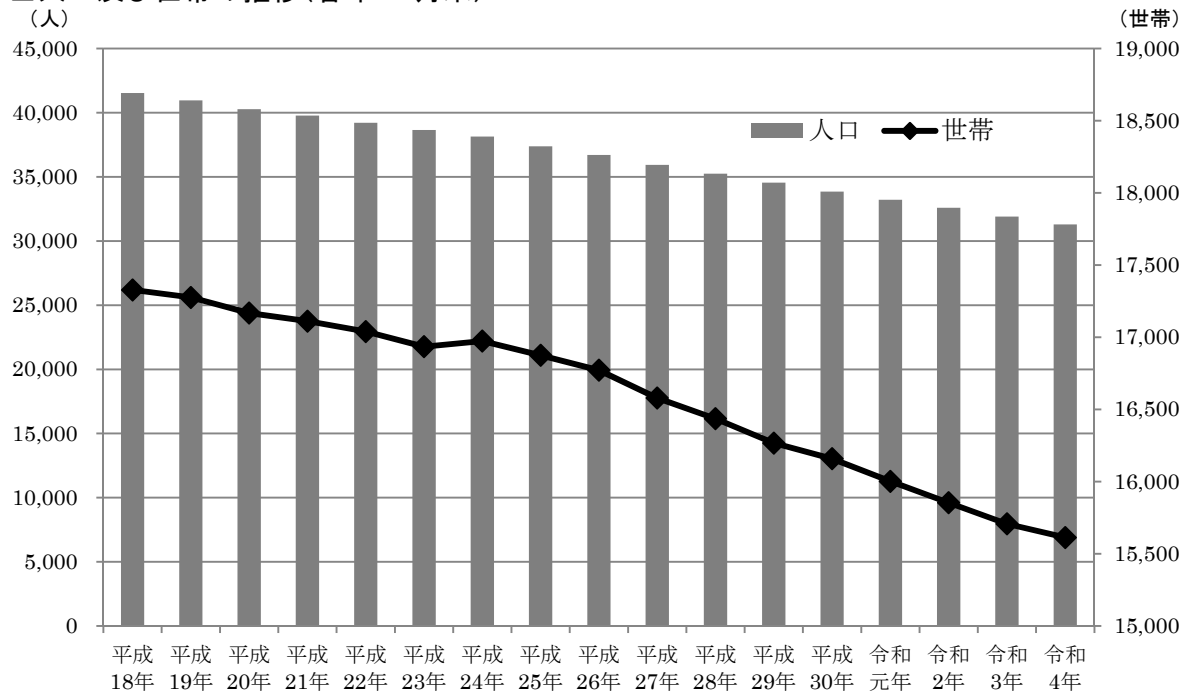


第2章 八幡浜市の現状

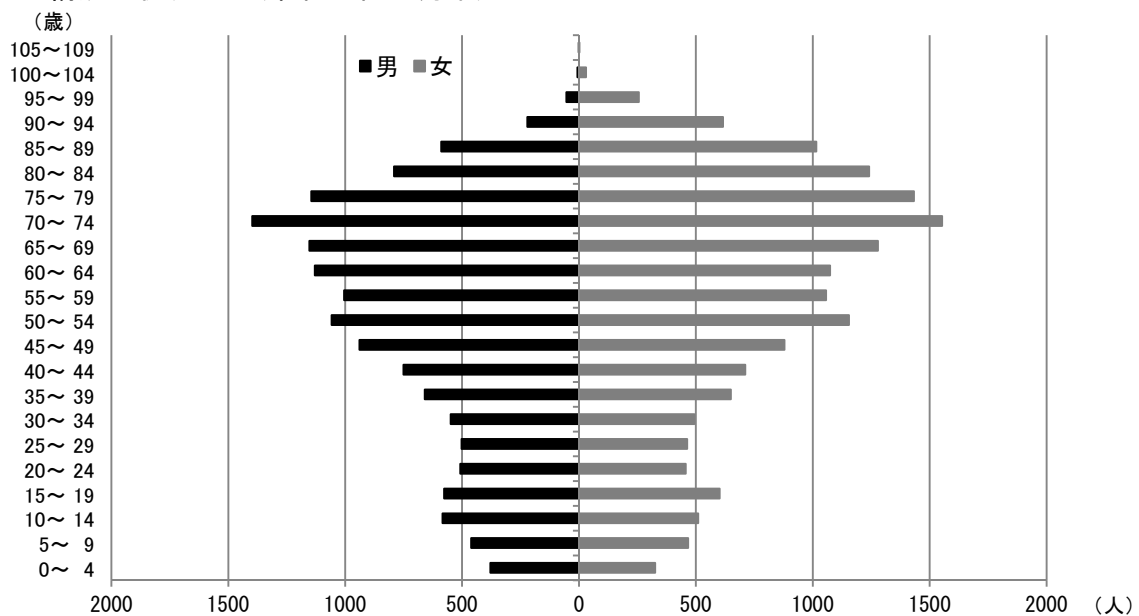
第1項 人口及び世帯

本市の人口は、平成 18 年の 41,528 人から令和4年には 31,293 人まで減少し、同じく世帯数は、17,328 世帯から 15,613 世帯まで減少しています。

■人口及び世帯の推移(各年12月末)

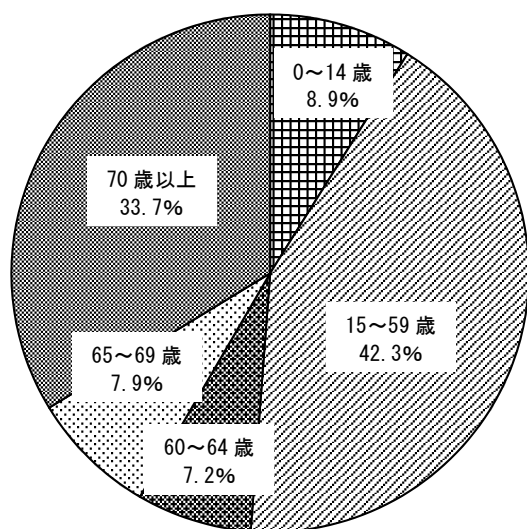


■人口構成の状況 1 (令和5年10月末)



資料:住民基本台帳

■人口構成の状況 2 (令和5年10月末)



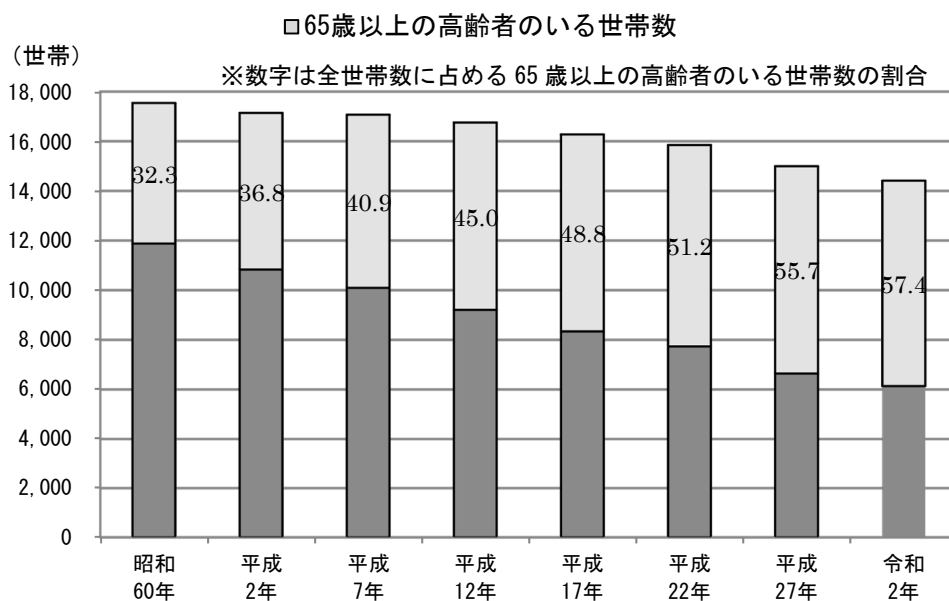
人口の構成状況を見ると、男女共に70~74歳が多く、65歳以上の方の割合は、全体の約4割になります。

資料:住民基本台帳

■高齢者のいる世帯の状況

単位:世帯・%

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総世帯数(世帯)	17,539	17,141	17,067	16,755	16,273	15,849	14,995	14,413
65歳以上の高齢者のいる世帯数(世帯)	5,660	6,312	6,976	7,546	7,935	8,116	8,356	8,279
総世帯に占める割合(%)	32.3	36.8	40.9	45.0	48.8	51.2	55.7	57.4



資料:国勢調査

65歳以上の高齢者のいる世帯数は令和2年は8,279世帯と平成27年から減少しましたが、総世帯数に占める割合は令和2年は57.4%と増加傾向にあります。

第2項 本市を取り巻く状況（まちづくり全体への課題）

本市を取り巻く状況をみると、次のような課題が考えられます。

※第2次八幡浜市総合計画より

1 少子高齢化が進行し、人口減少社会へ突入しています

わが国では、平均寿命が延びる一方、出生率が伸び悩み、少子高齢化が進みつつあります。国の総人口も平成22年の国勢調査ではじめて減少に転じ、今後も減少し続けると予想されます。このため、経済成長、社会福祉制度、社会資本や自然環境の維持保全など、さまざまな分野においてマイナス面の影響が心配されています。国の平均を大きく上回るスピードで少子高齢化が進行している本市にとっては、正にまちづくりを進めていく上で最も深刻な懸案要素です。

2 災害に強い安全安心な社会づくりが求められています

被災者のみならず日本中に衝撃と悲しみをもたらした東日本大震災を契機として、また、全国各地で集中豪雨や台風による大災害が頻発している現況において、安心して暮らせる社会の実現を国民が強く求めています。南海トラフ巨大地震が近い将来起きると言われている中、特に本市は、伊方原発を近隣に控えており、「いざ」に備えたハード、ソフト両面において万全の対策を講じていく必要があります。

3 本格的な地域間競争、知恵くらべの時代に入っています

ここ最近、「地方創生」が声高に叫ばれるようになり、本格的な地域間競争、知恵くらべ時代へ突入しました。全国すべての自治体が人口減少問題をはじめとする国家規模の難題へ今まで以上に真剣に向き合うこととなります。消滅可能性都市リストに名を連ねる本市には一刻の猶予もありません。今後も厳しい状況が続くと予想される中、市民と行政との協働のもと、スピード感をもって八幡浜創生に取り組んでいく必要があります。

4 教育の方向性や制度が変わりました

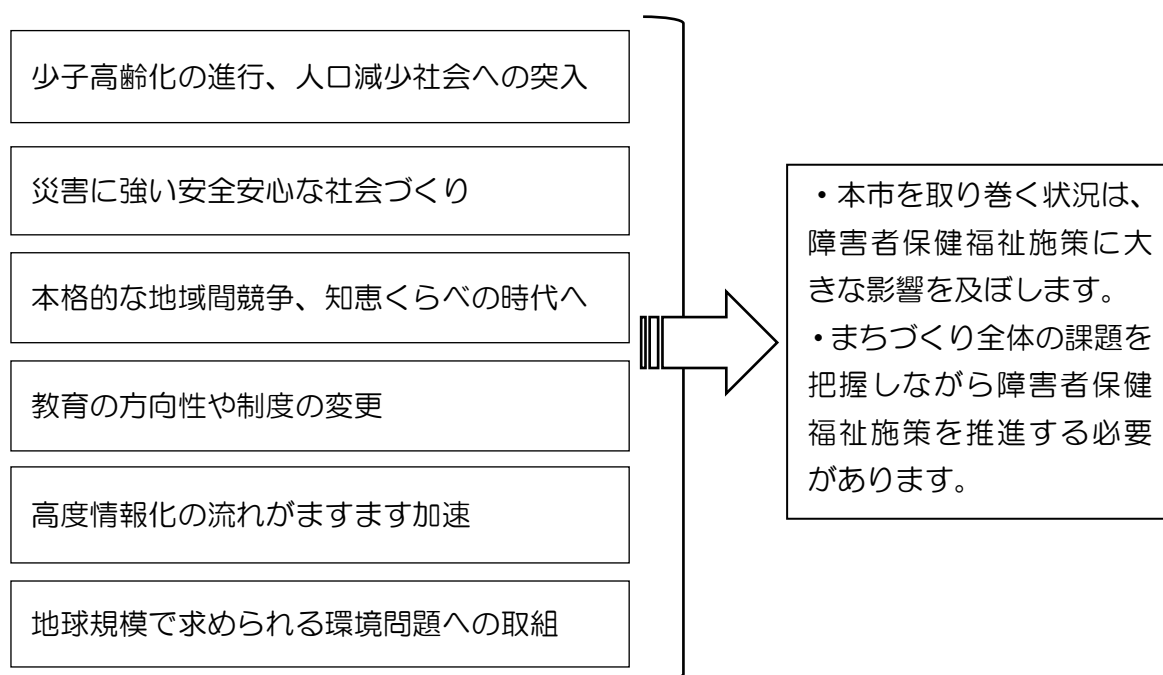
国が第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）で示した教育の基本的方向性は「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の4項目です。本市においても、これらの方針に基づき、次代を担う子どもたちを育てていかなければなりません。また、教育委員会制度も大きく変わりました。具体的には、教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、首長との連携、地方に対する国の関与の見直しなどを図るため、教育委員長職の廃止に伴う新教育長職の設置、首長による総合教育会議の設置などが義務づけられました。

5 高度情報化の流れがますます加速しています

高度情報化の流れは誰も想像しえなかったスピードで加速し続けています。これによって生活や経済活動のスタイルは劇的に変化し、行政のあらゆる分野においてもICT（情報通信技術 Information and Communication Technology）の効果的な活用が命題となっています。特に、本市のような地方の小都市にとっては、ビジネス展開する上で、近隣市町を含めた背後人口の少なさ、不利な立地をカバーできるツール（道具）として大きな期待が寄せられています。

6 地球規模で環境問題への取組が求められています

地球温暖化など世界規模で環境問題が深刻化している中、環境負担軽減に向けた法整備が進むとともに、国民の意識も高まり、国全体として循環型社会への移行が進みつつあります。しかし、まだ十分とは言えません。本市としても、大切なふるさと、そして、かけがえのない地球の自然環境や生態系への影響を考え、真剣に取り組むべき課題です。



第3項 障がい者の状況

1 身体障害者手帳保持者数

身体障害者手帳は、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由など、身体機能に永続する障がいがある人に交付されるもので、障がいの程度によって1級（重度）から6級（軽度）までの区分があります。

本市の身体障害者手帳保持者は、平成26年3月末の1,919人から令和5年3月末には1,688人へと減少しています。保持者は高齢者の割合が高く、死亡により減少したものと推測されます。

■身体障害者手帳保持者数

単位：人

平成26年3月末	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	52	56	8	7	11	17	151
聴覚・平衡機能障害	10	35	19	16	0	49	129
音声・言語・そしゃく機能障害	2	0	13	5	0	0	20
肢体不自由	210	245	174	292	57	35	1,013
内部障害	388	2	80	136	0	0	606
計	662	338	294	456	68	101	1,919

平成29年3月末	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	46	49	5	7	13	15	135
聴覚・平衡機能障害	10	37	18	15	0	52	132
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	12	6	0	0	18
肢体不自由	185	230	169	278	61	36	959
内部障害	408	0	74	128	0	0	610
計	649	316	278	434	74	103	1,854

令和2年3月末	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	41	52	6	7	12	13	131
聴覚・平衡機能障害	9	38	14	19	0	55	135
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	15	8	0	0	23
肢体不自由	178	209	146	251	60	36	880
内部障害	395	1	85	123	0	0	604
計	623	300	266	408	72	104	1,773

令和5年3月末	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	37	47	5	7	11	13	120
聴覚・平衡機能障害	9	37	15	25	0	57	143
音声・言語・そしゃく機能障害	0	1	14	8	0	0	23
肢体不自由	158	196	128	224	55	31	792
内部障害	403	2	80	125	0	0	610
計	607	283	242	389	66	101	1,688

資料：八幡浜市社会福祉課

※参考：要介護認定者の状況

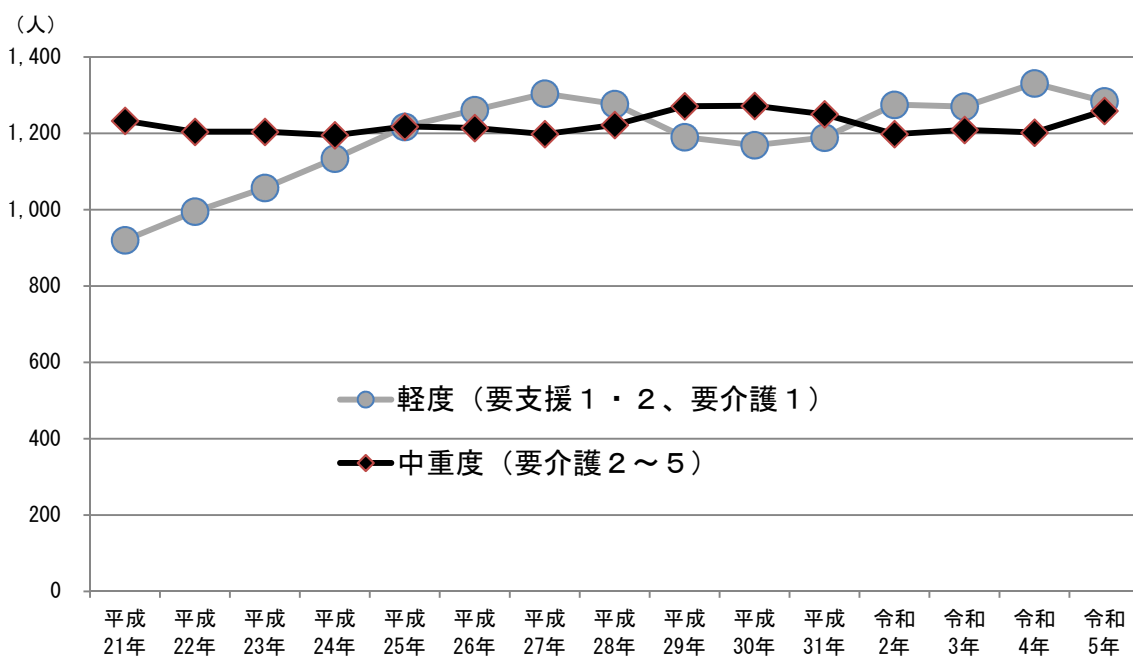
要介護認定者の推移状況をみると、平成21年の2,153人から増加を続け、令和5年には2,543人となっています。

また、推移状況を軽度・中重度別にみると、要支援1・2及び要介護1（軽度）の方は、平成21年から平成27年にかけて大幅に増加し、要介護2～5（中重度）の方は、平成21年以降ほぼ横ばいで推移しています。

■要介護認定者の推移状況（各年4月）

単位：人

要介護度	要支援		要介護					合計
	1	2	1	2	3	4	5	
平成21年	170	291	459	393	303	285	252	2,153
平成22年	259	241	495	377	282	292	253	2,199
平成23年	312	229	516	336	314	316	238	2,261
平成24年	340	227	567	323	281	348	243	2,329
平成25年	382	218	617	310	281	337	290	2,435
平成26年	411	211	639	317	252	383	262	2,475
平成27年	410	219	675	346	263	341	248	2,502
平成28年	403	241	633	350	275	352	245	2,499
平成29年	304	274	612	379	318	349	225	2,461
平成30年	270	275	624	401	285	364	222	2,441
平成31年	285	265	639	385	284	346	235	2,439
令和2年	312	267	696	378	316	310	194	2,473
令和3年	313	246	711	387	291	333	198	2,479
令和4年	362	242	727	354	293	355	200	2,533
令和5年	337	251	696	400	313	342	204	2,543



資料：八幡浜市保健センター

2 療育手帳保持者数

療育手帳は、知的障がい又は発達障がいのある人に対して、一貫した指導や相談等の障害福祉サービスを受けやすくするために交付されるものです。18歳までに知的障がい等が発現した場合が対象となり、障がいの程度によってA（重度）とB（中・軽度）に区分されます。

本市の療育手帳保持者は、平成26年3月末時点の309人から、令和5年3月末には409人へと約3割増加しています。

年齢別にみると18歳未満は、平成26年の54人が令和5年には64人、18歳以上は、平成26年の255人が令和5年には345人にそれぞれ増加しています。その理由について、知的障がい者に対する福祉制度等の広報・周知を充実したことや、特に増加している18歳以上については、困窮や長期化した引きこもり問題に付随して、療育手帳を取得される方が増えていることが理由と推測されます。

■療育手帳保持者数

各年3月末 単位：人

		平成 26年	平成 29年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
18歳 未満	重度(A)	14	17	13	13	16	22	21
	中・軽度(B)	40	45	51	45	48	50	43
	計	54	62	64	58	64	72	64
18歳 以上	重度(A)	113	111	125	123	127	130	130
	中・軽度(B)	142	164	189	199	207	216	215
	計	255	275	314	322	334	346	345
合計	重度(A)	127	128	138	136	143	152	151
	中・軽度(B)	182	209	240	244	255	266	258
	計	309	337	378	380	398	418	409

資料：八幡浜市社会福祉課

3 精神障害者保健福祉手帳保持者数

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患のため日常生活や社会生活への参加に困難をきたすなど、一定程度の精神障がいの状態にある方に交付され、障がいの程度によって1級（重度）から3級（軽度）までの等級に区分されます。

本市の精神障害者保健福祉手帳保持者は、平成26年の209人から令和5年には288人へと約4割増加しており、その理由は、精神障がい者に対する福祉制度等の広報・周知を充実したことや、社会状況等の影響によるものと推測されます。

■精神障害者保健福祉手帳保持者数 各年3月末 単位：人

	平成 26年	平成 28年	平成 30年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
1級	28	28	27	23	32	34	33
2級	173	202	210	212	219	219	227
3級	8	15	18	23	24	27	28
合計	209	245	255	258	275	280	288

資料：八幡浜市社会福祉課

4 自立支援医療（精神通院）受給者証交付者数

自立支援医療（精神通院）受給者証は、精神疾患による通院を続ける必要がある場合に交付され、医療費は公費負担となります。本市における受給者証の交付者数は、平成22年の504人から令和5年には637人まで増加しています。

精神障害者保健福祉手帳保持者数の増加と同じく、近年の社会状況の変化や経済状況等の影響、心の悩みなどから受給者が増加しているものと推測されます。

■自立支援医療（精神通院）受給者証交付者数 各年3月末 単位：人

	平成 22年	平成 24年	平成 26年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
自立支援医療 （精神通院） 受給者証交付者数	504	543	584	625	650	672	714	680	695	663	637

資料：八幡浜市社会福祉課

第3章 障害者基本計画

第1項 計画の基本理念

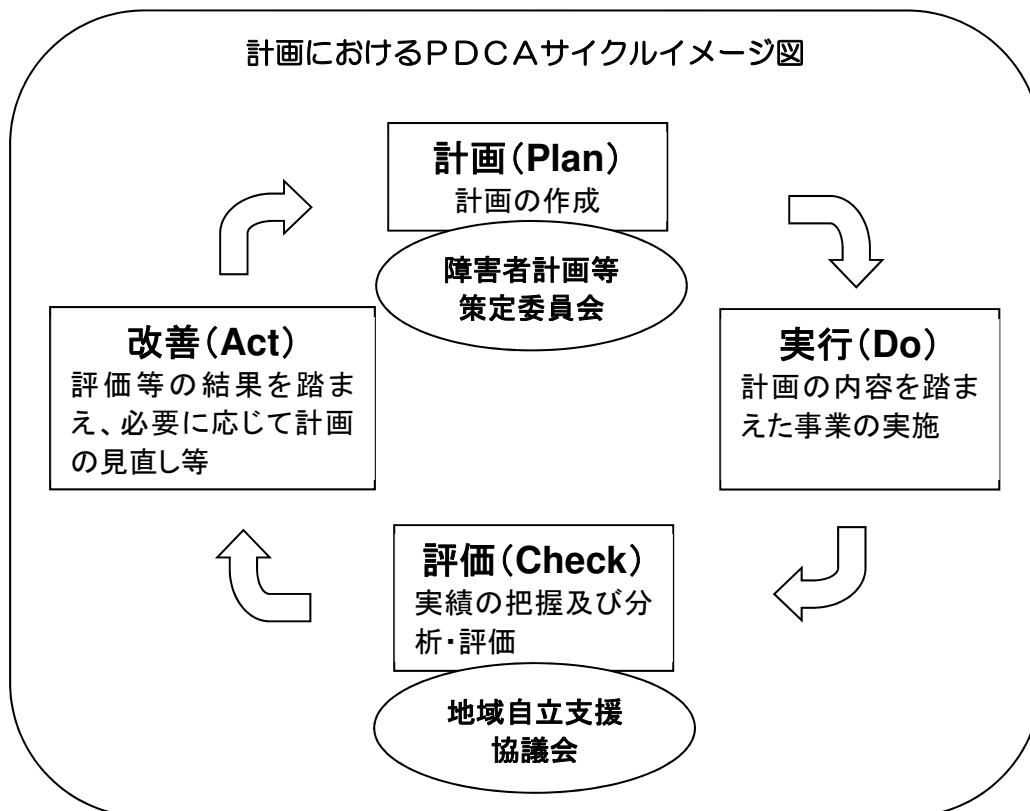
前期計画における障害福祉施策の方向性を踏まえ、「誰もが安心して、充実した生活を送れるまちづくり」を基本理念として継承し、まちづくりのさらなる推進に取り組みます。

誰もが安心して、充実した生活を送れるまちづくり

第2項 計画の推進体制、点検・評価

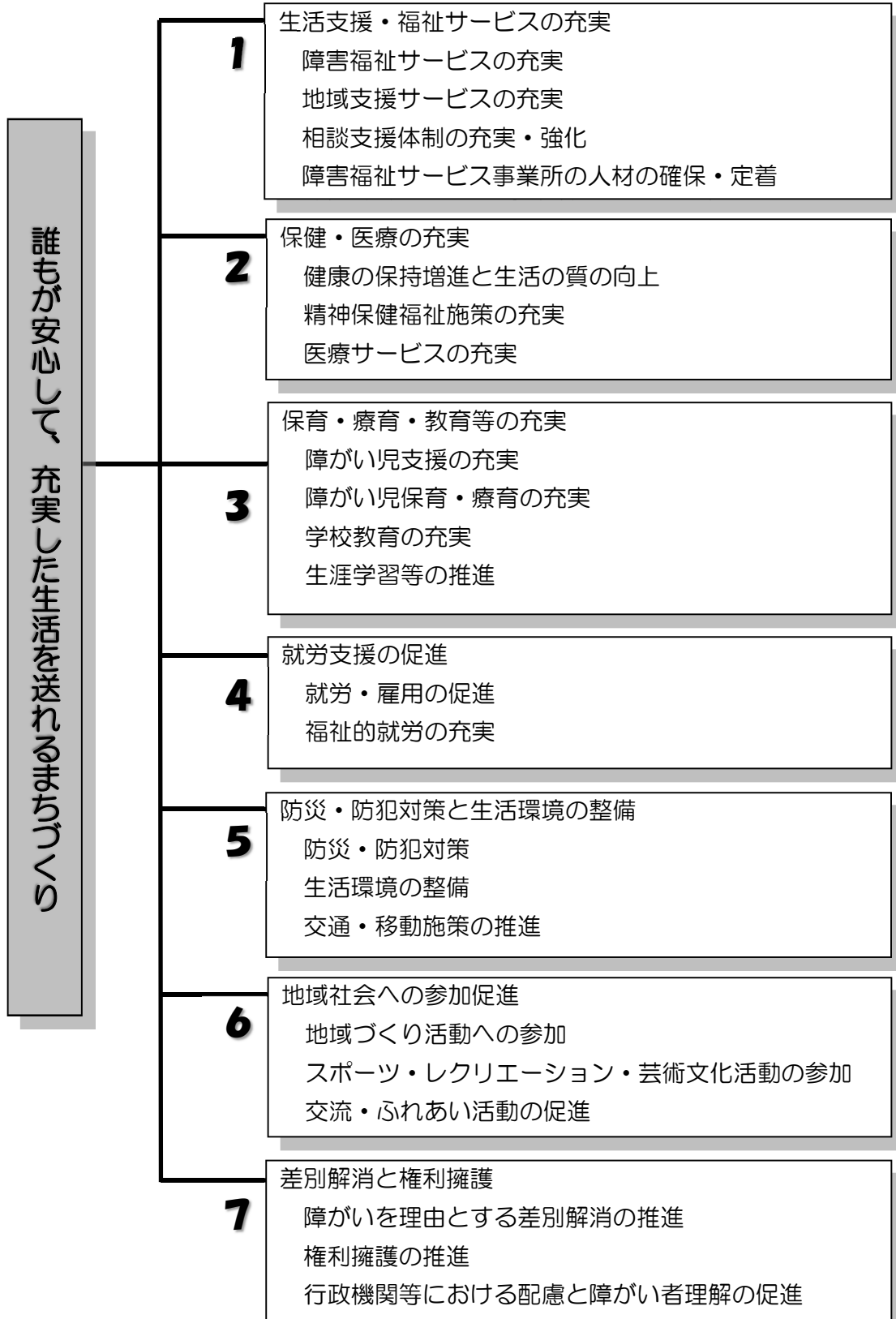
計画をより実効的に推進するため、庁内組織においては、社会福祉課を中心に関係部署と連携を図りながら、また、市全体としては、障がい者当事者やボランティアグループ等の市民団体、障害福祉関係事業者との協働により計画を推進します。

各計画における事業実施状況の点検・評価にあたっては、地域自立支援協議会で検証するとともに、県・近隣市町と連携を図りながら、必要に応じて見直しを行います。



第3項 基本施策

第6期八幡浜市障害者基本計画においては、次の7つの基本施策を推進します。



基本施策1 生活支援・福祉サービスの充実

1 障害福祉サービスの充実

(1) 障害者総合支援法に基づくサービスの数値目標と基本方針

国の基本指針を踏まえた上で、各項目の数値目標（事業量）を設定します。

計画期間	H18～H29	H30～R5	R6～R8
障害者福祉計画	第1～4期計画期間	第5～6期計画期間	第7期計画期間
障害児福祉計画		第1～2期計画期間	第3期計画期間
国の基本指針	基本方針及び、第2期以降は前期計画の実績を踏まえ計画を策定。3ヵ年計画の最終年度を目標に、数値目標を設定。	前期計画の実績を踏まえ、次期計画を策定。基本方針に則して、令和5年度を最終年度に、地域の実情に応じた障害福祉サービスの数値目標を設定	前期計画の実績を踏まえ、次期計画を策定。基本方針に則して、 令和8年度を最終年度に、地域の実情に応じた障害福祉サービスの数値目標を設定

① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 市を実施主体とする障がい種別によらない一元的なサービスの提供

障がい者等が地域で必要な支援を受けることができるよう、市が主体となって障害福祉サービスを提供することを基本とします。障害福祉サービスは、身体・知的・精神・難病等の障がい種別によらない拡充と実施を目指します。

③ 入所等から地域生活への移行・継続の支援、就労支援等の課題の対応

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制の整備を進めます。また、地域生活支援拠点等や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの機能の強化や整備等を進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域の住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り等、地域資源の実態等を踏まえながら、重層的支援体制整備事業の活用も含め包括的な支援体制の構築に取り組めます。

⑤ 障がい児の自立と健やかな成長のための発達支援

障がい児や発達に支援を要する子どもたちが、ライフステージに沿って関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図り、障がい児及びその家族の心身の健康を増進し、充実した生活を送れることを目指します。

⑥ 障害福祉人材の確保・定着

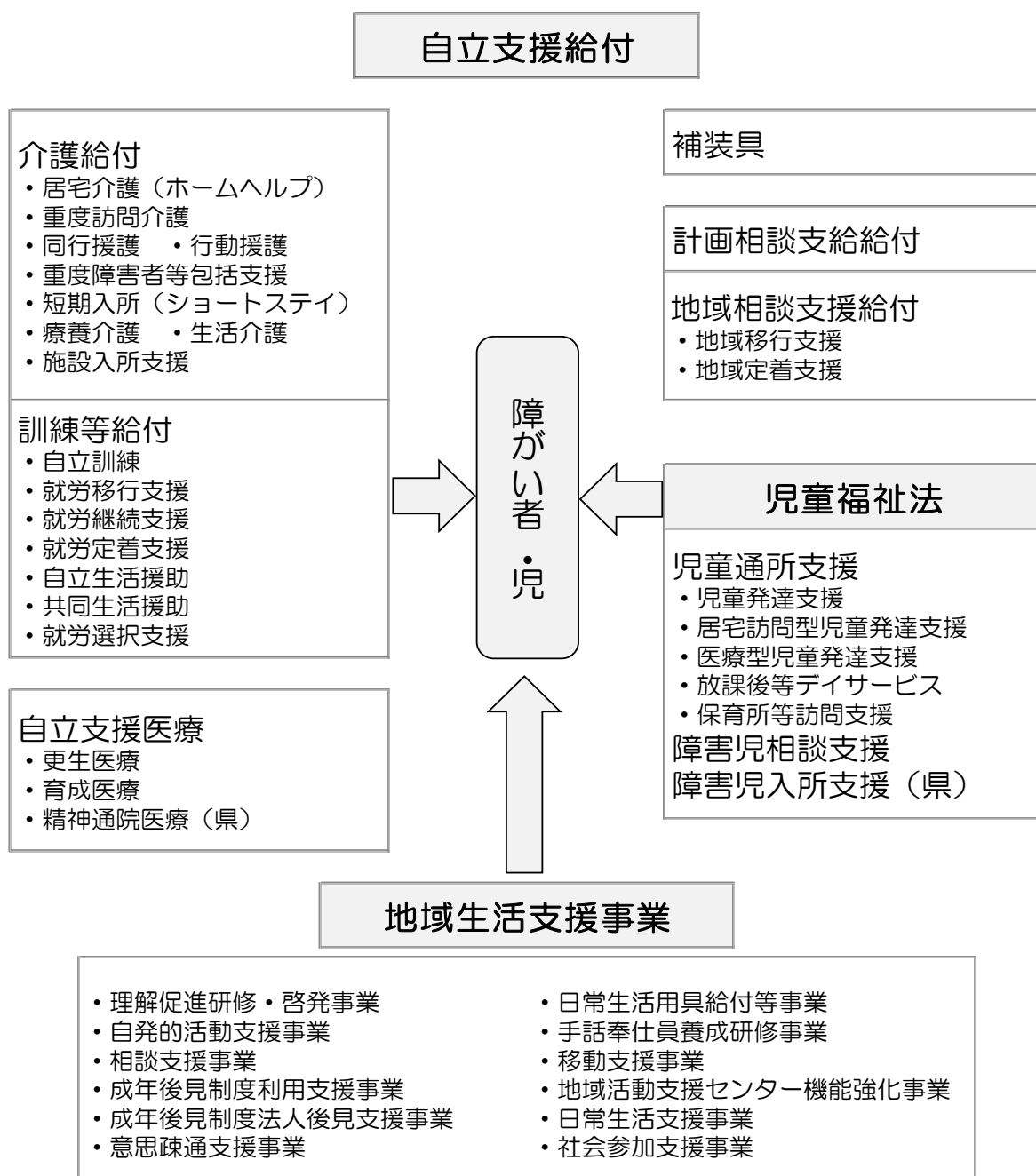
将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供するためには、それを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場が働きがいのある魅力的な職場であることの周知等を行うとともに、ハラスメント対策やICT等の導入による事務負担の軽減・業務の効率化に関係者と協力して取り組んでいきます。

⑦ 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に進めます。さらに、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図ります。

(2) 障害福祉サービスの概要

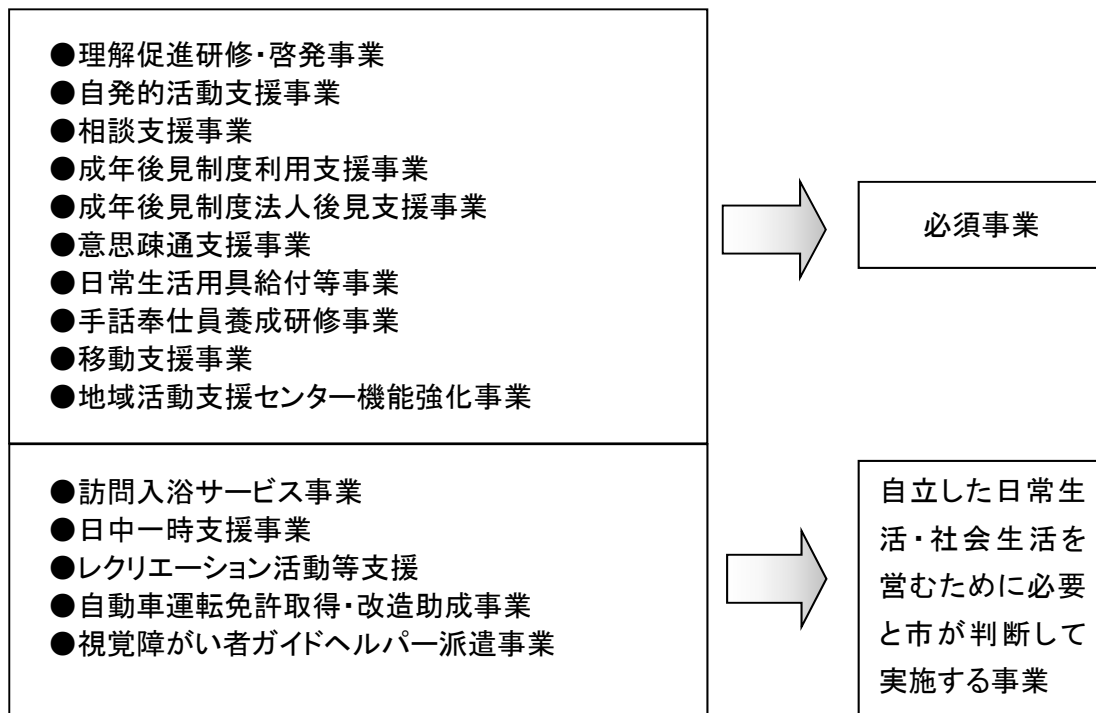
障害者総合支援法による障害福祉サービスは、個々の障がい者に対して支援が必要な都合や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定される「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。



2 地域支援サービス（地域生活支援事業）の充実

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障がい者（児）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

地域生活支援事業には、法律上実施しなければならない事業（必須事業）と、地域の実情に応じて市町村の判断で実施する事業（任意事業）があり、今後も地域ニーズを踏まえたサービス提供体制の充実に努めます。



3 相談支援体制の充実・強化

現状及び課題について

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠となっています。

制度の周知により、相談支援機関を利用する方は増えてきましたが、1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所もあることから、これらの事業所を援助するなどの取組が求められています。また、相談支援機関や医療機関、障害福祉サービス事業所等と連携を図りながら、基幹相談支援センターの設置も見据え総合的・専門的な相談支援体制の充実に努める必要があります。

施策の方向について

(1) 相談事業の充実・強化

障がい者やその家族が安心して地域で暮らしていくことのできる体制を整えるため、情報提供、相談活動等の推進を図ります。

情報提供と相談体制の充実・強化にあたっては、相談支援機関、障害福祉サービス事業所、保健センター、地域包括支援センター等と連携を深め、障がいの特性や当事者の状況に応じた相談支援を行えるよう、身近な相談支援体制の構築に向けた取組を進めるとともに、基幹相談支援センターの設置も含めた関連部署の連携にも努めます。

(2) 地域自立支援協議会（相談支援事業者連絡会）

地域自立支援協議会は、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者によって構成され、障害福祉事業者（団体）の連携と支援体制等を協議する地域障害福祉の中核的な役割を果たす機関です。

また、地域自立支援協議会において平成28年7月に設置した「相談支援事業者連絡会」は、事業者間で情報を共有し、困難事例の対応方法を検討することで、問題の解決と相談専門員自身のスキルアップを図っています。

今後も同会議を定期的を開催しながら、障がい者の自立に向けた相談体制の整備と充実に努めます。

4 障害福祉サービス事業所の人材の確保・定着

現状及び課題について

各産業における人材不足が進む中、将来にわたって安定的に障害福祉サービスを提供していくためには、それを担う人材の確保・定着を図る必要があります。今後は、障害福祉関係事業等と共通の問題意識を持ち、協力して人材の確保・定着について様々な取組を行っていく必要があります。

施策の方向について

人材確保のために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、ハラスメント対策やICTの導入による事務負担の軽減・業務の効率化に関係者と協力して取り組んでいきます。

基本施策2 保健・医療の充実

1 健康の保持増進と生活の質の向上

現状及び課題について

健康の保持増進や生活の質の向上には、早い時期での障がいの発見、早期に療育を受けることのできる体制整備、生活習慣病による障がいの発生予防の充実を図ることが大切です。今後も、保健センター等関係機関と連携しながら妊娠期からの健康診査や健康相談など各種保健事業を推進するとともに、生活習慣病予防のための対策や健康診査、介護予防事業にも取り組みます。

施策の方向について

(1) 健康づくりの推進

「健康寿命の延伸」を目標に、栄養、運動など各種健康づくりを総合的に推進し、健康の保持増進を図るとともに、各種健康相談や健康教室の活動の充実に努めます。

(2) 生活習慣病の発症と重症化の予防

生活習慣病の発症や重症化による障がいの発生予防と軽減を図るため、健康診査の受診率向上と、健康教育や健康相談による周知と普及促進に努めます。

(3) 母子保健事業の充実

妊娠期からの健康診査や健康管理対策を推進するとともに、育児相談や乳幼児の成長段階における健康診査事業の充実など、育児支援と適切な療育指導に努めます。

(4) 保健・医療・福祉の連携強化

障がいを軽減し、障がい者の自立を促進するため、適切な医療と二次障がいを予防するリハビリテーションを受けることができるよう、保健・医療・福祉の連携による整備体制づくりを推進します。

2 精神保健福祉施策の充実

現状及び課題について

近年の社会・経済情勢により、うつ病や統合失調症など精神疾患の患者は、年々増えていきます。本市でも、精神障害者保健福祉手帳を所持する方が年々増加し、精神障がい者を支える地域社会の形成が重要です。精神障がいへの偏見や差別の解消には、住民への精神障がい及び精神障がい者への理解を深めることが大切であり、行政窓口、保健所・保健センター、医療機関等が連携しながら、精神保健福祉施策の充実を図っていくことが必要です。

また、入院中の精神障がい者の退院と地域移行を推進するため、退院後に安心して暮らしていくことのできる環境整備に取り組みます。

施策の方向について

(1) 心の健康づくり対策の充実や障がいに対する知識の普及・啓発

妊娠出産から思春期、高齢期までライフステージに添った心の健康づくり対策や、ひきこもり、自殺関連、依存症支援の充実を図るとともに、精神保健ボランティアや社会福祉協議会等関係機関・団体と協力して学習会や講演会を開催する等、精神障がいや精神保健福祉に関する正しい知識の普及に努めます。

(2) 相談窓口の充実

ライフステージに添ったところの健康に関することや、ひきこもり、自殺関連、依存症等に対する相談等、身近な地域で相談ができる相談窓口の体制の充実に努めます。また、精神障がい者とその家族のニーズに対応した多様な相談体制の充実を図ります。

(3) 生活支援対策の充実

精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく生活することができるよう、精神障がい者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

(4) 地域移行・地域定着支援の充実

精神障がい者が地域の中で生活できるよう、訪問系サービスの充実、ショートステイやグループホーム等の各居宅生活支援を推進するとともに、入居保証人の確保など、地域生活移行の障壁となる問題解決に取り組みます。

また、退院可能精神障がい者の退院を目指して、県・近隣市町及び医療機関、相談支援事業所や地域援助事業所等と連携を図り必要なサービスの整備に努めます。

(5) 家族への支援

精神障がい者を抱え、悩みや不安を持ちながら生活している家族が出会い、交流を深め、情報を共有できるよう支援するとともに、家族会を紹介し、加入の促進に努めます。

3 医療サービスの充実

現状及び課題について

高齢化に伴い、医療機関を受診する方が多くなり、年々、国や地方自治体の予算に占める医療費の割合が高くなっています。障がい者の健康の保持、障がいの軽減、心身機能の維持・回復を促進するためには、身近な地域で受けることのできる医療サービスの充実を図っていくことが大切です。また、障がい者が医療機関に通院している割合が多いことから、医療機関との連携をより一層強化します。

施策の方向について

(1) 障害分野に精通した医療の充実

医療機関と連携して、障害分野に精通し、障がい者に配慮した診療内容・体制の充実を図ります。

(2) 医療費の助成

心身の障がいの除去・軽減に向けた適切な医療を確保するため、自立支援医療制度等により、適切な助成を行います。

(3) 医療・在宅におけるリハビリテーションの充実

保健、医療、福祉の連携のもとに、身近な医療機関で医学的リハビリテーションを受けることのできる体制を整えていきます。また、在宅におけるリハビリテーションの充実に努め、寝たきり等の防止を図っていきます。



基本施策3 保育・療育・教育等の充実

1 障がい児支援の充実

現状及び課題について

障がい児や発達に様々な課題を持つ子どもには、それぞれの特性に応じた適切な対応が必要であり、乳幼児期における障がいの早期発見を図るとともに、早期療育段階から保護者に寄り添い、保護者が子どもへの理解を深め、子育てをしていく力を高めていけるような支援を行うことが大切です。

また、子どもたちが成長する過程で一人一人の子どもにあった支援を継続していくには、福祉、保健、医療、教育等の関係機関が密接に連携しながら、ライフステージに応じた切れ目のない支援と一貫した療育・教育体制を整えることが重要です。

施策の方向について

(1) 相談体制の充実

子どもの発達に関する保護者の悩みや不安を解消し、障がい児一人一人に最も適切な保育・教育の場が提供できるよう、保健センター、発達支援センター単立ち、放課後等デイサービス、教育支援室、保育所、幼稚園、小・中学校、相談支援事業所など関係機関の連携を密にして、相談体制の充実を図ります。

発達障がいや重症心身障がいなど、それぞれの障がい特性を正しく理解し、保育・教育それぞれの場で適切な支援ができるよう、巡回相談や研修等による保育士及び教職員等の資質の向上に努めます。

(2) ライフステージに応じた支援の充実

福祉・保健・医療・教育・労働・雇用等の関係機関と保育士及び教職員等の担当者間において、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を必要に応じて共有・活用することが重要です。

市が作成している「子育てリレーファイル（みかんファイル）」及び、「教育支援計画」を有効活用し、発達支援と療育・教育を開始してから学校を卒業し、社会人になるまで、切れ目のない一貫した支援体制の整備に努めます。

2 保育・療育の充実

現状及び課題について

「障がいのあるなしに関わらず、誰もが分け隔てなく日常生活を送ることができる社会の実現」というノーマライゼーションの理念に基づき、全ての人々が共に生活し、共に生きる社会を実現するためには、幼少時から活動を共有し、共に学び共に育つ中で、障がいに対する正しい理解と認識を深めることが重要です。

本市では、子ども・子育て支援事業計画に基づき、支援が必要な子どもへのきめ細やかな対応として、保育所や幼稚園における障がい児保育の充実に努めており、今後も、障がい児と障がいのない子どもと一緒に活動する統合保育に向けた取組を継続していきます。

また、障がい児とその保護者からは、休日等に集える仲間や活動できる場所の提供を求める意見もあるため、今後は、保護者会や家族会等を通じてネットワークの構築と活動の場の確保に取り組む必要があります。

施策の方向について

(1) 保育所・幼稚園等の受け入れ体制及び療育の推進

身近な地域における療育の場を確保するため、障がい児保育の充実に努めます。
子ども・子育て支援事業計画に沿って、関係施設の整備と適正な保育士の配置を実施し、障がいのある子どもが安全に通所できる環境を整えることで、集団生活における適正な保育によって、子どもたちの健やかな発達につなげます。

(2) 交流保育の充実

障がいのある子どもとない子どもとの交流を促進し、子ども同士、保護者同士の相互理解を図ります。

(3) 児童発達支援の充実

子どもの発達に心配のある保護者に対しては、発達支援センター単立ち等について説明するとともに、発達支援センター単立ちと保育所・幼稚園の双方で情報を共有しながら、より効果的な療育が実施できるよう努めます。

(4) 巡回保育相談の充実

障がい児が通う市内の保育所・幼稚園に巡回支援専門員（保育士）を派遣して、保育士のスキルアップと保護者への相談体制強化に努めます。

(5) 放課後や長期休業中の支援の充実

障がい児の居場所をつくり、集団生活を通した子どもたちの健全な育成を図るため、放課後等デイサービスのサービス充実に努めます。

夏休みなど学校の長期休業中や休日には、教育支援室によるミュージック・ケアやソーシャルスキルトレーニングなど各種療育事業やイベントを開催し、活動の場の提供と保護者間のネットワークの構築につなげます。

3 学校教育の充実

現状及び課題について

特別支援教育は、子ども一人一人を理解し、きめ細やかな支援・指導を行うものです。本市では、特別支援教育コーディネーターを中心に、幼稚園・小・中学校で特別支援教育の推進と充実に取り組んでいます。また、発達障がい等を含む支援が必要な子どもに対しては、学校生活支援員を配置するとともに、通級指導教室の設置や発達障がい支援アドバイザーの学校派遣等も進め、子どもたちの健やかな成長につながるよう学校での生活をサポートしています。これからも引き続き、障がい児と保護者のニーズを的確に把握して、適切な就学と一貫した教育支援体制の充実に努めます。

また、近年では、子ども一人一人の多様性に配慮し、障がいの有無に関わらず、誰もが望めば、地域の通常の学級で学べる「インクルーシブ教育」を推進する動きが起きている。今後は、教育委員会と連携しながら、障がい児と保護者に対する相談支援体制を一層充実させるとともに、幼稚園・小・中学校で障がい理解教育を積極的に推進し、子どもたちが成長した後の共生社会の実現につながるような教育環境を整備する必要があります。

施策の方向について

(1) 就学指導・相談の充実

障がい児の保護者が抱える悩みや不安を解消・軽減するため、福祉・保健・医療・教育等関係機関が連携して、療育・教育相談を実施します。就学前児童に関しては、発達支援センター・児童発達センター、保健センター、保育所、幼稚園等が保護者や本人の意向を確認しながら、必要な情報を学校に提供し、学校生活への円滑な移行につなげます。

(2) 特別支援教育の推進

障がい児一人一人のニーズに応じたきめ細やかな指導と支援が行えるよう、放課後等デイサービスなど関係機関と連携しながら幼稚園・小・中学校それぞれの成長過程に適した特別支援教育を推進します。

また、幼稚園・小・中学校における支援体制の機能強化と特別支援教育コーディネーターの実践力向上を図るとともに、特別支援教育に関する専門性を有する人材の育成と特別支援教育の充実に努めます。

(3) 障がい理解教育の充実

障がいの有無に関わらず、お互いを尊重し合い、共に生活することのできる共生社会の実現に向けて、子どもたち自身が考えて行動できるように、障がい理解教育を推進します。

また、障がい児と障がいのない子どもとの交流活動を促進し、ふれあいを深めることで、お互いを思いやる心を育む教育環境を整備します。

(4) 教職員の資質の向上

幼児及び児童生徒それぞれの成長段階と障がいの程度に応じた多様な教育ニーズに対応するために、指導力の向上につながる研修会や講演会等に積極的に参加するとともに、担当者会議の開催や校内研修の充実に努めます。

(5) 学校施設・設備の改善・充実

障がい児が安全な環境で教育を受けることができるよう、校内の段差解消やトイレの改修等の施設整備と併せて、校内での移動が困難な子どもに対しては、状況に応じた移動支援を行うなど合理的配慮に努めます。

4 生涯学習等の推進

現状及び課題について

長い人生において、教育課程を修了した後も自らの意思で学習して成長し、生きがいを感じながら自分らしく生きていくことは、人間として当然の権利です。また、障がい者が地域の中で自立した生活を送るためには、障がい者一人一人がそれぞれの特性に応じた可能性を引き出し、社会生活の基礎を養うことが重要になります。

しかしながら、社会活動や生涯学習の機会に参加する障がい者の人数は依然として少ないのが現状です。そのため、今後は、障がい者が積極的に社会活動に参加できる環境づくりと障がい者に配慮した生涯学習の機会を提供できる体制整備が重要になります。

施策の方向について

(1) 生涯学習の充実

障がい者のニーズに応じた生涯学習活動を推進するとともに、障がいのある人とな
い人との交流を促進し、地域生活への移行と定着につなげます。

また、障がい者が参加しやすいようなイベントや講演会等の企画や交流・ふれあいの場の確保・提供に努めます。

(2) 生涯学習施設の整備

障がい者が生涯学習に気軽に参加できるように、関連施設における段差解消、スロ
ープ設置、身体障がい者用トイレの整備などバリアフリー化を進めます。



基本施策4 就労支援の促進

1 就労・雇用の促進

現状及び課題について

障がい者が就労して収入を得ることは、本人の社会参加と経済的自立のみならず、生活の質の向上と生きがいづくりにつながります。しかしながら、福祉施設から一般就労への移行は難しい面が多く、障がい者の就労率は依然として低い現状にあります。

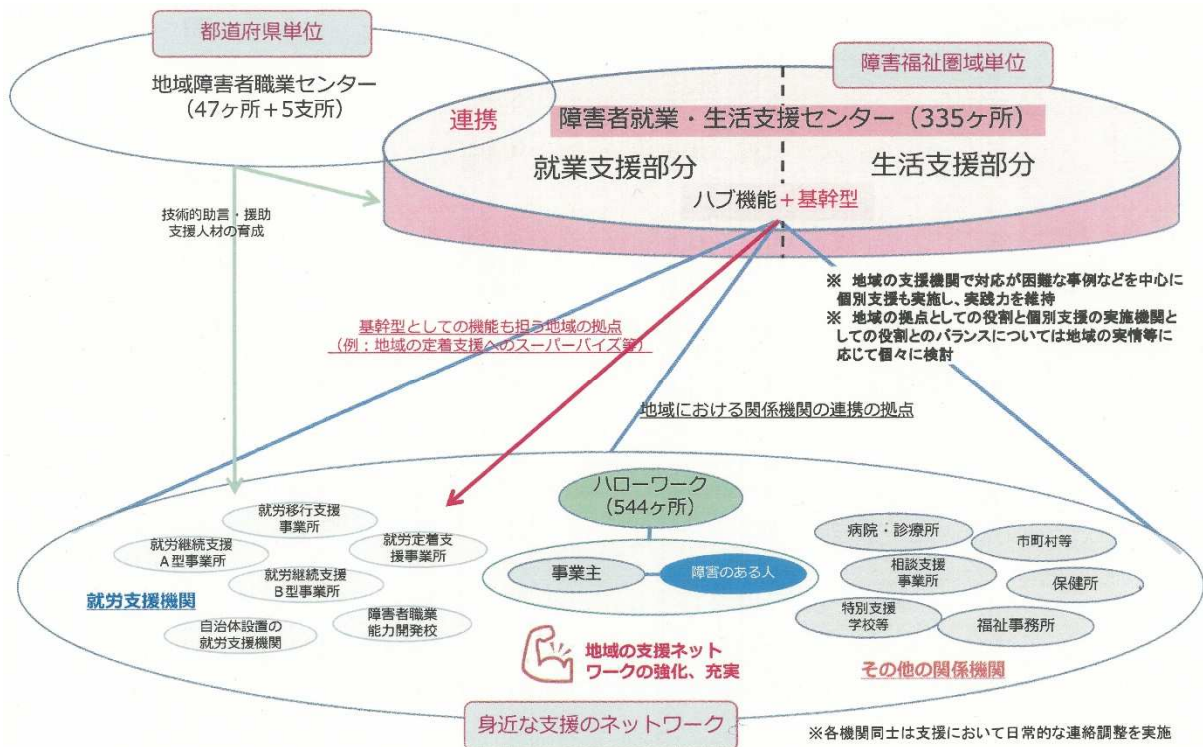
今後は、障がい者の就労移行と就労継続を支援する事業所及び関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実と地域の特性に応じた就労支援体制の整備に取り組みます。

施策の方向について

(1) 就労支援の促進とネットワークの強化

県やハローワーク等の関係機関と連携して、障害者雇用率制度の周知・啓発に努めます。また、法定雇用率の達成に向けて障がい者雇用の推進を企業に働きかけるとともに、障がい者就業・生活支援センターを中心として、就労支援に関する情報交換や施策の検討を行っていくネットワークの強化に努めます。

障害者就業・生活支援センターと地域の関係機関との連携イメージ



※ 厚生労働省「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会報告書(令和3年6月)」より抜粋

(2) 障がい特性に応じた就労支援

障がい者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、短時間雇用、在宅就業等に対応した障がい者の雇用機会の拡大を図るとともに、情報通信技術（ICT）を活用した働き方について、必要な支援、環境づくりに取り組みます。

2 福祉的就労の充実

現状及び課題について

障がい者が地域社会で自立した生活を営むためには、日中の就労の場を確保するなど、職業を通じて社会参加を果たすことができる環境づくりが重要です。今後、段階的に障害者雇用率の引き上げが予定されていますが、現時点では障がい者の雇用が義務付けられる一定規模以上の事業所が地域に少ない状況にあり、福祉的就労施設（就労継続支援B型事業所など）を利用する方が多い要因の一つと考えられます。

今後は、多様な障がい種別に応じた福祉的就労施設等の整備、工賃向上につながるような製品の開発、販売促進及び受注促進の支援に取り組みます。

施策の方向について

(1) 福祉的就労施設等の充実

障がい者一人一人が障がいの状態に応じた就労の場を確保・充実できる環境を整備するため、施設や作業所等の関係事業者との連携をさらに強化し、継続的な運営に必要な支援を行います。

(2) 自主製品の開発、販路の拡大

福祉的就労への支援を図るため、就労継続支援B型や小規模作業所等の自主製品の開発、販売促進及び受注促進を支援するとともに、市で調達する物品等について福祉的就労施設等の指名・選定の機会を増やすよう取り組みます。

また、市内の企業や団体に対しても積極的な利用を呼びかけます。

(3) 新たな雇用の創出

一人でも多くの障がい者が身近な地域で就労できる環境を整備するため、福祉的就労施設への参入を検討する団体があれば積極的にサポートします。

また、事業所及び関係機関と連携しながら、新たな生産活動事業の開始や障がい者が就労可能な雇用の場の創出について取り組みます。



基本施策5 防災・防犯対策と生活環境の整備

1 防災・防犯対策

現状及び課題について

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、令和2年7月豪雨（熊本豪雨）や令和6年能登半島地震など、近年、日本各地で想定を上回る自然災害が頻発しています。加えて、南海トラフを発生源とする大地震（南海トラフ地震）が、今後、高い確率で発生することが予想されており、高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児等の特に配慮を要する方（要配慮者）や、支援を要する方（避難行動要支援者）の安全を確保することが重要な課題となっています。

本市では、これまでに、高齢者や障がい者の安全確保を図るため、防災・防犯に関する意識啓発、避難行動要支援者名簿の作成、緊急通報システムの設置など、地域ぐるみの総合的な防災・防犯対策に努めてきました。

今後は、障がい者に配慮した防災・防犯体制の一層の充実を図るため、引き続き住民意識の啓発に努めるとともに、避難行動要支援者避難支援制度の周知、緊急通報システム装置の普及、災害発生時の避難誘導體制及び避難所等の整備に取り組みます。

施策の方向について

(1) 防災意識の啓発と防災訓練への参加促進

地域防災計画に基づいて、防災意識の普及啓発を進めるとともに、防災訓練等への障がい者や家族の参加を促進し、基礎的な防災意識や防災技術を習得できるように指導し、誰もが参加できる防災訓練や自主防災体制の確立に努めます。

(2) 避難誘導體制の確立

災害発生時における障がい者の安全を確保するため、自主防災組織など事前に協定を締結した避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿等の情報を提供し、要支援者の把握と掘り下げを行います。

また、避難支援等関係者と連携しながら、障がい者本人や家族に聞き取り調査を行い、避難行動に必要な支援内容等の計画（個別プラン）の作成に取り組み、避難誘導體制の確立に努めます。

(3) 避難行動要支援者避難支援制度の周知

障がい者自身が災害時の避難行動時の理解を深めるため、避難行動要支援者避難支援制度の周知を図り、民生委員や自主防災組織等の関係機関と連携して日頃の見守り、災害時の避難支援、迅速な安否情報等が行われるよう努めます。

(4) 避難所等の整備

災害発生時における避難場所と避難所（避難施設）の周知に努めるとともに、各避難所において、障がい者に配慮した受入体制と環境整備に取り組みます。

また、福祉避難所（市保健センター等）に関しては、医療・保健機関や障がい者関係事業者等の意見を参考にして、避難所開設後の運営方法等を検討します。

(5) 緊急時の情報提供体制の整備

災害の予知及び災害時に迅速に対応できるよう、防災関係機関との連携を密にし、障がい者が安心して生活できる環境づくりに努めるとともに、ファックスやEメール・携帯電話等の情報通信機器の活用を検討する等、確実な情報伝達や意思疎通を図るための通報体制の強化に努めます。

(6) 防犯意識の普及促進

障がい者が犯罪に巻き込まれない環境づくりを促進します。近年多発する振り込め詐欺等に対しては、警察と協力して、被害を未然に防ぐ情報提供と意識啓発に努めます。また、消費生活センターと連携しながら、障がい者に対する悪徳商法等の被害防止と意識啓発に取り組みます。

2 生活環境の整備

現状及び課題について

住宅は生活の基盤であり、障がい者が快適な日常生活を営むには、それぞれの障がいにあった住宅の整備が必要です。また、障がい者は、地域での生活を望んでおり、地域における適切な居住環境の確保及び他者との円滑なコミュニケーションを図るための支援が求められています。

今後は、障がい者の地域での自立生活と家族の介護負担軽減を図るため、コミュニケーション支援の充実を図るとともに、障がいの特性やニーズに応じた住まいづくりを推進します。

施策の方向について

(1) 地域における生活場所の確保に向けた支援

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、入所施設から地域生活への移行を促進するため、グループホーム等の整備、民間賃貸住宅や空き家の活用等、地域における居住場所の確保に努めます。

また、相談支援事業所と連携しながら、地域移行・地域定着支援事業の活用、入居に必要な保証人の確保など多面的に入居を支援します。

(2) コミュニケーション支援の充実

意思疎通や情報の取得が困難な障がい者に対して、障がいの特性に対応した情報の発信や障がい者自身が必要な情報を取得するための支援を充実します。

手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を養成し、派遣事業の推進を図るとともに、講演会やイベントなど様々な場で手話通訳者を設置するよう取り組みます。

また、ボランティア等との連携を図り、点字・朗読・手話・要約筆記等のボランティアの育成を推進します。

3 交通・移動施策の推進

現状及び課題について

本市ではこれまで、歩行が困難な方や車いす利用者の外出を支援するサービスを実施してきました。また、ハード面については、市庁舎や病院、体育施設等の公共施設に身障者用のトイレを設置し、歩道には視覚障がい者誘導用ブロックの敷設等を整備していますが、外出環境の整備は、まだ十分とはいえません。

障がい者が積極的に社会参加していくためには、一人一人の障がいの状態等に応じて気軽に外出できる環境づくりを推進していくことが重要です。公共施設等の建物における物理的障壁（バリア）や道路の段差の解消など、障がい者にとっての社会的阻害要因を取り除き、誰もが安心して利用できるよう環境整備に取り組みます。

施策の方向について

(1) 広報活動の推進

公共施設を設置・改修する際には、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）に基づき、障がい者の利用に配慮した整備を進めます。

また、民間事業者が設置する施設においても、県や関係機関と連携を図りながら、障がい者にやさしいまちづくりを積極的に広報します。

(2) 障がい者にやさしい空間の確保と交通安全施設の整備

道路等を整備する際には、「道路移動等円滑化基準」に適合するよう、歩道の幅員確保、歩道の段差解消・勾配改善、視覚障がい者誘導用ブロック、音声案内設備や案内標識の効果的な設置など障がい者等にやさしい空間の確保に努め、障がい特性に対応した見やすく分かりやすい道路標識や道路標示などの交通安全施設の整備を図ります。

(3) 外出支援の充実

障がい者が地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるためにも、障がい者の外出支援を充実させ、障がい者と地域住民との交流・ふれあいの場を増やします。具体的には、運転免許取得や障がいに対応した自動車への改造助成、身体障がい者補助犬の給付、ガイドヘルパーの養成・派遣など、移動対策の充実を図ります。また、地域生活支援事業における移動支援事業の充実を図るため、実施事業者等と連携した効果的なサービスを提供します。

基本施策6 地域社会への参加促進

1 地域づくり活動への参加

現状及び課題について

障がいのある人もない人も住みなれた地域で充実した生活を送るためには、全ての市民が障がいや障がい者に対する差別や偏見を取り除き、正しい知識と理解を深めていくことが重要です。

これまでの啓発活動によって、市民の障がい者に対する意識は徐々に高まってきていますが、今後も市民に対する意識啓発活動を積極的に推進し、全ての地域住民がお互いに理解し合える住みよいまちづくりを進める必要があります。

施策の方向について

障がいや障がい者に関する認識と理解を深めるため、市広報誌やインターネット等を活用して、障がい者団体等の活動や各種イベントを積極的に紹介するほか、障がい者や家族に分かり易いパンフレット等の発行や障害福祉関連の情報を入手しやすい環境整備に取り組みます。

県及び関係機関と連携しながら、障害者週間、発達障害啓発週間、精神保健福祉普及運動期間及び障害者雇用支援月間等の諸行事と障がいに関する啓発事業を推進します。

2 スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の参加

現状及び課題について

スポーツは、障がい者にとって体力の維持・増強のみならず、機能訓練や機能回復の面でも非常に効果的であり、障がい者の自立や社会参加を促進し、障がい者の健康的な生活を営むには、重要な役割を担っています。また、芸術文化を創造し、享受することは、障がいの有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものであり、地域において、障がい者の芸術文化活動を通じた交流等を促進することは、障がいへの理解を深め、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会を構築するため、重要なことです。

しかしながら、障がい者が余暇活動としてスポーツやレクリエーション、芸術文化活動を気軽に楽しめる環境が十分に整備できていないといえます。今後は、障がい者が気軽にスポーツや芸術文化活動を体験したり、イベントに参加できる環境づくりを推進していく必要があります。また、視覚障がい者等の読書環境の整備をすすめる必要があります。

施策の方向について

(1) スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の振興

各障がい者団体など関係機関と連携を図り、障がい者に配慮したスポーツ・レクリエーション・芸術文化活動を推進するとともに、障がいに対する理解を深めるため、障がいのない人に対しても積極的に周知し、参加機会の創出に努めます。また、県及び関係機関と連携しながら、視覚障がい者等の読書環境の整備をすすめる必要があります。

(2) スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の人材育成

スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動に携わる人材を育成するため、県や関係機関と連携して研修会や講習会を開催し、参加活動の場の拡充に努めます。

3 交流・ふれあい活動の推進

現状及び課題について

障がい者の多くは、地域での当たり前の生活を望んでおり、休日等に活動できる仲間や交流・ふれあい活動の場を求める声が多くあります。障がい者やその家族の声を聴く機会を定期的に設け、その時々ニーズを把握することで、今後の障害福祉施策の推進につなげる取組が必要です。

また、交流・ふれあい活動を継続するには、障がい者関係団体との連絡調整やイベント等の運営を支えるボランティアや NPO 団体等の役割が重要になります。そのため、ボランティア活動や NPO 団体への支援を通して、人材の育成・確保に努めるとともに、交流・ふれあい活動の普及と参加機会の拡充を進める必要があります。

施策の方向について

地域住民と障害福祉関係者との交流や各障がい者関係団体が意見交換できる場を確保していきます。

障がい者の自主的な社会参加と地域生活への移行を目指して、交流・ふれあい活動を推進するため、NPO・ボランティア活動を積極的に支援するとともに、活動に携わる人材の育成・確保に努めていきます。

基本施策7 差別解消と権利擁護

1 障がいを理由とする差別の解消

現状及び課題について

障がいを理由とする差別があることの現状を踏まえ、平成28年4月施行の「障害者差別解消法」等に基づき、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、差別解消の推進に取り組みます。

施策の方向について

「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念について普及を図ります。

国、県及び関係団体等と連携しながら、企業・団体をはじめ市民に障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るための啓発活動や、「福祉のつどい」をはじめ障がい者に対する理解を深める取り組みを推進します。

2 権利擁護の推進

現状及び課題について

平成24年10月施行の「障害者虐待防止法」を踏まえ、「八幡浜市障害者虐待防止センター」を中心に障害福祉サービス事業者や各種関係機関とのネットワークを活用して、虐待の未然の防止、虐待発生時の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組む必要があります。

判断能力が十分でない人が自己の権利・利益を守り、人間らしい生活を営むには、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等の支援が必要です。また、障がい者の家族にとって、親亡き後の障がい者の財産と生活を守ることは大変重要な問題であり、家族の不安や悩みを解消・軽減するためにも、八幡浜市社会福祉協議会に運営を委託する「八幡浜市権利擁護センター」と連携しながら、成年後見制度等の周知と利用促進を図る必要があります。

その他、学校、保育所等、医療機関、事業所等における虐待防止の取組を推進するため、障がい者虐待防止研修への受講を促す等、連携を進めていく必要があります。

施策の方向について

(1) 障がい者（児）虐待の防止

虐待案件を未然に防止する観点から、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対し、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めるなど、「八幡浜市障害者虐待防止センター」との連携の重要性について周知等に努めます。また、事業所に対しては虐待防止委員会の設置、従業者への研修の実施など周知に努めます。

(2) 成年後見制度等の周知・普及と利用促進

障がい者の人権に関する実態を踏まえ、判断能力が不十分な人の財産と権利を保護するため、八幡浜市権利擁護センターにおいて、成年後見制度をはじめ障がい者の権利擁護に関する各種事業を適正に実施し、利用者を支援することで、障がい者と家族の不安や悩みの解消・軽減につなげます。

事業を委託する八幡浜市社会福祉協議会と連携しながら、制度の周知と市民後見人の養成など、地域全体で障がい者を支える環境づくりに努めます。

3 行政機関等における配慮と障がい者理解の促進

現状及び課題について

障がい者がそれぞれの障がい特性に応じた適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等に対する障がい者の理解、意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図る必要があります。また、障がい者がその権利を円滑に行使することができるように、選挙における投票行為や行政サービスを利用する際の障がい者に対する配慮に努める必要があります。

施策の方向について

事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がい者が求める「社会的障壁の除去」の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

障がい者への配慮マニュアルを関係部署の職員に周知し、障がい者に関する理解を促進することにより、窓口等における障がい者への対応の充実を図ります。また、アクセシビリティに配慮した行政情報の提供に努めます。

第4章 障害者福祉計画・障害児福祉計画

第1項 計画推進の方向性

第6期八幡浜市障害者基本計画の基本理念に基づき、計画推進の方向性を次のとおり定めます。

【障害者福祉計画】

1 障害福祉サービス等の充実

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ります。

2 福祉施設から地域生活及び一般就労への移行促進

障がい者等の自立支援の観点から、地域における居住の場としてのグループホーム等での共同生活を支援するとともに、就労移行支援事業及び就労継続支援事業等の充実と就労機会の拡大に取り組み、福祉施設から地域生活・一般就労への移行及びその定着を進めます。

3 地域共生社会の実現に向けた取組

障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域資源の実態等を踏まえながら包括的な支援体制の構築に取り組みます。また、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進も図ります。

4 相談支援体制の充実・強化及び障害福祉人材の確保

利用者のニーズに対して、迅速かつ適正に対応できるように、相談支援事業所との連携を強化するとともに、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供していくための人材確保・定着について研修の実施や職場環境の整備など関係機関と協力して取り組みます。

【障害児福祉計画】

1 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援、障害児相談支援等、障がい種別にかかわらず、質の高い発達支援の充実を図ります。

また、医療的ケア児等、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

2 発達障がい者等及び家族等への支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの特性を理解し適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の確保に取り組みます。

3 障がい児支援の提供体制の確保

障害児通所支援等について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、また、重層的な障害児通所支援の体制整備についても取り組みます。

障がい児のライフステージに沿って、地域の障害福祉、保育・教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

第2項 計画策定のポイント

第7期障害者福祉計画及び第3期障害児福祉計画では、次の点に考慮して計画を策定します。

【国の基本指針の見直し内容】

1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

入所等から地域生活への移行を希望する者が地域で暮らすことができるよう、日中サービス支援型指定共同生活援助や自立生活援助等も含め、重度障がい者についての必要なサービス量を見込むなどニーズの把握に努める必要がある。

また、地域生活への移行の支援・充実させるため地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる地域の支援ニーズの把握等、効果的な支援体制の構築を進めその機能の充実を図る。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるため、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を引き続き推進する。

3 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を更に進めるとともに、就労定着支援の更なるサービスの利用を促す。また、一般就労中における就労系障害福祉サービスの一時的な利用についても必要性に応じて適切に利用されるよう取り組むことが必要。

4 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

重層的な地域支援体制の構築を目指すため児童発達支援センターを設置し、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう各都道府県等は移行調整に係る協議の場を設置し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

また、医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実を図ると共に、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保し、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。

5 発達障がい者等支援の一層の充実

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の構築や、これらの支援プログラム等の実施者を養成することが重要。また、適切な発達支援を行うために、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要。

6 地域における相談支援体制の充実強化

相談支援体制を充実・強化するため、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うために必要な協議会の体制確保を基本とする。

7 障がい者等に対する虐待の防止

事業所は虐待防止委員会の設置等の措置を講じなければならない。また、学校、保育所等、医療機関における障がい者を含む虐待防止の取組を推進するため、都道府県の実施する研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要がある。

また、精神科病院における虐待防止に向けた取組を一層推進するため、業務従事者等への研修や患者への相談体制の整備、虐待を発見した者に通報が義務付けられた。

8 「地域共生社会」の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。

また、年少期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要がある。

9 障害福祉サービス等の質の確保

障害福祉サービス等の多様化とともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者

総合支援法の基本理念を念頭に、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供ができていくのか検証を行っていくことが望ましい。

また、障害福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していく必要がある。

10 障害福祉人材の確保・定着

人材の確保・定着を図るため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備やハラスメント対策、ICT導入による事務負担の軽減に取り組むことが重要。

11 よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい者（児）福祉計画の策定

障がい者等が可能な限りその身近な地域において必要な支援を受けられる環境を整備する観点から、地域の実情に応じて、市町村内のよりきめ細かな地域単位でのニーズや、医療的ケアを必要とする者や重度の障がい者等のニーズについても把握することが望ましい。

12 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

障がい特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障がいや難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図るための取組を実施することが必要である。

13 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するに当たっては、難病患者や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえる。また、多様な症状や障がい等その特性に配慮しながら、障害福祉サービスの利用も含む支援体制を整備することが重要。

14 その他：地方分権提案に対する対応

障害者福祉計画等は3年を1期として作成することを基本としつつ、地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して柔軟な期間設定を可能とする。

また、サービスの見込量以外の活動指標については、地方公共団体の実情に応じて任意に定めることが可能。

第3項 障害福祉サービス等の成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(国の基本方針)

令和8年度末までに、①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、②令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上削減することを基本とする。

令和4年度末時点で施設に入所している障がい者の人数は69人となっています。

令和8年度末までに地域生活に移行する人数として5人(7.2%)を目標値に設定するとともに、令和8年度末の施設入所者は、4人(5.8%)削減した65人を目指します。

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の入所者数	69人	令和4年度末時点で施設に入所している障がい者数
【目標値①】 目標年度の地域生活移行者数	5人 7.2%	令和8年度末までに、施設入所からグループホームや一般住宅等へ移行した障がい者数の目標(6%以上)
【目標値②】 目標年度の施設入所者数の削減数	4人 5.8%	令和8年度末時点での施設入所者数の削減目標(5%以上)

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(国の基本方針)

都道府県は、①令和8年度末における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。②令和8年度末の精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数を設定する。③令和8年度における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、6か月時点の退院率を84.5%以上、1年時点の退院率を91%以上とすることを基本とする。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における早期退院率については、愛媛県の設定する目標値とし、愛媛県と連携して、退院可能な精神障害者に対して地域生活への移行や定着を支援する取り組みを充実させます。

3 地域生活支援の充実

(国の基本方針)

地域生活支援拠点等について、令和 8 年度末までに各市町村において整備するとともに、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の整備を進め、また、年 1 回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

また、強度行動障害を有する障がい者の支援体制の充実を図るため、令和 8 年度末までに地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活を充実させるため、令和 8 年度末までに地域生活支援拠点の整備を目指すとともに、その機能の充実のためコーディネーターの配置等を進め、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

また、強度行動障害を有する障がい者の支援体制の充実を図るため、令和 8 年度までに強度行動障害を有する障がい者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

項目	数 値	考え方
【目標値】 目標年度の地域生活支援拠点数	1 箇所	令和8年度末の地域生活支援拠点数
【目標値】 コーディネーター等の配置人数	1 人	機能の充実を図るための体制の構築
【目標値】 1年間に行う検証及び検討の実施回数	1 回	地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数
【目標値】 強度行動障がい者を支援する支援体制の整備	1 箇所	地域の関係機関が連携した支援体制の整備箇所数

4 福祉施設から一般就労への移行等

(国の基本方針)

令和 8 年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じた一般就労への移行者数を令和 3 年度実績の 1. 28 倍以上にすることを基本とする。

本市における令和3年度の福祉施設から一般就労への移行者数は2人となっています。令和8年度に福祉施設から一般就労に移行する人数として5人を目指します。

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	2人	令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	5人 2.5(倍)	令和3年度実績の2.5倍(1.28倍以上)

(国の基本方針)

- ①令和8年度中に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.31倍以上にすることを基本とする。
- ②令和8年度中に就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.29倍以上にすることを基本とする。
- ③令和8年度中に就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上にすることを基本とする。

一般就労への実績値は下記の表のとおりとなっています、令和8年度に一般就労に移行する人数として就労移行支援事業所からは1人、就労継続支援A型事業所とB型事業所からは各2人を目指します。

一般就労への移行者	令和3年度実績値	令和8年度目標値	考え方
①就労移行支援事業から	0人	1人(-)	目標値 1.31倍以上
②就労継続支援A型事業から	1人	2人(2倍)	目標値 1.29倍以上
③就労継続支援B型事業から	1人	2人(2倍)	目標値 1.28倍以上

(国の基本方針)

就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上である就労移行支援事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

本市には現在、就労移行支援事業所はありませんが、令和8年度までに就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所1箇所を目指します。

項目	数値	考え方
令和4年度の就労移行支援事業所数	0 箇所	令和4年度における就労移行支援事業所の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者が5割以上の事業所数	1 箇所 100 %	令和8年度の一般就労移行者数が5割以上の就労移行支援事業所の見込数(5割以上)

(国の基本方針)

令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の1.41倍以上にすることを基本とする。

本市における令和3年度の就労定着支援事業の利用者数は0人となっています。令和8年度における就労定着支援事業を利用する人数として1人を目指します。

項目	数値	考え方
令和3年度の就労定着支援事業利用者数	0 人	令和8年度における就労定着支援事業の利用者数
【目標値】 目標年度の就労定着支援事業利用者数	1 人 - (倍)	就労定着支援事業の利用者数を1人見込む(1.41倍以上)

(国の基本方針)

就労定着率7割以上である就労定着支援事業所を令和8年度末までに全体の2割5分以上とすることを基本とする。

本市には就労定着支援の実施事業者はありません。また近隣にも実施事業者が無い状況ですが、令和8年度までに就労定着率が7割以上の事業所1箇所を目指します。

項目	数値	考え方
令和4年度の就労定着支援事業所数	0 箇所	令和4年度における就労定着支援事業所の数
【目標値】 目標年度の就労定着率が7割以上の事業所数	1 箇所 100 %	令和8年度の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の見込数(2割5分以上)

5 障害児支援の提供体制の整備等

(国の基本方針)

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とし、また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

児童発達支援センターは、施設に通う子どもの通所支援や、障がいのある子どもや家族への支援、保育所・幼稚園などの障がいのある子どもを預かる機関との連携・相談・支援を行う施設です。当市は、現在設置している発達支援センター単立ちにおける障がい児の発達支援と相談体制の一層の充実に取り組みます。また、障がい児の地域社会への参加等を推進するため保育所等訪問支援等の活用を推進します。

項目	数値	考え方
【目標値】 児童発達支援センター設置数	1 箇所	児童発達支援センター設置に向けた検討を行う
【目標値】 地域社会への参加・包容を推進する体制整備	1 箇所	地域社会への参加等を推進する体制整備に努める

(国の基本方針)

令和8年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。

聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づき、都道府県は体制を確保することを基本とするもの。

(国の基本方針)

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以

上確保することを基本とします。市単独での確保が困難な場合には、圏域での設置を含めて検討します。

項目	数 値	考え方
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所の確保	1 箇所	児童発達支援事業所の設置数
【目標値】 主に重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇所	放課後等デイサービス事業所の設置数

(国の基本方針)

令和8年度末までに、医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置します。また、各市町村においては、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

項目	数 値	考え方
【目標値】 医療的ケア児等を支援する関係機関等の協議の場	1 箇所	平成30年度に設置済み
【目標値】 医療的ケア児等コーディネーターの設置	5 人	

※医療的ケア児

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの「医療的ケア」が日常の中で必要な子どものこと。

(国の基本方針)

障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

障害児入所施設に入所する児童が、大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置。

6 相談支援体制の充実・強化等

(国の基本方針)

令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

相談支援事業者連絡会を開催し、地域の相談支援機関との連携強化を図り、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、基幹相談支援センターの効果的な設置方法と運営のあり方について検討します。

項目	数値	考え方
【目標値】 基幹相談支援センターの設置数	1 箇所	令和8年度末時点の設置数

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(国の基本方針)

令和8年度末までに下記(1)～(3)に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

- (1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- (2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- (3) 指導監査結果の関係市町村との共有

障害福祉サービス等が多様化する中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、市職員は障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、検証を行うことが望まれています。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となります。

また、県は市と連携しつつ相談支援専門員やサービス管理責任者等を計画的に養成するとともに、障害福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、意思決定支援に関する研修を推進していく必要があります。そこで、これらの取組を通じて利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに上記(1)～(3)に掲げる取組に関する事項を実施する体制の構築に努めます。

第4項 障害福祉サービス等の体系図

対象計画	給付の種類	サービス区分	サービスの種類
障害者福祉計画 及び 障害児福祉計画	自立支援給付	訪問系	居宅介護・重度訪問介護
			同行援護・行動援護
			重度障害者等包括支援
		日中活動系	生活介護
			自立訓練（機能訓練・生活訓練）
			就労選択支援
			就労移行支援・就労定着支援
			就労継続支援（A型・B型）
			療養介護
			短期入所
		居住系	自立生活援助
			共同生活援助（グループホーム）
			施設入所支援
	相談支援	計画相談支援	
		地域移行支援・地域定着支援	
	地域生活支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業
			自発的活動支援事業
			相談支援事業
			成年後見制度利用支援事業
			成年後見制度法人後見支援事業
			意思疎通支援事業
			日常生活用具給付等事業
			手話奉仕員養成研修事業
移動支援事業			
地域活動支援センター機能強化事業			
任意事業		訪問入浴サービス事業	
		日中一時支援事業	
		レクリエーション活動等支援事業	
		自動車運転免許取得・改造助成事業	
		視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業	
		成年後見制度普及啓発事業	
		発達障害児者及び家族等支援事業	
地域生活支援促進事業			
障害児福祉計画	児童福祉法に基づく給付	児童発達支援	
		医療型児童発達支援	
		放課後等デイサービス	
		保育所等訪問支援	
		居宅訪問型児童発達支援	
		障害児入所支援（福祉型・医療型）	
		障害児相談支援	

第5項 障害福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービス（自立支援給付）の見込量

障害福祉サービスのうち、自立支援給付は、（１）訪問系サービス、（２）日中活動系サービス、（３）居住系サービス、（４）相談支援の４つに区分されます。

以下に記載する各サービスの利用量は、令和３年度と令和４年度は実績、令和５年度は実績見込み、令和６～８年度は過去の実績や現在の状況を基に算出した見込み数値を推計値として記載しています。

サービスの見込量は、定期的に調査・分析を行い、自立支援協議会の中で進捗状況を報告することで、必要に応じた計画の見直しや各施策の効果的な実施につなげます。

（１）訪問系サービス

訪問系サービスは、障がい者の居宅等において日常生活を営む上で必要な支援を提供します。

令和３～５年度においてはほぼ横ばいですが、施設から地域生活への移行を推進する計画に基づいて令和８年度までに５人の移行者の増加を見込んでいるため、全体で令和６年度に６３人、令和７年度に６４人、令和８年度には６６人の利用人数を見込んでいます。時間については実績値を参考に見込んでいます。

■訪問系サービス

人：月平均利用人数 時間分：全体の月平均利用時間

	サービス名	実績値			推計値		
		令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度
訪問系 サービス	居宅介護	55人 694時間分	53人 662時間分	55人 649時間分	57人 647時間分	58人 638時間分	59人 629時間分
	重度訪問介護	0人 0時間分	0人 0時間分	0人 0時間分	0人 0時間分	0人 0時間分	0人 0時間分
	同行援護	5人 34時間分	4人 31時間分	5人 32時間分	5人 30時間分	5人 29時間分	5人 28時間分
	行動援護	1人 6時間分	1人 3時間分	1人 7時間分	1人 4時間分	1人 3時間分	1人 2時間分
	重度障害者等 包括支援	0人 0時間分	0人 0時間分	0人 0時間分	0人 0時間分	0人 0時間分	0人 0時間分
	合計	61人 734時間分	58人 696時間分	61人 688時間分	63人 681時間分	64人 637時間分	66人 659時間分

サービス見込量確保のための方策

- 利用者のニーズを的確に把握し、それぞれの障がいの状況に応じた事業所とサービス内容等の情報を利用者に提供します。
- 障害支援区分判定審査会の意見や生活環境等を考慮しながら、障がい者の自立した生活

に向けたサービスの提供につなげます。

- 計画相談支援事業所と連携を図りながら、支給決定基準に則した適正なサービス利用の確保に努めます。
- 地域生活に移行した障がい者が安定した生活を送れるよう、サービス提供事業所との連携を強化します。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設における入浴・排せつ・食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

令和6～8年度においては、実績値を踏まえ、92人の利用者を見込んでいます。日数については、障がい者の高齢化等を踏まえて見込んでいます。

■生活介護

人：月平均利用人数 人日分：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	103	99	96	93	93	93
人日分	2,122	1,998	1,984	1,900	1,900	1,900

② 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者又は難病患者が自立した日常生活を送れるように、理学療法士や作業療法士による身体的リハビリテーションや生活に関する相談等の支援を行います。

令和3～5年度の実績はありませんでしたが、令和6～8年度においては、1人の利用者と8人日分の日数を見込んでいます。

■自立訓練（機能訓練）

人：月平均利用人数 人日分：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	0	0	0	1	1	1
人日分	0	0	0	8	8	8

③ 就労選択支援【令和7年10月開始】

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。

④ 自立訓練（生活訓練）

知的障がい者又は精神障がい者が自立して日常生活を送れるように、食事や家事等の生活能力を向上させる訓練や生活に関する相談等の支援を行います。

令和6～8年度においては、1人の利用者と5人日分の日数を見込んでいます。

■自立訓練（生活訓練）

人：月平均利用人数 人日分：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	1	0	0	1	1	1
人日分	11	0	0	5	5	5

①～④におけるサービス見込量確保のための方策

- 利用者本人が自身の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業所情報を随時提供し、一人一人の障がい特性や適性に応じたサービス利用を促進します。
- サービス利用希望者の情報を適切に把握し、有効なサービス提供体制の整備に努めます。
- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。
- サービス提供事業者に対して、障がい特性を理解した従事者の確保・養成を促すことで、サービスの充実につなげます。

⑤ 就労移行支援

就労を希望する障がい者に対して、一定期間にわたって、生産活動及び職場体験等の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のつながる訓練や支援等を行います。

令和6～8年度においては、5人の利用者と80人日分の日数を見込んでいます。

■就労移行支援

人：月平均利用人数 人日分：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	6	5	5	5	5	5
人日分	100	85	81	80	80	80

⑥ 就労継続支援（A型）

一般企業での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった人には、一般就労への移行に向けた支援を行います。

令和6～8年度においては、17人の利用者と280人日分の日数を見込んでいます。

■就労継続支援(A型)

人：月平均利用人数 人日分：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	17	17	17	17	17	17
人日分	298	282	288	280	280	280

⑦ 就労継続支援(B型)

就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援します。

近年増加傾向にある実績を踏まえ、令和6～8年度においては、毎年2人の利用者の増加を見込み、令和6年度に122人、令和7年度に124人、令和8年度に126人としています。日数については実績値を参考に見込んでいます。

■就労継続支援(B型)

人：月平均利用人数 人日分：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	118	116	120	122	124	126
人日分	2,057	1,986	2,061	2,061	2,076	2,092

⑧ 就労定着支援

一般就労へ移行した障がい者が就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、一定期間にわたって、事業所や家族との連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスです。

令和6～8年度においては、実績値を踏まえ、2人の利用者を見込んでいます。

■就労定着支援

人：年間利用実人数

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	0	1	1	2	2	2

⑤～⑧におけるサービス見込量確保のための方策

- 自立支援協議会を通じて、企業、学校、福祉施設、ハローワーク等の関係機関との連携を促進し、職場の開拓や個々の状況に応じた支援体制の整備に努めます
- 相談支援事業所や就労移行支援・就労継続支援事業所と連携を取りながら、就労意欲の高まりに対応した支援体制づくりに取り組みます。
- 就労継続支援B型事業所のうち、いきいきプチファームについては、市の指定管理者が事業を運営しているため、定期的に運営状況を検証（モニタリング）し、安定かつ継続的な事業の実施を図ります。

- 就労継続支援事業所等における就労の場を確保するため、物品の購入に関する優先調達を推進するとともに、施設が実施する事業のPRに努めます。
- 就労定着支援については、平成30年度に新たに創設されたサービスであり、現在、市内に実施事業者がないため、実施事業者の確保に努めるとともに、障がい者就業・生活支援センター“ねっとWorkジョイ”やハローワーク等と連携を図りながら、障がい者が安定した就労生活を継続できるよう定着に向けた生活支援を行います。

⑨ 療養介護

医療を要する障がい者で、常時介護を要する者に対して、病院等で行われる機能訓練や医学的管理下の介護及び日常生活上の支援等を提供します。

令和6～8年度においては、実績値を踏まえ、10人の利用者を見込んでいます。

■療養介護

人：月平均利用人数

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	12	11	11	10	10	10

⑩ 短期入所

居宅での介護が一時的に困難な場合に、障がい者に施設へ短期入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院・診療所・介護老人保健施設において実施する医療型があります。

令和6～8年度においては、実績値を踏まえ、福祉型は6人、医療型は1人の利用者を見込んでいます。日数については実績値を参考に見込んでいます。

■短期入所

人：月平均利用人数 人日分：全体の月平均利用日数

		実績値			推計値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型	人	7	6	6	6	6	6
	人日分	67	50	66	66	66	66
医療型	人	1	1	1	1	1	1
	人日分	4	3	1	3	3	3

⑨～⑩におけるサービス見込量確保のための方策

- 利用者本人が自身の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業所情報を随時提供し、一人一人の障がい特性や適性に応じたサービス利用を促進します。
- できるだけ身近な地域での受入体制が整備できるよう、共生型サービスの適用について、介護関係事業所との連携を図ります。

- 計画相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

対象は、障害者施設やグループホーム等の利用者で一人暮らしを希望する障がい者であり、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うためのサービスです。利用期間は原則1年間で、必要が認められる場合には更新することができます。具体的には次の支援を行います。

- ①定期的な巡回訪問又は通報を受けての随時訪問
- ②相談対応等による状況把握
- ③必要な情報の提供、助言・相談
- ④関係機関との連絡調整
- ⑤その他、障がい者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助

令和5年度までの実績はありませんが、令和6～8年度においては、1人の利用者を見込んでいます。

■自立生活援助

人：年間利用実人数

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	0	0	0	1	1	1

サービス見込量確保のための方策

- 平成30年度に新たに創設されたサービスであり、現在、市内に実施事業所がないため、サービス内容や事業所要件を正確に把握して実施事業所の確保に努めます。
- 地域生活移行にかかる成果目標の達成につながるように、計画相談支援を通して適切なサービスの提供を図ります。
- 支援が必要な人にサービスが行き届くよう、関係事業者と連携した情報提供に努めます。
- 近年、入居に必要な保証人の確保できない等の案件が発生しているため、他自治体の取組や先進事例等を調査しながら、対応及び解決方法を検討します。

② 共同生活援助（グループホーム）

就労継続支援など日中活動サービス等を利用している障がい者を対象に、主に夜間や休日においてサービスを提供します。共同生活を行う住居での食事の援助、掃除、洗濯、買い物など日常生活関連動作の支援、緊急時の応急対応、健康管理、服薬管理、金銭管理の援助、地域生活のルール、コミュニケーション支援、余暇活動の支援などを行います。

令和3～5年度においては若干の増加傾向であり、また、利用者の重度化・高齢化に

よる影響も踏まえ、令和6～8年度においては、毎年2人ずつの利用者の増加を見込んでおり、令和6年度に36人、令和7年度に38人、令和8年度に40人分の利用としています。

■ 共同生活援助

人：月平均利用人数

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	32	31	34	36	38	40

③ 施設入所支援

施設に入所する障がい者を対象に、主に夜間や休日においてサービスを提供し、入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

施設入所者における地域生活への移行目標値や事業所の状況等を踏まえ、令和8年度までに利用者4人の減少を見込んでおり、令和6年度に67人、令和7年度に65人、令和8年度に63人分の利用としています。

■ 施設入所支援

人：月平均利用人数

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	75	71	67	67	65	63

②～③におけるサービス見込量確保のための方策

- 本人、家族、ボランティア団体、地域等と連携して障がい者が地域で自立して暮らしていける体制を確立していきます。
- グループホームは障がい者が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源であるため、近隣市町を含めて一層の設置促進に取り組みます。
- 施設入所支援については、状況に応じて介護保険制度など他制度への移行も検討します。
- 真に必要な障がい者が利用できるよう、待機者と入所中の障がい者の状況を随時確認します。
- 入所者の地域生活への移行意欲を高められるように、関係事業者と連携しながら情報提供に努めます。

(4) 相談支援

相談支援のうち、個別給付の対象となるのは、「計画相談支援」と「地域相談支援」です。「地域相談支援」は、対象者によって「地域移行支援」と「地域定着支援」に分けられます。

計画相談支援は、障害福祉サービスや地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用する際に「サービス等利用計画」を作成し、一定期間ごとに計画を検証（モニタリン

グ) して見直しを行うものです。

「地域移行支援」は、障害者支援施設や精神科病院等に入所する18歳以上の障がい者を対象として、地域生活に移行する際の「地域移行支援計画」を作成したり、住居の確保や地域生活移行に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限定）の体験利用などの支援を行うものです。

「地域定着支援」は、居宅において単身で生活し、地域生活が不安定な障がい者に対して、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急訪問や緊急対応等の相談支援を提供するものです。

「計画相談支援」については、近年の増加傾向を踏まえ、令和6～8年度で毎年3人ずつの利用者の増加を見込んでおり、「地域移行支援」「地域定着支援」は、過去の実績を踏まえて、令和6～8年度で地域移行支援は1人、地域定着支援は5人の利用者を見込んでいます。

■相談支援

人：月平均利用人数

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	74	77	80	83	86	89
地域移行支援	1	0	0	1	1	1
地域定着支援	4	5	4	5	5	5

サービス見込量確保のための方策及び今後の方向性

- 相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、障がい者の相談支援体制の充実を図ります。
- 対応困難事例にも対応できるよう専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- サービス利用支援により、必要なサービスや事業所等を分析、計画し、モニタリングによって適正なサービスの継続に努めます。
- 地域相談支援については、訪問相談や利用者や家族等への情報提供に努めるとともに、医療機関や関係事業所と連携をとりながら、地域生活への移行と定着につなげます。

(5) 地域生活支援の充実

障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため令和8年度末までに地域生活支援拠点を整備するとともに、その機能の充実のためコーディネーターを配置するなど効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証・検討を行います。

また、強度行動障害を有する障がい者の支援体制の充実を図るため、その状況や支援ニーズ等の把握など、地域の関係者が連携した支援体制の整備にも努めます。

■地域生活支援拠点等

- ①地域生活支援拠点等の設置箇所数
- ②コーディネーターの配置人数
- ③機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数
- ④強度行動障害を有する障がい者に関して、地域の関係機関が連携した支援体制の整備箇所数

	実績値			推計値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
①箇所数	0	0	0	0	0	1
②配置人数	0	0	0	0	0	1
③実施回数	0	0	0	0	0	1
④箇所数	0	0	0	0	0	1

整備のための方策

- 近隣市町の複数の事業所と連携した「面的整備型」を基本とし、地域の実情に応じた整備に取り組みます。
- 市単独での整備が地域の実情にそぐわない場合などは、近隣市町と共同で圏域での整備も検討します。

2 障害福祉サービス（地域生活支援事業）の見込量

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、障がい者に対する理解を深めるための教室・研修会の開催や広報活動を通じて、住民の意識を啓発し、共生社会の実現を図る事業です。令和 6～8 年度においても、引き続き講演会等の開催に取り組みます。

■理解促進研修・啓発事業

	実績値			推計値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
事業実施の有無	有	有	有	有	有	有

サービス見込量確保のための方策

- 共生社会の実現に向けて、地域住民が参加しやすく、内容の分かりやすい事業を企画します。
- 参加者に対してアンケート調査を実施して改善を積み重ねることで、より効果的なイベントの実施と広報活動につなげます。

② 自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による自発的な取組（ピアサポート、障がい者や家族との交流会など）を支援することで共生社会の実現を図る事業です。令和 6～8 年度においても、引き続き障がい者団体等の支援を継続します。

■自発的活動支援事業

	実績値			推計値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
事業実施の有無	有	有	有	有	有	有

サービス見込量確保のための方策

- 障がい者やその家族、支援団体の意向を十分に考慮して、自発的な取り組みを側面から支援することで、障がい者の地域生活移行と就労支援につながるよう取り組みます。
- 実施主体から相談があった場合には、他市の先進事例や効果的な取組など随時情報を提供するなど連携を図ります。

③ 相談支援事業

障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、障がい者に対する虐待の防止と早期発見、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行うものです。

令和 6～8 年度においては、令和 5 年度と同様に 5 事業所で事業を実施します。

■相談支援事業

	実績値			推計値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
相談支援事業所数	4	5	5	5	5	5

サービス見込量確保のための方策

- 更なる相談支援体制の強化を図るため、今後は、基幹相談支援センターの設置も含めて、地域生活支援拠点の整備を検討します。

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用する知的障がい者又は精神障がい者で、成年後見制度を利用することが有用であると認められる方に、成年後見制度の利用に要する費用（申立費用、後見等報酬）を支給し、必要な援助を行うものです。

令和 6～8 年度においては、実績値を踏まえ、1 人の利用者を見込んでいます。

■ 成年後見制度利用支援事業

人：年間利用実人数

	実績値			推計値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
年間利用実人数	1	0	0	1	1	1

サービス見込量確保のための方策

- 成年後見制度の一層の周知を図るとともに、相談支援事業者と連携しながら潜在的な利用希望者の掘り起しを行います。
- 制度の周知や説明会などを開催することで、成年後見制度の利用を必要とする人が確実に制度を利用できるように取り組みます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する人材育成等の研修、安定的な組織体制を構築するための支援を行うものです。

当市では、八幡浜市社会福祉協議会が成年後見人に就任し、法人による後見事務等を実施しています。実績はありませんが、令和 6～8 年度においても、八幡浜市社会福祉協議会等と連携しながら必要に応じた支援を実施します。

■ 成年後見制度法人後見支援事業

	実績値			推計値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
事業実施の有無	無	無	無	有	有	有

サービス見込量確保のための方策

- 制度の周知を図るとともに、八幡浜市社会福祉協議会等との連携を強化しながら、状況に応じた支援を行います。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能・視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対して、手話通訳者の設置や手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行うことで、意思疎通の円滑化を図るものです。

令和 6～8 年度においては、実績値を踏まえ、同程度の利用者を見込んでいます。

■ 意思疎通支援事業

	実績値			推計値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者設置事業実施箇所	2	2	2	2	2	2
手話通訳者等延べ派遣人数	134	110	110	115	115	115

サービス見込量確保のための方策

- 手話通訳者及び要約筆記者の確保など、提供体制の整備に努めます。
- 事業の周知に努めるとともに、幅広いニーズに対応できるよう手話通訳者等の技術向上に向けた取組を支援します。

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対して、日常生活用具の給付等を行うことで、日常生活の便宜を図り、自立した日常生活と社会生活及び福祉の増進を図るものです。

令和6～8年度においては、実績値を踏まえ、同程度の利用者を見込んでいます。

■日常生活用具給付等事業

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間総利用件数	1,168	1,073	1,038	1,000	1,000	1,000

サービス見込量確保のための方策

- 事業の周知に努めるとともに、障がいの特性に応じた適切な日常用具の給付に努めます。
- 用具の機能や性能の向上に合わせた給付用具の見直しなど、利用者の日常生活向上の便宜を図ります。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流促進を支援するため、日常会話程度の手話表現技術を習得した者（手話奉仕員）を養成する事業です。

令和6～8年度においては、実績値を踏まえ、同程度の講習修了者を見込んでいます。

■手話奉仕員養成研修事業

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成講習修了者数	8	7	11	10	10	10

サービス見込量確保のための方策

- 八幡浜市社会福祉協議会と連携しながら、手話奉仕員の養成に取り組みます。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出するための支援を行うことにより、障がい者の日常生活における自立と社会参加の促進を図る事業です。

令和6～8年度においては、実績値を踏まえ、同程度の利用者を見込んでいます。

■移動支援事業

	実績値			推計値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
年間利用実人数	7	6	6	6	6	6
年間総利用時間	319	268	351	350	350	350

サービス見込量確保のための方策

●事業を周知するとともに、障がい者のニーズに対応可能な提供体制の整備に努めます。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

雇用されることが困難な障がい者等に対して、創作的活動や生産活動の機会を提供したり、社会との交流促進の便宜を供与することで、障がい者等の地域生活支援を促進する事業です。地域活動センターは、実施する事業、職員配置及び利用者によって、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分類されます。

地域活動支援センターⅠ型は、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化の調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図る普及啓発等の事業を実施します。相談支援事業も併せて実施していることが要件で、1日あたりの実利用人数は、概ね20人以上とされています。令和5年度末時点で、市内の実施事業所は1箇所です。

地域活動支援センターⅡ型は、雇用・就労が困難な在宅障がい者及び在宅難病患者等に対して、機能回復訓練、言語訓練、社会的適応訓練、更生相談等のサービスを実施するもので、令和5年度末時点で市内に事業所の設置はありません。

地域活動支援センターⅢ型は、自立支援給付に基づく事業所の併設や小規模作業所等の実績が5年以上あること等が要件で、1日あたりの実利用人数は、概ね10人以上とされています。令和5年度末時点で、市内の実施事業所は2箇所です。

令和6～8年度の推計値では、同程度の利用者を見込んでいます。

■地域活動支援センター事業

利用者数:1日平均利用者数

		実績値			推計値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援 センターⅠ型	実施箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者数	25	15	17	20	20	20
地域活動支援 センターⅡ型	実施箇所	0	0	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0	0	0
地域活動支援 センターⅢ型	実施箇所	1	2	2	2	2	2
	利用者数	9	18	24	25	25	25

サービス見込量確保のための方策

- 障がい特性に応じた活動の場を提供するとともに、活動内容の充実を図ります。
- 利用者の継続的な参加と事業所の運営安定化を図るため、引き続き運営費を助成します。
- 就労継続支援B型事業所のうち、いきいきプチファームについては、市の指定管理者が事業を運営しているため、定期的に運営状況を検証（モニタリング）し、安定かつ継続的な事業の実施を図ります。
- ニーズに合ったサービス利用確保のため、自立支援協議会、市内及び近隣市町のサービス提供事業者とも連携しながら、サービス提供体制を維持します。

(2) 任意事業

① 訪問入浴サービス事業

障がい者等の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図るため、障がい者の居宅を訪問して、入浴サービスを提供する事業です。

市内の実施事業所は1箇所ですが、令和6～8年度においては、実績値と地域ニーズを踏まえ、同程度の利用者を見込んでいます。

■訪問入浴サービス事業

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所	1	1	1	1	1	1
年間利用実人数	1	1	2	2	2	2

サービス見込量確保のための方策

- 障がい特性と地域ニーズに対応できるよう、実施事業所の維持と体制整備に努めます。

② 日中一時支援事業

障がい者を日常的に介護する家族の就労支援や一時的な休息を目的として、障がい者等の日中における活動の場を確保（デイサービス等）し、見守りや社会の適応に向けた日常的な訓練を行う事業です。

令和6～8年度においては、令和5年度と同程度の利用者を見込んでいます。

■日中一時支援事業

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所	5	7	6	6	6	6
年間利用実人数	56	62	68	68	68	68

サービス見込量確保のための方策

- 地域の実情と利用ニーズを的確に把握して、利用者の公平性が保てるよう、実施事業所と連携を取りながら実施します。
- 介護する家族のニーズや障がい特性に対応できる体制整備に努めます。

③ レクリエーション活動等支援事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進と交流を図るとともに、障がい者スポーツの普及と障がい者の社会参加を推進する事業です。本市では、八幡浜市社会福祉協議会に事業を委託して教室を開催しています。

令和 6～8 年度においても、引き続き八幡浜市社会福祉協議会に委託して事業を実施します。

■レクリエーション活動等支援事業

	実績値			推計値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実施箇所	0	1	1	1	1	1

サービス見込量確保のための方策

- 障がい者ニーズを把握するとともに、関係機関と連携して効果的な事業の実施に努めます。

④ 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がい者の外出を支援して自立した日常生活を図るため、自動車運転免許の取得や運転に必要な自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

ここ数年間の利用は少ない状況ですが、令和 6～8 年度においては、2 件程度の利用者を見込んでいます。

■自動車運転免許取得・改造助成事業

	実績値			推計値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
年間利用実人数	0	1	1	2	2	2

サービス見込量確保のための方策

- 制度を周知・広報するとともに、相談支援事業所等の関係機関と連携しながら、ニーズの把握に努めます。

⑤ 視覚障がい者ガイドヘルパー派遣事業

視覚障がい者に対してガイドヘルパーを派遣し、コミュニケーション及び移動等を支援する事業です。

ここ数年間の実績はありませんが、令和6～8年度においては、2件程度の利用者を見込んでいます。

■視覚障がい者ガイドヘルパー派遣事業

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間利用実人数	0	0	0	2	2	2

サービス見込量確保のための方策

- 制度を周知・広報するとともに、相談支援事業所等の関係機関と連携しながら、ニーズの把握に努めます。

3 障害福祉サービス（地域生活促進支援事業）の見込量

(1) 成年後見制度普及啓発事業

成年後見制度利用促進のために必要な啓発活動、研修会、説明会等を開催することで、要支援者の社会参加促進と福祉の増進を図る事業です。本市では、八幡浜市社会福祉協議会に事業を委託して実施しています。具体的な事業の内容については、広報誌を発行して市内全戸に配布し、制度の内容等を市民および関係団体に広く周知するとともに、虐待防止に関する研修会や障害者差別禁止法の研修会等を開催しています。

令和6～8年度においても、引き続き、八幡浜市社会福祉協議会に委託して事業を実施します。

■権利擁護支援事業(成年後見制度普及啓発事業)

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業実施の有無	有	有	有	有	有	有

サービス見込量確保のための方策

- 八幡浜市社会福祉協議会と連携しながら成年後見制度の一層の周知に努め、潜在的な利用希望者の掘り起しを行います。
- 虐待防止及び障害者差別解消法に関する研修会を毎年度開催し、障がい者を家庭と地域で支える環境づくりに努めます。
- 参加者の意見を踏まえて、より効果的な講座及び研修会の開催につなげます。

4 障害福祉サービス（児童福祉法に基づく給付）の見込量

児童福祉法に基づき、「障害児通所支援」、「障害児入所支援」及び「障害児相談支援」が適切に実施されるよう、次の事業を実施します。なお、「障害児入所支援」の実施主体は愛媛県であり、支給決定についても県が行っています。

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

発達支援センター巣立ちにおいて、療育の必要性が認められる就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応など、個別のプログラムに沿った集団療育を行います。

令和6～8年度は、実績値を踏まえて、35人程度の利用者を見込んでいます。日数については実績値を参考にしています。

■児童発達支援

人：月平均利用人数 人日分：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	44	41	39	38	38	38
人日分	142	93	98	103	103	103

② 放課後等デイサービス

障がいのある小学校から高校までの児童生徒を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、放課後等の居場所づくりを行うことで、学校教育と相まって、障がい児の健全な育成と障がい者の自立を推進するものです。市内では、「発達支援センター巣立ち」「めだかミニスクール」「DOLPHINe教室」の3事業所にて、サービスを提供しています。

令和6～8年度においては、直近の実績と保護者ニーズを踏まえ、80人程度の利用者を見込んでいます。日数については実績値を参考にしています。

■放課後等デイサービス

人：月平均利用人数 人日分：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	81	65	71	72	72	72
人日分	356	405	488	530	530	530

①～②におけるサービス見込量確保のための方策

●障がい児の療育相談や発達支援のニーズは高いため、「発達支援センター巣立ち」を中

心に、子どもの成長段階における保護者の悩みや不安を軽減、解消できる相談窓口の体制整備とサービスの充実に取り組みます。

- 子育て支援課、学校教育課、保健センター等の関係部署と連携し、保護者に対する周知と情報提供、多様化するニーズの把握に努めます。
- 障がい児一人一人に対して、最も適切な発達支援が実施できるように、専門知識と経験を有する職員を配置して支援体制の強化に取り組みます。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスの連携を一層強化して、切れ目のない支援体制の整備に努めます。
- ニーズの増加に対応するため、近隣市町も含めた新規事業所の確保に努めるとともに、医療的ニーズに対応した重度心身障がい児の発達支援体制についても検討します。
- 18歳到達時に適切かつ円滑に障害福祉サービスへ移行できるよう、サービス提供体制の調整を図ります。

③ 保育所等訪問支援

支援員が保育所等を訪問し、対象となる児童に対して集団生活への適応に必要な支援を行うとともに、保育所等のスタッフに対して専門的な指導を行うものです。現在市内では、1事業所がサービスを提供しています。令和6～8年度においては、直近の実績と保護者ニーズを踏まえ、各年度で1人（月2回程度）の利用を見込んでいます。

■ 保育所等訪問支援

人：月平均利用人数 人日分：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	0	0	1	1	1	1
人日分	0	0	1	2	2	2

サービス見込量確保のための方策

- 保護者ニーズの把握と新規事業所の確保に努めます。
- 円滑にサービスが提供できるよう、「発達支援センター築立ち」及び保育所等との連携を密にしながら情報共有を図るとともに、保育等のスタッフのスキルアップを図ります。

④ 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、児童福祉法の改正に伴い平成30年4月から開始されたサービスで、重度の障がいがあり児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な在宅障がい児を対象としています。障がい児の自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技術の付与等の支援を行うサービスです。

現在市内には実施事業所はありませんが、重度心身障がい児の保護者からは一定のニーズがあります。今後、実施事業所が設置された場合を想定して、1人（週2回程度）の利用を見込んでいます。

■居宅訪問型児童発達支援

人：月平均利用人数 人日分：全体の月平均利用日数

	実績値			推計値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人	0	0	0	0	0	1
人日分	0	0	0	0	0	10

サービス見込量確保のための方策

- 在宅障がい児の発達支援の機会を確保するため、事業所の早期確保に努めます。
- 障害児相談支援を通して、適切なサービス利用の確保に努めます。

(2) 障害児入所支援（福祉型・医療型）

障害児入所支援は、障がい児の保護、日常生活の指導及び自立に必要な知識や技能の付与を行うもので、福祉サービスを行う「福祉型」、福祉サービスと併せて治療やリハビリも行う「医療型」があります。

障害児入所支援の実施及び支給決定は愛媛県になりますが、市が実施する障害児通所支援と県が実施する障害児入所支援が相互に機能するよう、愛媛県と連携しながら取り組みます。

(3) 障害児相談支援

障害児相談支援は、障害児通所支援を利用する障がい児の保護者を対象とするサービスです。相談支援専門員が、障がい児の心身の状況や置かれている環境、障がい児又はその保護者の意向等を確認しながら、「障害児支援利用計画」を作成し、モニタリングによる計画の見直しを行うものです。

令和6～8年度においては、実績値を踏まえ、38人程度の利用者を見込んでいます。

■障害児相談支援

人：月平均利用人数

	実績値			推計値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人	33	37	31	36	36	36

サービス見込量確保のための方策

- 障がい児本人とその家族が障がいの状況等に応じた事業所を選択できるよう、適切な事業所情報を提供します。
- 効果的な相談支援が実施されるよう、相談支援事業所及び相談支援専門員との連携強化と体制整備に努めます。

(4) 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ニーズの高い障がい児を支援する事業所は全国的に少なく、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする子ども（医療的ケア児）は、身近な地域で十分な支援を受けることが難しい状況となっています。

この問題に対応するため、国の基本方針において、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築として、「医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」を促進することが示されました。本市においては、関係機関による協議の場の設置と併せて、平成 30 年度からコーディネーターを配置しており、今後も県が開催する「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」を活用し、コーディネーターの配置を継続させていきます。

市内では、医療的ケア児が放課後等デイサービスや日中一時支援事業を利用できるようになりましたが、まだまだ支援は足りない現状です。継続して支援体制の整備に努めます。

■医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

	実績値			推計値		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
人	1	3	5	6	7	8

サービス見込量確保のための方策

- 国の基本方針で示された「医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置」と併せて、平成 30 年度から配置しているコーディネーターを、今後も継続して配置できるよう取り組みます。

5 発達障がい児（者）等に対する支援の見込量

発達障がい児（者）等への支援として、ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入及びピアサポートの推進等を行い、発達障がい児（者）及びその家族に対する支援体制の構築に努めます。

また、これらの支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要となっています。

(1) ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講者数

保護者が子どもの発達障がいの特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するために、ペアレントプログラム（主に、子どもの観察方法を身につける）やペアレントトレーニング（主に、子どもへの対応方法を身につける）の活動に努めます。また、受講済者のフォローアップも実施します。令和 6～8 年度の各年

度で新規受講者 4～8 人を見込んでいます。

■ペアレントトレーニング等のプログラムの受講者数(保護者)と実施者数(支援者)

	実績値			推計値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
受講者数	6	9	13	15	18	21
実施者数	3	3	2	3	3	3

(2) ペアレントメンターの人数

子育てに取り組む養育者が、その役割を積極的に引き受けていくことができるよう、養育者と子どもを支援していくための、ペアレントメンター養成講座及びフォローアップ研修の実施に努めます。なお、養成講座は隔年で実施し市内のメンター数 10 人を見込んでいます。

■ペアレントメンターの人数

	実績値			推計値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人	3	3	6	6	10	10

(3) ピアサポート活動への参加人数

発達障がいのある子をもつ保護者や配偶者、兄弟姉妹同士および本人同士等が集まり、お互いの悩みを相談したり情報交換を行うピアサポート活動の支援に努めます。令和6～8年度の各年度で 10～20 人を見込んでいます。

■ピアサポート活動への参加人数

	実績値			推計値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人	16	16	20	20	20	20

(1)～(3)における見込量確保のための方策

- 発達障がい児(者) 本人とその家族に対して適切な支援ができるよう努めます。
- 効果的な支援が実施されるよう、各関係機関との連携強化と体制整備に努めます。

(4) 巡回支援専門員整備

障がいの早期発見と早期対応のための助言や支援を行う専門員(保育士)を配置し、保育所等の児童や保護者が集まる施設・場を巡回し、助言及び相談等の支援を実施することで保護者の不安や悩みを解消するとともに、発達支援センターや放課後等デイサービス等

のサービスを周知し、発達障がい児等の健全な成長と福祉向上につなげる事業です。
令和6～8年度においても、支援を継続します。

■巡回支援専門員事業

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業実施の有無	有	有	有	有	有	有

サービス見込量確保のための方策

- 「発達支援センター築立ち」との連携を強化して、早期の気付きと相談及び通所支援につなげます。
- 市内の保育所等及び小中学校と連携して、保育士や担当教諭との情報共有と効果的な巡回指導につなげます。

6 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築の見込量

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことを指します。

この仕組みが、「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を支えるものになり、また、多様な精神疾患等に対応するための土台づくりとしての基盤整備につながることを目指します。

■保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(年間)

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
回	5	10	12	12	12	12

■保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(1回平均)

関係者(人)	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健	2	2	2	2	2	2
医療(精神科)	1	1	2	2	2	2
医療(精神科以外)	0	0	0	0	0	0
福祉	5	5	5	5	5	5
介護	0	0	0	0	0	0

当事者	0	0	0	0	0	0
家族	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0

■保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

回	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標設定	1	1	1	1	1	1
評価	1	1	1	1	1	1

■入院中の精神障がい者のうち各種支援等の利用者数の見込み

人：年間利用実人数

	実績値			推計値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	2	0	0	2	2	2
地域定着支援	5	5	5	4	5	6
共同生活援助	2	3	4	5	5	5
自立生活援助	0	0	0	0	0	1
自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0	0	1

サービス見込量確保のための方策

- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場として、八幡浜市精神保健福祉連絡会を開催するとともに、八幡浜保健所が実施する精神障がい者地域移行支援事業を活用して、体制づくりに努めます。

7 相談支援体制の充実・強化のための取組の見込量

障がい者等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠であるため、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

令和6年4月から基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務等が法律上明確化されました。

■基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

- ①相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- ②地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数
- ③地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- ④個別事例の支援内容の検証の実施回数
- ⑤基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

	実績値			推計値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
①指導・助言件数	0	0	0	0	0	1
②人材育成 支援件数	0	0	0	0	0	1
③連携強化 実施回数	0	0	0	0	0	1
④検証 実施回数	0	0	0	0	0	1
⑤主任相談 人数	0	0	0	0	0	1

■協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

- ①協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)
- ②①の参加事業者・機関数
- ③協議会の専門部会設置数
- ④③の実施回数(頻度)

	実績値			推計値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
①実施回数(頻度)	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回
②参加事業者数	7	7	7	7	7	7
③専門部会設置数	4	4	4	4	4	4
④実施回数(頻度)	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回

見込量確保のための方策

- 相談支援事業者連絡会を開催し、地域の相談支援機関との連携強化を図るとともに、さらなる相談支援体制の充実・強化を図るため、基幹相談支援センターの効果的な設置方法と運営のあり方について検討します。

8 障害福祉サービスの質を向上させるための取組の見込量

市職員の障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組として、都道府県が実施する初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等へ参加します。

また、自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制の構築に努めます。

■都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数

	実績値			推計値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
人	4	2	5	2	2	2

■障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有

	実績値			推計値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
共有体制の有無	無	無	有	有	有	有
実施回数	0	0	1	1	1	1

見込量確保のための方策

- 人事異動により新たに障害福祉係に配属になった職員については、計画的に研修会等に参加させます。
- 地域自立支援協議会や各部会等で障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有を図ります。

障害福祉サービス別 提供事業所一覧 ①

サービス（事業）名	事業所（団体）名	所在
訪問系サービス	おるでe新町ヘルパーステーション	八幡浜市
	セントケア八幡浜	八幡浜市
	ニチイケアセンター八幡浜	八幡浜市
	ヘルパーステーションくじら	八幡浜市
	社協ヘルパーステーション八幡浜	八幡浜市
	共同連えひめ南予支部	大洲市
日中活動系（生活介護）	八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム	八幡浜市
	希望の森	西予市
	松葉学園	西予市
	野村育成園	西予市
	宇和ひまわりの郷	西予市
	野村学園	西予市
	大洲ホーム	大洲市
	大洲育成園	大洲市
	大洲市立大洲学園	大洲市
	障害者生活介護事業所 あゆむ苑	大洲市
	チャレンジド・ラボ	大洲市
	ワークいかた	伊方町
	就労移行支援	ワークいかた
就労継続支援A型	KOHOLA	八幡浜市
	株式会社 夢・たまご	大洲市
	障がい者福祉サービス事業所 うちこ工房	内子町
就労継続支援B型	わくわくみらい館やわたはま	八幡浜市
	八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム	八幡浜市
	浜っ子作業所	八幡浜市
	宇和ひまわりの郷	西予市
	いっとき館	西予市
	就労支援事業所あおぞら	西予市
	あい笑	西予市
	つくる	西予市
	Sa. おいでや	大洲市
	株式会社 夢・たまご	大洲市
	夢たまごプランチ	大洲市
	大洲地域福祉事業所 みんと	大洲市
	Sa. おいでや内子	内子町
	ワークいかた	伊方町
短期入所 (ショートステイ)	コンフォート神山	八幡浜市
	希望の森	西予市
	松葉学園	西予市
	大洲ホーム	大洲市
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活事業所かぜ	西予市
	夢の家	西予市
	いのう家	西予市
	グループホームなないろ	大洲市
	夢たまごホームライフ	大洲市
	Sa. おいでや	大洲市
計画相談支援	地域活動支援センターくじら	八幡浜市
	和泉蓮華会障がい者特定相談支援事業所八幡浜	八幡浜市
	あさひみらいしょうがい者・児相談支援センター	八幡浜市
	あすなる	八幡浜市
	希望の森	西予市
	こすもす	西予市
	障がい者相談支援事業所 大洲ホーム	大洲市
	大洲育成園	大洲市
	T S U N A G U ~ つ な ぐ ~	大洲市
	ワークいかた	伊方町

※八幡浜・大洲圏域の事業所のうち、利用実績のある事業所を記載

障害福祉サービス別 提供事業所一覧 ②

サービス（事業）名	事業所（団体）名	所在
自発的活動支援事業	精神ボランティアグループ はまかぜ	八幡浜市
相談支援事業	地域活動支援センターくじら（精神）	八幡浜市
	あすなる（精神）	八幡浜市
	希望の森（知的）	西予市
	大洲ホーム（身体）	大洲市
	大洲育成園（知的）	大洲市
障害者成年後見制度支援事業	八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市
手話通訳者設置事業（市役所）	手話通訳士	八幡浜市
手話通訳者設置事業（市立病院）	手話通訳サークル あゆみの会	八幡浜市
手話奉仕員派遣事業（市内派遣）	八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市
手話通訳者広域派遣事業	愛媛県聴覚障害者協会	愛媛県
要約筆記通訳者広域派遣事業	愛媛県要約筆記サークル連絡協議会	愛媛県
移動支援事業	おる d e 新町ヘルパーステーション	八幡浜市
	社協ヘルパーステーション八幡浜	八幡浜市
	共同連えひめ南予支部	大洲市
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターくじら	八幡浜市
	地域活動支援センターいきいきプチファーム	八幡浜市
	地域活動支援センターあすなるベース	八幡浜市
訪問入浴サービス事業	セントケア	八幡浜市
日中一時支援事業	地域活動支援センターいきいきプチファーム	八幡浜市
	障害者支援施設希望の森	西予市
	障害者支援施設松葉学園	西予市
	障害者支援施設大洲ホーム	大洲市
	社会福祉法人大洲育成園	大洲市
レクリエーション活動等支援事業	八幡浜市社会福祉協議会	八幡浜市
児童発達支援	発達支援センター巣立ち（八幡浜市直営）	八幡浜市
放課後等デイサービス	発達支援センター巣立ち（八幡浜市直営）	八幡浜市
	めだかミニスクール	八幡浜市
	D O L P H I N e教室	八幡浜市
	障がい児通所支援事業所 ぼのぼの	西予市
	N I C O	西予市
障害児相談支援事業	地域活動支援センターくじら	八幡浜市
	和泉蓮華会障がい者特定相談支援事業所 八幡浜	八幡浜市
	あさひみらいしょうがい者・児相談支援センター	八幡浜市
	あすなる	八幡浜市
	希望の森	西予市
	指定相談支援事業所 ワークいかた	伊方町
小規模作業所	王子共同作業所	八幡浜市
	コスモス共同作業所	八幡浜市

※八幡浜・大洲圏域の事業所のうち、利用実績のある事業所を記載

参考資料

1 障害者アンケート調査

本計画を策定するにあたり、障がいのある方やそのご家族の状況、意見、要望を把握するため、八幡浜市内の手帳所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

- ・調査方法：郵送配布及び郵送回収によるアンケート調査
- ・調査期間：令和5年8月～9月

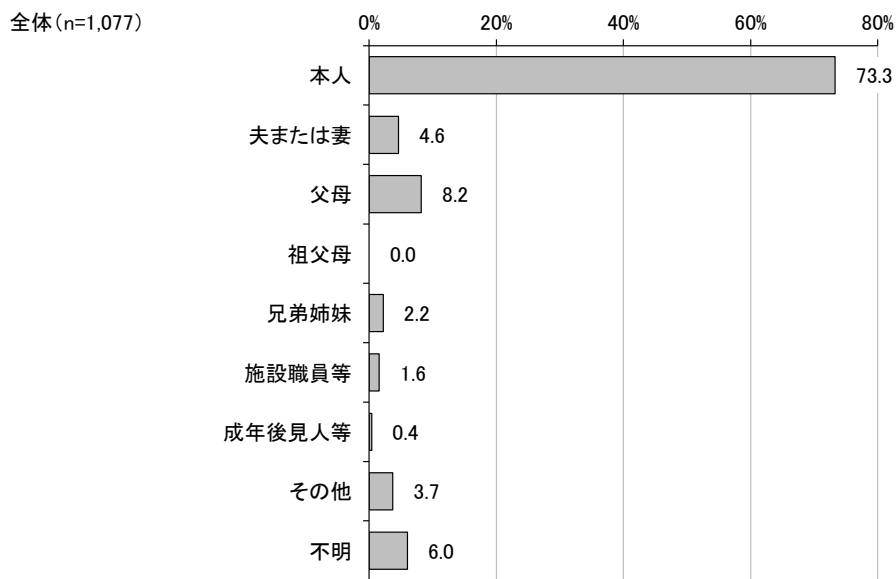
調査対象数	有効回収数	有効回収率
1,927人	1,077票	55.9%

1 回答者について

問1 このアンケートにお答えいただいている方について、あてはまるものに1つだけ○をしてください。ご本人に確認しながら代筆する場合は、「本人」に○をしてください。

回答者についてみると、「本人」が73.3%と最も高く、次いで「父母」が8.2%、「夫または妻」が4.6%となっています。

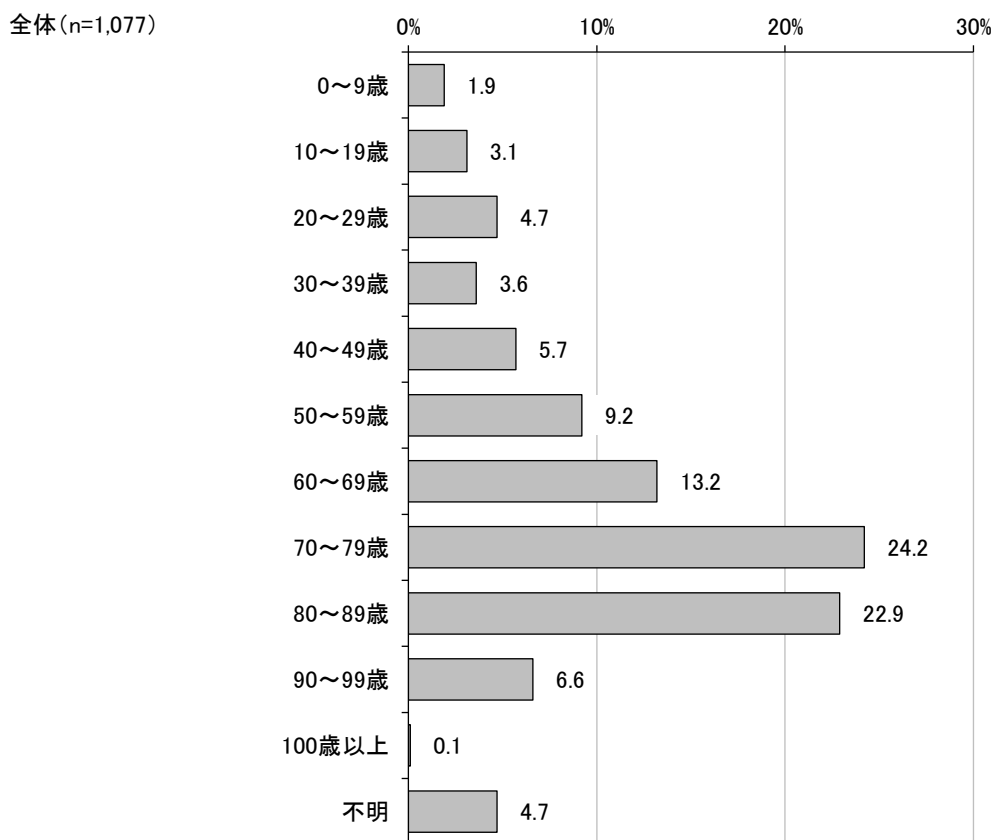
障害等の状態別にみると、すべての状態で「本人」が最も高くなっています。



単位: %		本人	夫または妻	父母	祖父母	兄弟姉妹	施設職員等	成年後見人等	その他	不明
全体 (n=1,077)		73.3	4.6	8.2	0.0	2.2	1.6	0.4	3.7	6.0
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	80.1	6.4	3.2	0.0	1.5	0.1	0.4	5.2	3.1
	療育手帳あり(n=165)	49.7	0.0	41.2	0.0	5.5	1.2	0.6	0.0	1.8
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	89.6	0.0	4.3	0.0	4.3	0.0	0.0	0.0	1.7
	難病の診断あり(n=43)	60.5	16.3	11.6	0.0	4.7	0.0	0.0	0.0	7.0
	発達障がい診断あり(n=51)	47.1	0.0	45.1	0.0	2.0	2.0	0.0	0.0	3.9
	高次脳機能障がい診断あり(n=24)	50.0	16.7	8.3	0.0	4.2	4.2	0.0	8.3	8.3
	強度行動障がい診断あり(n=12)	91.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3
	重症心身障がい児である(n=67)	41.8	6.0	22.4	0.0	4.5	13.4	0.0	7.5	4.5
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	78.7	6.4	2.1	0.0	0.0	4.3	0.0	4.3	4.3

問2 あなたの年齢をお書きください。

年齢についてみると、「70～79歳」が24.2%と最も高く、次いで「80～89歳」が22.9%、「60～69歳」が13.2%となっています。



障害等の状態別にみると、〔療育手帳あり〕では「20～29 歳」、〔精神障害者保健福祉手帳あり〕では「60～69 歳」、〔発達障がいの診断あり〕では「10～19 歳」、〔強度行動障がいの診断あり〕では「80～89 歳」、それ以外の状態では「70～79 歳」が最も高くなっています。

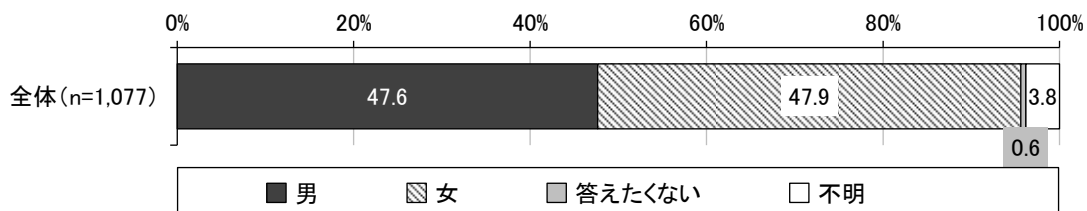
単位：%		0 5 9 歳	1 0 5 1 9 歳	2 0 5 2 9 歳	3 0 5 3 9 歳	4 0 5 4 9 歳	5 0 5 5 9 歳
全体(n=1,077)		1.9	3.1	4.7	3.6	5.7	9.2
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	0.6	0.8	0.4	1.3	3.2	7.8
	療育手帳あり(n=165)	10.3	15.2	24.2	13.9	10.9	12.1
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	0.9	1.7	5.2	8.7	18.3	22.6
	難病の診断あり(n=43)	2.3	2.3	2.3	4.7	11.6	4.7
	発達障がいの診断あり(n=51)	13.7	27.5	23.5	9.8	5.9	2.0
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	0.0	4.2	0.0	0.0	4.2	16.7
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0
	重症心身障がい児である(n=67)	4.5	6.0	4.5	4.5	1.5	11.9
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	0.0	0.0	2.1	0.0	8.5	8.5

単位：%		6 0 5 6 9 歳	7 0 5 7 9 歳	8 0 5 8 9 歳	9 0 5 9 歳	1 0 0 歳 以上	不 明
全体(n=1,077)		13.2	24.2	22.9	6.6	0.1	4.7
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	13.7	31.4	31.2	7.8	0.1	1.7
	療育手帳あり(n=165)	4.8	3.0	0.6	0.0	0.0	4.8
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	24.3	15.7	0.9	0.0	0.0	1.7
	難病の診断あり(n=43)	14.0	37.2	14.0	0.0	0.0	7.0
	発達障がいの診断あり(n=51)	7.8	3.9	3.9	2.0	0.0	0.0
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	29.2	37.5	8.3	0.0	0.0	0.0
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	8.3	33.3	41.7	8.3	0.0	0.0
	重症心身障がい児である(n=67)	11.9	31.3	16.4	7.5	0.0	0.0
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	4.3	34.0	19.1	17.0	2.1	4.3

問3 あなたの性別について、あてはまるものに○をしてください。

性別についてみると、「男」が47.6%、「女」が47.9%、「答えたくない」が0.6%となっています。

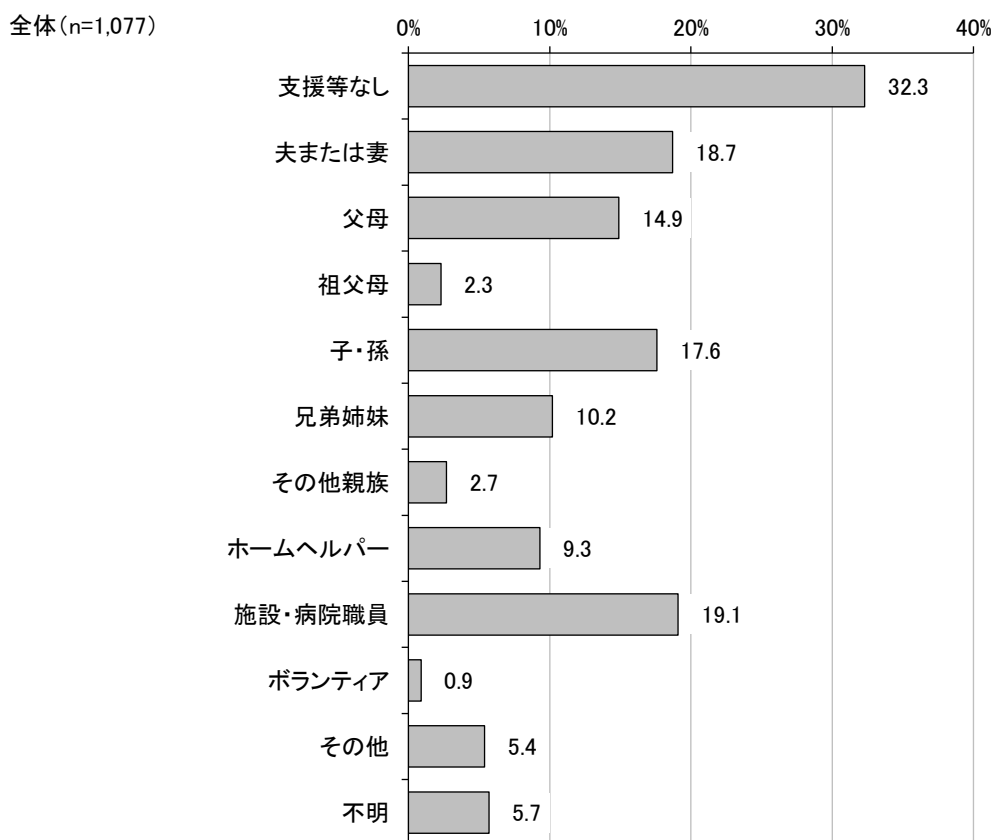
障害等の状態別にみると、〔身体障害者手帳あり〕〔精神障害者保健福祉手帳あり〕〔重症心身障がい児である〕では「女」、〔上記に該当しないが、何らかの障がい等がある〕では「男」「女」、それ以外の状態では「男」が最も高くなっています。



単位: %		男	女	答えたくない	不明
全体 (n=1,077)		47.6	47.9	0.6	3.8
障害等の状態別	身体障害者手帳あり (n=717)	48.3	50.8	0.3	0.7
	療育手帳あり (n=165)	56.4	40.6	1.8	1.2
	精神障害者保健福祉手帳あり (n=115)	43.5	53.9	1.7	0.9
	難病の診断あり (n=43)	58.1	39.5	0.0	2.3
	発達障がいの診断あり (n=51)	64.7	33.3	2.0	0.0
	高次脳機能障がいの診断あり (n=24)	58.3	37.5	4.2	0.0
	強度行動障がいの診断あり (n=12)	75.0	25.0	0.0	0.0
	重症心身障がい児である (n=67)	47.8	52.2	0.0	0.0
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある (n=47)	48.9	48.9	0.0	2.1

問4 あなたは、普段の生活の中で誰から支援、手助け、介護、看護を受けていますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

普段の生活の中で誰から支援、手助け、介護、看護を受けているかについてみると、「支援等なし」が32.3%と最も高く、次いで「施設・病院職員」が19.1%、「夫または妻」が18.7%となっています。



障害等の状態別にみると、「身体障害者手帳あり」〔上記に該当しないが、何らかの障がい等がある〕では「支援等なし」、〔療育手帳あり〕〔精神障害者保健福祉手帳あり〕〔発達障がいの診断あり〕では「父母」、〔難病の診断あり〕では「夫または妻」、〔高次脳機能障がいの診断あり〕〔重症心身障がい児である〕では「施設・病院職員」、〔強度行動障がいの診断あり〕では「支援等なし」「施設・病院職員」が最も高くなっています。

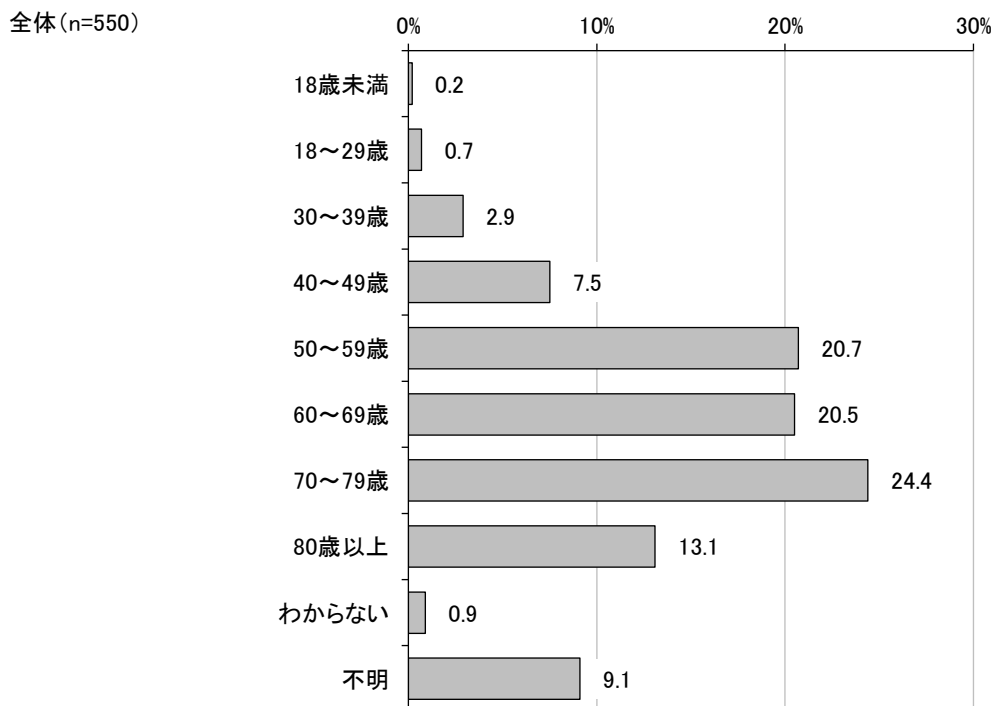
単位：%		支援等なし	夫または妻	父母	祖父母	子・孫	兄弟姉妹
全体 (n=1,077)		32.3	18.7	14.9	2.3	17.6	10.2
障害等の状態別	身体障害者手帳あり (n=717)	37.4	25.0	5.6	0.4	24.5	8.1
	療育手帳あり (n=165)	20.0	1.8	57.0	12.7	1.2	18.2
	精神障害者保健福祉手帳あり (n=115)	20.9	16.5	27.0	0.9	3.5	20.9
	難病の診断あり (n=43)	23.3	34.9	20.9	4.7	23.3	9.3
	発達障がいの診断あり (n=51)	15.7	2.0	68.6	19.6	3.9	19.6
	高次脳機能障がいの診断あり (n=24)	8.3	41.7	16.7	0.0	25.0	4.2
	強度行動障がいの診断あり (n=12)	41.7	8.3	8.3	0.0	16.7	8.3
	重症心身障がい児である (n=67)	9.0	14.9	23.9	9.0	17.9	13.4
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある (n=47)	36.2	23.4	4.3	0.0	21.3	4.3

単位：%		その他親族	ホームヘルパー	施設・病院職員	ボランティア	その他	不明
全体 (n=1,077)		2.7	9.3	19.1	0.9	5.4	5.7
障害等の状態別	身体障害者手帳あり (n=717)	3.5	8.6	17.7	0.4	4.0	2.4
	療育手帳あり (n=165)	1.2	6.1	21.8	0.6	10.9	4.8
	精神障害者保健福祉手帳あり (n=115)	3.5	15.7	24.3	3.5	8.7	4.3
	難病の診断あり (n=43)	4.7	14.0	32.6	2.3	7.0	4.7
	発達障がいの診断あり (n=51)	2.0	2.0	17.6	2.0	13.7	2.0
	高次脳機能障がいの診断あり (n=24)	8.3	25.0	45.8	4.2	8.3	0.0
	強度行動障がいの診断あり (n=12)	0.0	0.0	41.7	0.0	0.0	0.0
	重症心身障がい児である (n=67)	7.5	16.4	55.2	0.0	11.9	1.5
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある (n=47)	0.0	12.8	17.0	0.0	4.3	2.1

問4で「夫または妻」「父母」「祖父母」「子・孫」「兄弟姉妹」「その他親族」を選択した方

問5 あなたを主に支援している人はおいくつですか。(令和5年8月1日現在) あてはまるものに1つだけ○をしてください。

主な支援者の年齢についてみると、「70～79歳」が24.4%と最も高く、次いで「50～59歳」が20.7%、「60～69歳」が20.5%となっています。



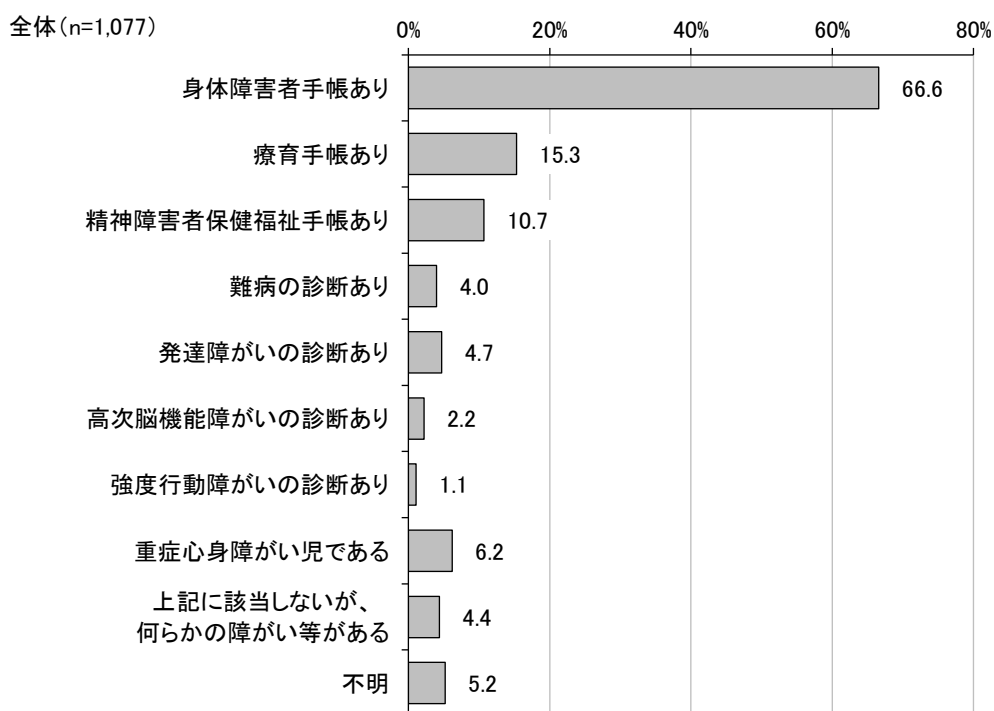
障害等の状態別にみると、「療育手帳あり」では「50～59歳」、「発達障がいの診断あり」では「40～49歳」、それ以外の状態では「70～79歳」が最も高くなっています。

単位：%		18歳未満	18歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳
全体 (n=550)		0.2	0.7	2.9	7.5	20.7
障害等の状態別	身体障害者手帳あり (n=372)	0.0	1.1	2.4	6.2	19.6
	療育手帳あり (n=109)	0.9	0.0	7.3	12.8	27.5
	精神障害者保健福祉手帳あり (n=66)	0.0	0.0	0.0	4.5	18.2
	難病の診断あり (n=29)	0.0	0.0	6.9	6.9	17.2
	発達障がいの診断あり (n=38)	2.6	0.0	10.5	23.7	13.2
	高次脳機能障がいの診断あり (n=16)	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0
	強度行動障がいの診断あり (n=5)	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0
	重症心身障がい児である (n=41)	0.0	0.0	4.9	9.8	14.6
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある (n=20)	0.0	0.0	0.0	5.0	20.0

単位：%		60歳～69歳	70歳～79歳	80歳以上	わからない	不明
全体 (n=550)		20.5	24.4	13.1	0.9	9.1
障害等の状態別	身体障害者手帳あり (n=372)	19.4	28.8	14.8	0.8	7.0
	療育手帳あり (n=109)	20.2	9.2	7.3	0.9	13.8
	精神障害者保健福祉手帳あり (n=66)	22.7	30.3	12.1	3.0	9.1
	難病の診断あり (n=29)	17.2	31.0	3.4	3.4	13.8
	発達障がいの診断あり (n=38)	15.8	2.6	2.6	0.0	28.9
	高次脳機能障がいの診断あり (n=16)	18.8	37.5	12.5	0.0	6.3
	強度行動障がいの診断あり (n=5)	20.0	20.0	0.0	20.0	20.0
	重症心身障がい児である (n=41)	24.4	29.3	9.8	0.0	7.3
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある (n=20)	10.0	40.0	10.0	0.0	15.0

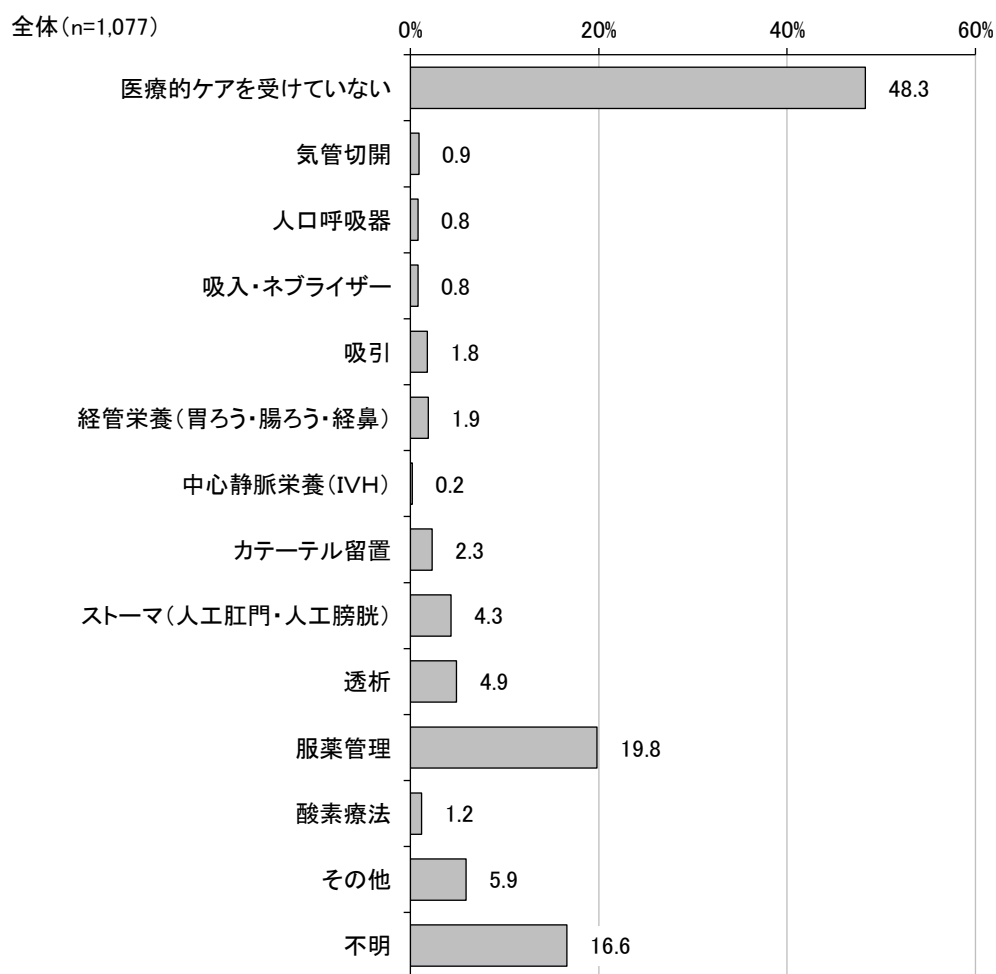
問6 あなたの障がい等について、あてはまるものすべてに○をしてください。

障がい等の状態についてみると、「身体障害者手帳あり」が 66.6%と最も高く、次いで「療育手帳あり」が 15.3%、「精神障害者保健福祉手帳あり」が 10.7%となっています。



問7 あなたが、現在受けている医療的ケアについて、あてはまるものすべてに○をしてください。

現在受けている医療的ケアについてみると、「医療的ケアを受けていない」が48.3%と最も高く、次いで「服薬管理」が19.8%、「透析」が4.9%となっています。



障害等の状態別にみると、「難病の診断あり」「強度行動障がい診断あり」では「服薬管理」、それ以外の状態では「医療的ケアを受けていない」が最も高くなっています。

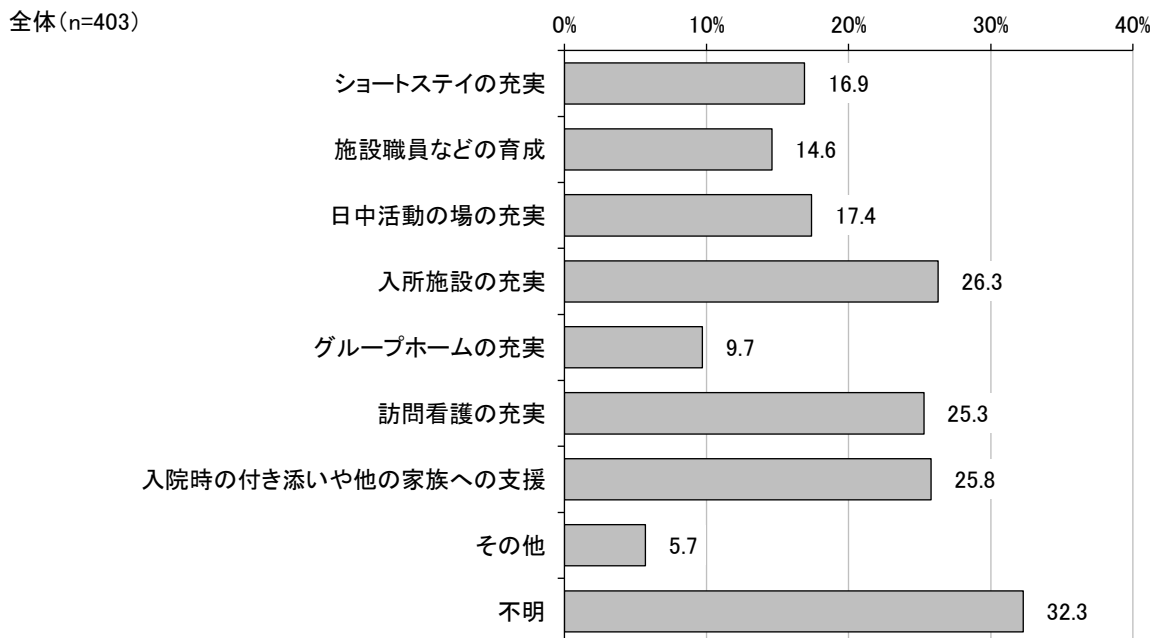
単位：%		医療的ケアを受けていない	気管切開	人口呼吸器	吸入・ネブライザー	吸引	経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻）	中心静脈栄養（IVH）
全体(n=1,077)		48.3	0.9	0.8	0.8	1.8	1.9	0.2
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	44.5	1.0	0.6	1.0	2.2	2.4	0.3
	療育手帳あり(n=165)	72.1	0.6	0.0	1.8	1.8	0.0	0.0
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	41.7	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0
	難病の診断あり(n=43)	23.3	2.3	2.3	2.3	9.3	7.0	2.3
	発達障がいの診断あり(n=51)	78.4	0.0	2.0	0.0	2.0	0.0	0.0
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	41.7	8.3	4.2	4.2	12.5	12.5	0.0
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	重症心身障がい児である(n=67)	44.8	3.0	1.5	3.0	7.5	7.5	0.0
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	46.8	0.0	2.1	4.3	0.0	0.0	0.0

単位：%		カテーテル留置	エストーマ（人工肛門・人	透析	服薬管理	酸素療法	その他	不明
全体(n=1,077)		2.3	4.3	4.9	19.8	1.2	5.9	16.6
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	3.1	6.1	7.3	20.5	1.4	7.3	14.2
	療育手帳あり(n=165)	0.6	0.0	0.0	10.3	0.6	3.6	11.5
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	0.9	0.0	0.9	39.1	0.0	6.1	17.4
	難病の診断あり(n=43)	7.0	4.7	7.0	34.9	2.3	11.6	18.6
	発達障がいの診断あり(n=51)	2.0	2.0	0.0	11.8	0.0	2.0	3.9
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	4.2	0.0	0.0	29.2	8.3	16.7	4.2
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	0.0	0.0	0.0	58.3	0.0	8.3	0.0
	重症心身障がい児である(n=67)	6.0	3.0	11.9	35.8	6.0	4.5	4.5
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	2.1	4.3	0.0	25.5	0.0	17.0	6.4

問7で「医療的ケアを受けていない」以外を選択した方

問8 あなたが、医療的ケアを必要とする人が安心して生活するために、特に充実すべきだと思う医療的ケアに対応したサービスは何ですか。あてはまるものすべてに○をしてください。

特に充実すべきだと思う医療的ケアに対応したサービスについてみると、「入所施設の充実」が26.3%と最も高く、次いで「入院時の付き添いや他の家族への支援」が25.8%、「訪問看護の充実」が25.3%となっています。



障害等の状態別にみると、「身体障害者手帳あり」「発達障がいの診断あり」では「入院時の付き添いや他の家族への支援」、「療育手帳あり」「精神障害者保健福祉手帳あり」では「日中活動の場の充実」、「難病の診断あり」では「ショートステイの充実」「入所施設の充実」「入院時の付き添いや他の家族への支援」、「高次脳機能障がいの診断あり」では「入所施設の充実」、「重症心身障がい児である」では「訪問看護の充実」、「上記に該当しないが、何らかの障がい等がある」では「訪問看護の充実」「入院時の付き添いや他の家族への支援」が最も高くなっています。

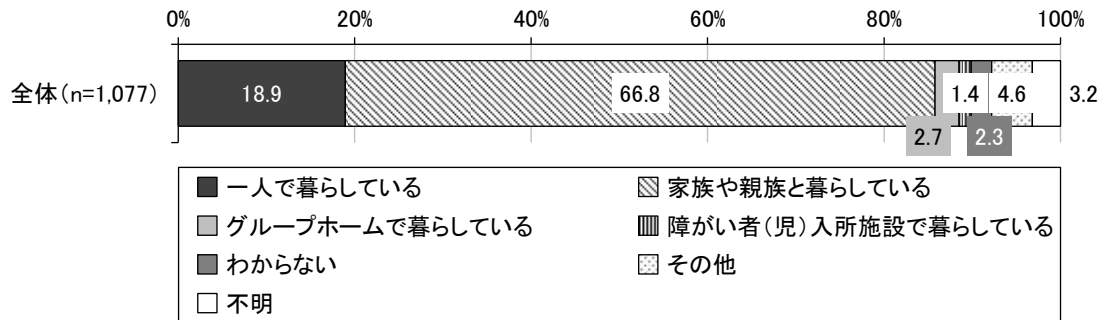
単位：%		ショートステイの充実	施設職員などの育成	日中活動の場の充実	入所施設の充実	グループホームの充実	訪問看護の充実	入院時の付き添いや他の家族への支援	その他	不明
全体(n=403)		16.9	14.6	17.4	26.3	9.7	25.3	25.8	5.7	32.3
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=315)	18.1	14.6	14.3	27.6	8.6	27.0	27.9	6.0	30.8
	療育手帳あり(n=27)	29.6	25.9	48.1	40.7	25.9	14.8	29.6	3.7	14.8
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=50)	6.0	14.0	28.0	18.0	14.0	26.0	14.0	10.0	36.0
	難病の診断あり(n=28)	32.1	21.4	14.3	32.1	14.3	28.6	32.1	14.3	35.7
	発達障がいの診断あり(n=10)	10.0	20.0	30.0	20.0	10.0	20.0	40.0	10.0	40.0
	高次脳機能障がいの診断あり(n=13)	30.8	15.4	23.1	53.8	23.1	38.5	15.4	7.7	7.7
	強度行動障がいの診断あり(n=7)	14.3	28.6	14.3	42.9	14.3	28.6	42.9	14.3	14.3
	重症心身障がい児である(n=35)	28.6	17.1	20.0	34.3	5.7	48.6	22.9	11.4	14.3
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=23)	17.4	13.0	26.1	26.1	4.3	39.1	39.1	13.0	21.7

2 住まいや暮らしについて

問9 あなたの現在のお住まいの状況について、あてはまるものに1つだけ○をしてください。

現在の暮らしの状況についてみると、「家族や親族と暮らしている」が66.8%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」が18.9%、「グループホームで暮らしている」が2.7%となっています。

障害等の状態別にみると、すべての状態で「家族や親族と暮らしている」が最も高くなっています。

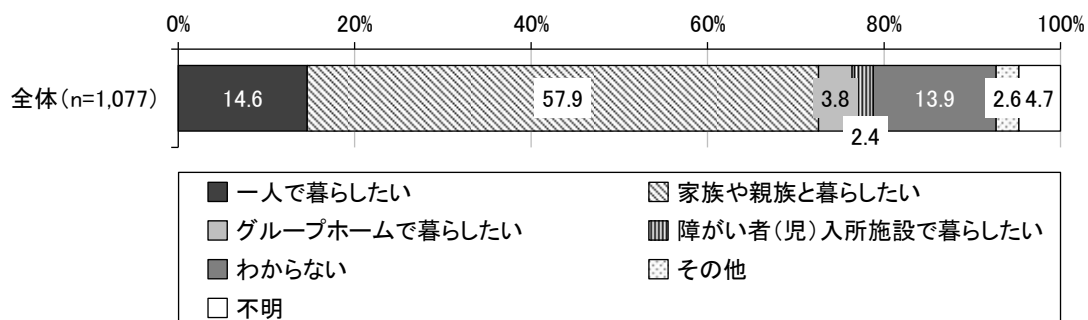


単位: %		一人で暮らしている	家族や親族と暮らしている	グループホームで暮らしている	障がい者(児)入所施設で暮らしている	わからない	その他	不明
全体 (n=1,077)		18.9	66.8	2.7	1.4	2.3	4.6	3.2
障害等の状態別	身体障害者手帳あり (n=717)	20.1	68.2	2.0	1.4	2.2	3.1	3.1
	療育手帳あり (n=165)	7.9	81.8	1.2	3.0	1.2	4.8	0.0
	精神障害者保健福祉手帳あり (n=115)	23.5	58.3	4.3	2.6	4.3	3.5	3.5
	難病の診断あり (n=43)	11.6	72.1	4.7	2.3	4.7	2.3	2.3
	発達障がいの診断あり (n=51)	9.8	82.4	2.0	2.0	0.0	2.0	2.0
	高次脳機能障がいの診断あり (n=24)	4.2	62.5	8.3	0.0	8.3	12.5	4.2
	強度行動障がいの診断あり (n=12)	16.7	66.7	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0
	重症心身障がい児である (n=67)	14.9	50.7	3.0	6.0	4.5	17.9	3.0
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある (n=47)	29.8	57.4	4.3	2.1	0.0	6.4	0.0

問 10 近い将来（およそ3年後）のお住まいの希望について、あてはまるものに1つだけ○をしてください。

近い将来（およそ3年後）の暮らしの希望についてみると、「家族や親族と暮らしたい」が 57.9%と最も高く、次いで「一人で暮らしたい」が 14.6%、「わからない」が 13.9%となっています。

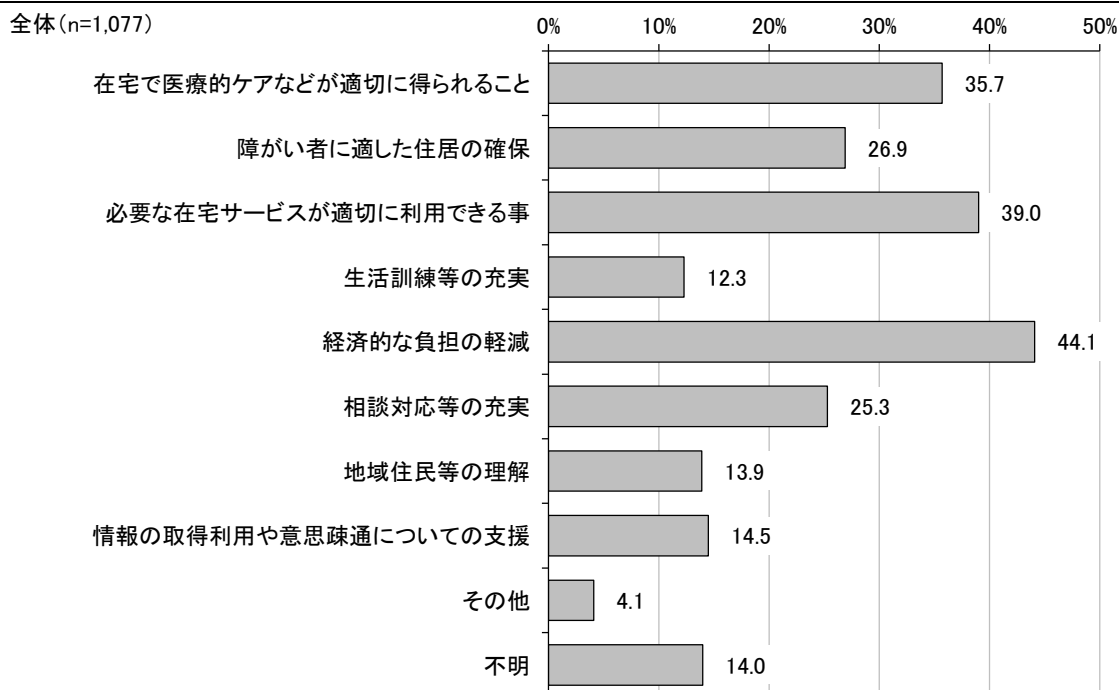
障害等の状態別にみると、すべての状態で「家族や親族と暮らしたい」が最も高くなっています。



単位: %		一人で暮らしたい	家族や親族と暮らしたい	グループホームで暮らしたい	障がい者(児)入所施設で暮らしたい	わからない	その他	不明
全体 (n=1,077)		14.6	57.9	3.8	2.4	13.9	2.6	4.7
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	14.5	60.8	2.6	2.2	12.4	2.4	5.0
	療育手帳あり(n=165)	9.7	60.0	6.1	4.8	14.5	2.4	2.4
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	24.3	45.2	2.6	4.3	16.5	5.2	1.7
	難病の診断あり(n=43)	7.0	67.4	2.3	4.7	16.3	0.0	2.3
	発達障がいの診断あり(n=51)	9.8	66.7	2.0	2.0	9.8	5.9	3.9
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	4.2	70.8	4.2	0.0	12.5	4.2	4.2
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	0.0	66.7	16.7	8.3	8.3	0.0	0.0
	重症心身障がい児である(n=67)	13.4	50.7	0.0	6.0	23.9	6.0	0.0
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	19.1	51.1	4.3	2.1	17.0	4.3	2.1

問 11 あなたが地域で希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。
あてはまるものすべてに○をしてください。

地域で希望する暮らしを送るために、あればよいと思う支援についてみると、「経済的な負担の軽減」が44.1%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できる事」が39.0%、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が35.7%となっています。



障害等の状態別にみると、「身体障害者手帳あり」「強度行動障がい診断あり」では「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」、「療育手帳あり」では「障がい者に適した住居の確保」、「精神障害者保健福祉手帳あり」「発達障がい診断あり」「重症心身障がい児である」では「経済的な負担の軽減」、「難病の診断あり」「高次脳機能障がい診断あり」「上記に該当しないが、何らかの障がい等がある」では「必要な在宅サービスが適切に利用できる事」が最も高くなっています。

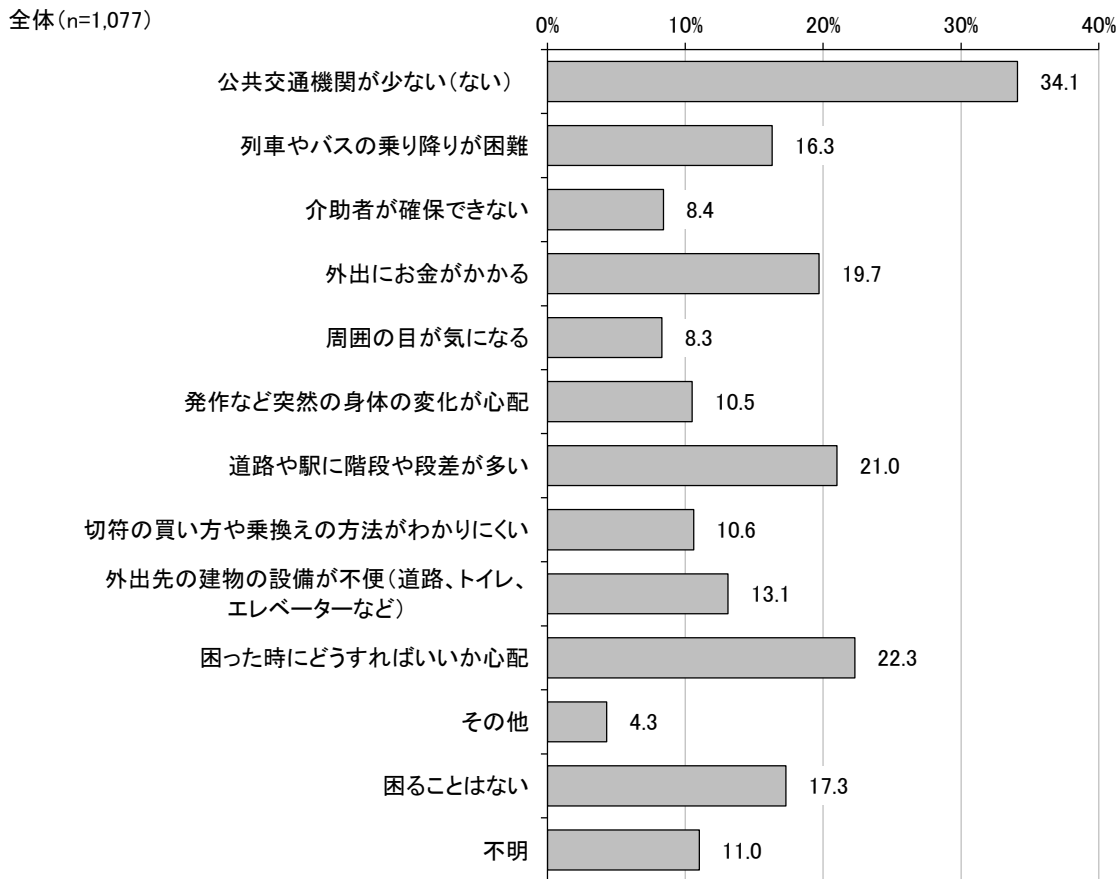
単位：%		在宅で医療的ケアなどが	障がい者に適した住居の確保	切に必要な在宅サービスが適	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減
全体 (n=1,077)		35.7	26.9	39.0	12.3	44.1
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	42.8	21.8	41.7	8.2	42.4
	療育手帳あり(n=165)	16.4	47.9	34.5	28.5	47.3
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	21.7	38.3	27.0	14.8	66.1
	難病の診断あり(n=43)	41.9	44.2	55.8	11.6	53.5
	発達障がいの診断あり(n=51)	21.6	43.1	33.3	35.3	60.8
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	45.8	29.2	58.3	37.5	50.0
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	50.0	33.3	25.0	25.0	25.0
	重症心身障がい児である(n=67)	37.3	26.9	40.3	16.4	43.3
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	42.6	29.8	48.9	10.6	46.8

単位：%		相談対応等の充実	地域住民等の理解	通情に報つての取捨得の支用や意疎疎	その他	不明
全体 (n=1,077)		25.3	13.9	14.5	4.1	14.0
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	20.8	9.1	11.7	2.6	15.9
	療育手帳あり(n=165)	41.2	30.3	30.9	5.5	7.9
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	40.0	27.0	17.4	4.3	8.7
	難病の診断あり(n=43)	32.6	14.0	20.9	4.7	7.0
	発達障がいの診断あり(n=51)	49.0	39.2	37.3	3.9	2.0
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	25.0	4.2	20.8	4.2	4.2
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	25.0	8.3	8.3	0.0	0.0
	重症心身障がい児である(n=67)	22.4	7.5	16.4	14.9	7.5
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	36.2	19.1	17.0	6.4	14.9

3 日中活動や就労について

問 12 外出する時に困ることは何ですか。あてはまるものすべてに○をしてください。

外出する時に困ることについてみると、「公共交通機関が少ない(ない)」が 34.1%と最も高く、次いで「困った時にどうすればいいか心配」が 22.3%、「道路や駅に階段や段差が多い」が 21.0%となっています。



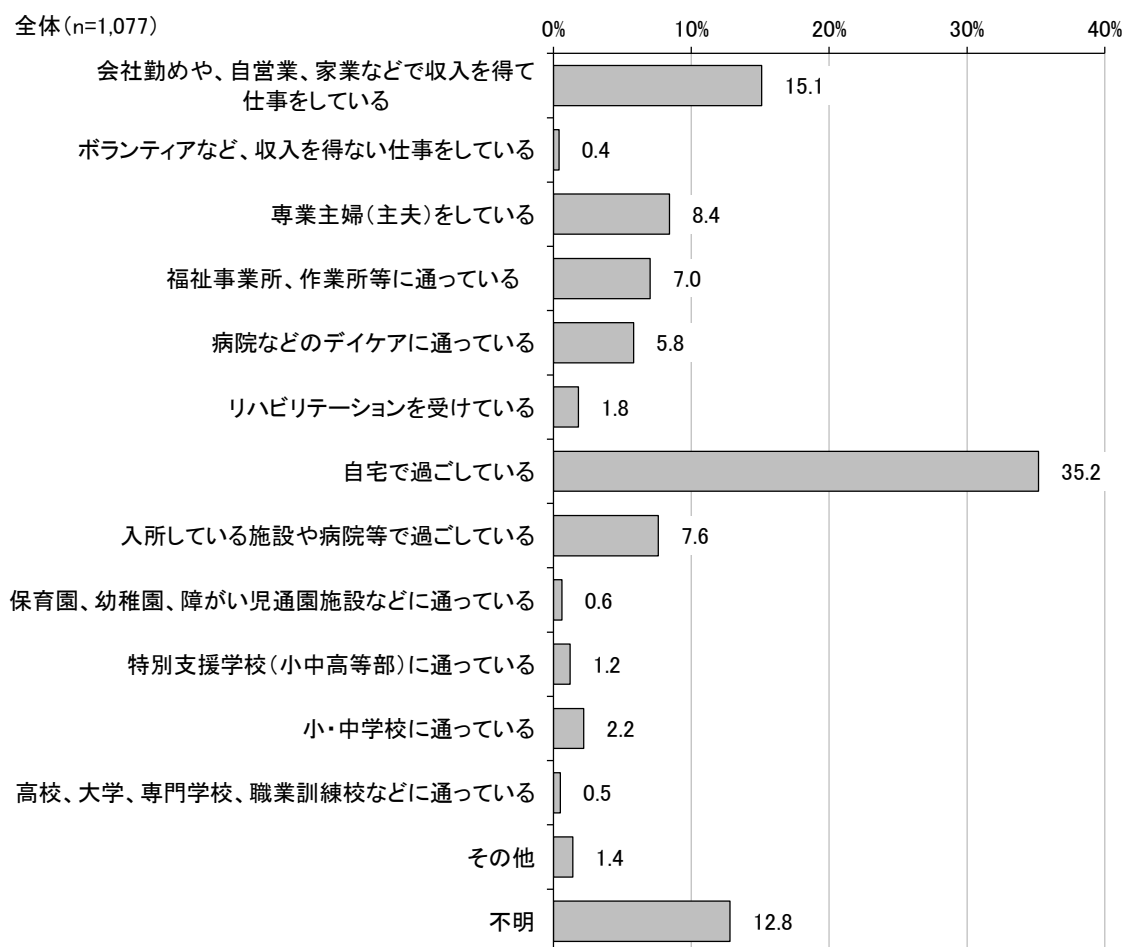
障害等の状態別にみると、「療育手帳あり」[発達障がいの診断あり]では「困った時にどうすればいいか心配」、[精神障害者保健福祉手帳あり]では「公共交通機関が少ない(ない)」「外出にお金がかかる」、[高次脳機能障がいの診断あり]では「列車やバスの乗り降りが困難」、それ以外の状態では「公共交通機関が少ない(ない)」が最も高くなっています。

単位：%		公共交通機関が少ない(ない)	列車やバスの乗り降りが困難	介助者が確保できない	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作など突然の身体の変化が心配	多走路や駅に階段や段差が多い
全体 (n=1,077)		34.1	16.3	8.4	19.7	8.3	10.5	21.0
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	34.4	19.9	8.6	18.5	5.3	11.2	25.8
	療育手帳あり(n=165)	33.9	9.1	6.7	18.2	17.0	7.3	9.1
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	35.7	7.8	5.2	35.7	17.4	16.5	11.3
	難病の診断あり(n=43)	46.5	20.9	11.6	20.9	16.3	14.0	30.2
	発達障がいの診断あり(n=51)	45.1	11.8	5.9	19.6	23.5	7.8	7.8
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	37.5	45.8	16.7	25.0	8.3	8.3	37.5
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	58.3	16.7	33.3	16.7	8.3	41.7	16.7
	重症心身障がい児である(n=67)	26.9	20.9	11.9	17.9	3.0	13.4	22.4
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	51.1	25.5	10.6	25.5	6.4	6.4	17.0

単位：%		方法符の買い方や乗換えの	便(道先、建物の設備が不)	外(先)の設備が不	い(心)配にどうすればいい	その他	困ることはない	不明
全体 (n=1,077)		10.6	13.1	22.3	4.3	17.3	11.0	
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	7.5	15.6	16.9	4.0	17.4	11.7	
	療育手帳あり(n=165)	23.0	5.5	41.8	5.5	13.9	6.7	
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	11.3	7.8	33.9	5.2	14.8	7.8	
	難病の診断あり(n=43)	11.6	23.3	18.6	2.3	7.0	11.6	
	発達障がいの診断あり(n=51)	27.5	5.9	51.0	2.0	3.9	3.9	
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	8.3	33.3	16.7	4.2	4.2	12.5	
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	16.7	16.7	16.7	8.3	8.3	0.0	
	重症心身障がい児である(n=67)	1.5	17.9	20.9	9.0	14.9	11.9	
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	8.5	10.6	38.3	4.3	10.6	8.5	

問 13 あなたは、日中を主にどのように過ごしていますか。あてはまるものに1つだけ○をしてください。

日中の過ごし方についてみると、「自宅で過ごしている」が35.2%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が15.1%、「専業主婦(主夫)をしている」が8.4%となっています。



障害等の状態別にみると、「療育手帳あり」では「福祉事業所、作業所等に通っている」、「発達障がいの診断あり」では「小・中学校に通っている」、「高次脳機能障がいの診断あり」では「病院などのデイケアに通っている」「自宅で過ごしている」、それ以外の状態では「自宅で過ごしている」が最も高くなっています。

単位：%		を業会社勤めや、自宅で収入を得て仕事、家事	をポランティアなど、収入を得ない仕事をしている	いる専業主婦（主夫）をして	通福祉事業所、作業所等に	通病院などのデイケアに	リハビリテーションを受けている	自宅で過ごしている
全体 (n=1,077)		15.1	0.4	8.4	7.0	5.8	1.8	35.2
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	15.1	0.6	10.0	2.0	5.2	2.5	41.7
	療育手帳あり(n=165)	17.6	0.0	0.6	32.1	1.8	0.0	11.5
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	13.0	0.0	12.2	9.6	16.5	0.0	26.1
	難病の診断あり(n=43)	18.6	0.0	4.7	7.0	9.3	0.0	30.2
	発達障がいの診断あり(n=51)	11.8	0.0	2.0	15.7	3.9	0.0	9.8
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	16.7	0.0	0.0	0.0	20.8	4.2	20.8
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	0.0	0.0	0.0	8.3	8.3	8.3	50.0
	重症心身障がい児である(n=67)	1.5	0.0	1.5	4.5	3.0	0.0	35.8
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	17.0	0.0	6.4	2.1	0.0	2.1	44.7

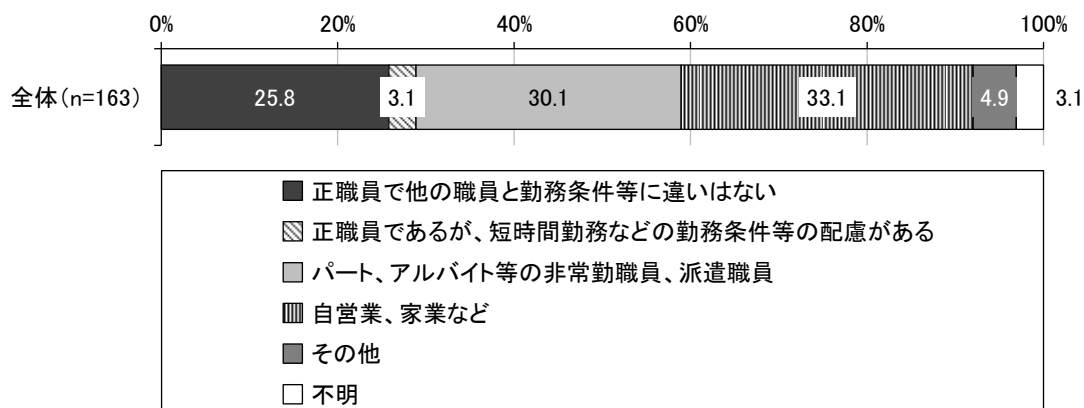
単位：%		等入所してしている施設や病院	いる保育園、幼稚園、障害児部（小中高等）に通っている	特別支援学校（小中高等）に通っている	小・中学校に通っている	職業訓練校、大学、専門学校に通っている	その他	不明
全体 (n=1,077)		7.6	0.6	1.2	2.2	0.5	1.4	12.8
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	6.8	0.0	0.1	0.6	0.3	1.1	14.1
	療育手帳あり(n=165)	4.2	3.6	7.9	8.5	1.2	1.2	9.7
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	5.2	0.0	0.0	1.7	0.9	3.5	11.3
	難病の診断あり(n=43)	7.0	2.3	2.3	2.3	0.0	0.0	16.3
	発達障がいの診断あり(n=51)	2.0	5.9	7.8	25.5	2.0	0.0	13.7
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7
	重症心身障がい児である(n=67)	29.9	0.0	6.0	3.0	1.5	3.0	10.4
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	12.8	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	10.6

問 13 で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」を選択した方

問 14 どのような勤務形態で働いていますか。あてはまるものに1つだけ○をしてください。

勤務形態についてみると、「自営業、家業など」が 33.1%と最も高く、次いで「パート、アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が 30.1%、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が 25.8%となっています。

障害等の状態別にみると、〔身体障害者手帳あり〕では「自営業、家業など」、〔療育手帳あり〕〔精神障害者保健福祉手帳あり〕では「パート、アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が最も高くなっています。



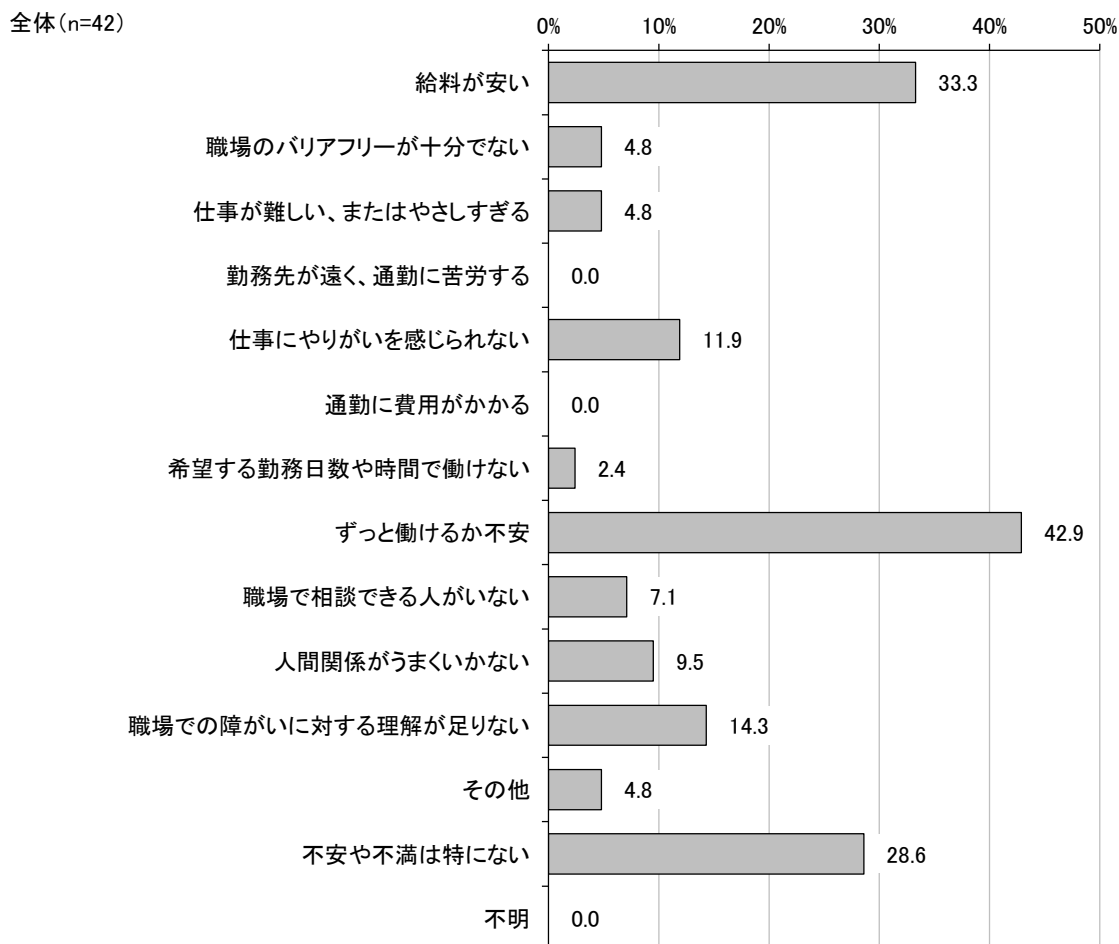
単位: %		正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない	正職員であるが、短時間勤務などの勤務条件等の配慮がある	パート、アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	自営業、家業など	その他	不明
全体 (n=163)		25.8	3.1	30.1	33.1	4.9	3.1
障害等の状態別	身体障害者手帳あり (n=108)	24.1	1.9	20.4	45.4	4.6	3.7
	療育手帳あり (n=29)	34.5	3.4	51.7	0.0	6.9	3.4
	精神障害者保健福祉手帳あり (n=15)	33.3	6.7	46.7	6.7	6.7	0.0
	難病の診断あり (n=8)	12.5	0.0	25.0	37.5	12.5	12.5
	発達障がいの診断あり (n=6)	16.7	0.0	83.3	0.0	0.0	0.0
	高次脳機能障がいの診断あり (n=4)	0.0	0.0	25.0	75.0	0.0	0.0
	重症心身障がい児である (n=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある (n=8)	12.5	0.0	50.0	25.0	0.0	12.5

※「強度行動障がいの診断あり」は n=0 のため省略。

問 14 で「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」を選択した方

問 15 現在の仕事（職場）において不満を感じたり配慮してほしいと感じたりすることはありますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

現在の仕事（職場）において不満を感じたり配慮してほしいと感じたりすることについてみると、「ずっと働けるか不安」が 42.9%と最も高く、次いで「給料が安い」が 33.3%、「不安や不満は特にない」が 28.6%となっています。



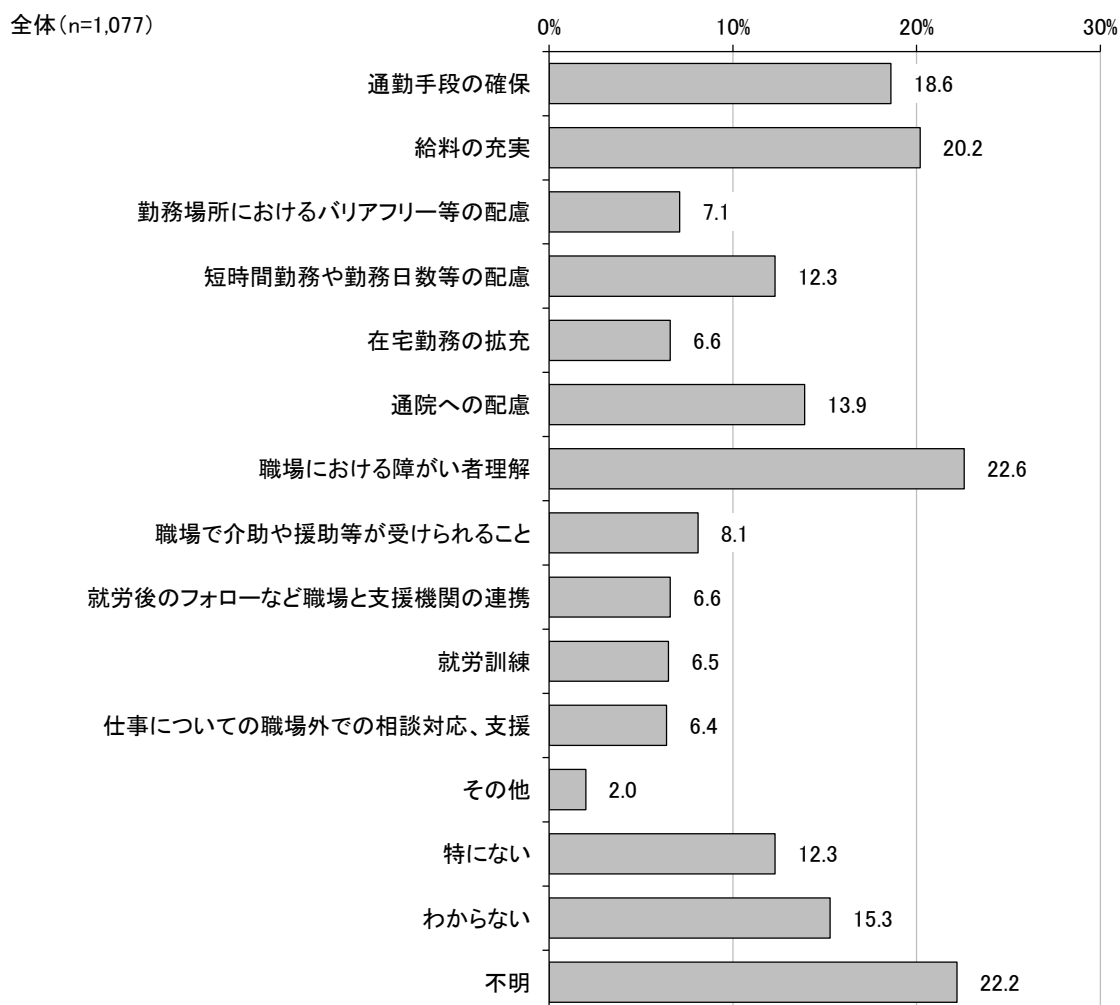
障害等の状態別にみると、「身体障害者手帳あり」では「給料が安い」、「療育手帳あり」では「ずっと働けるか不安」が最も高くなっています。

単位：%		給料が安い	職場のバリアフリーが十分でない	仕事に難しさ、またはやりがいを感じられない	勤務先が遠く、通勤に苦労する	通勤に費用がかかる	希望する勤務日数や時間で働けない	
全体(n=42)		33.3	4.8	4.8	0.0	11.9	2.4	
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=26)	34.6	7.7	0.0	0.0	7.7	0.0	
	療育手帳あり(n=10)	40.0	0.0	10.0	0.0	10.0	0.0	
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=5)	20.0	0.0	20.0	0.0	40.0	20.0	
	難病の診断あり(n=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	発達障がいの診断あり(n=1)	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	
	重症心身障がい児である(n=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
単位：%		ずっと働けるか不安	職場で相談できる人がいない	人間関係がうまくいかなかった	職場での障がいに対する理解が足りない	その他	不安や不満は特にない	不明
全体(n=42)		42.9	7.1	9.5	14.3	4.8	28.6	0.0
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=26)	26.9	0.0	0.0	15.4	7.7	30.8	0.0
	療育手帳あり(n=10)	60.0	20.0	20.0	20.0	0.0	30.0	0.0
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=5)	80.0	20.0	40.0	0.0	0.0	20.0	0.0
	難病の診断あり(n=1)	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	発達障がいの診断あり(n=1)	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	重症心身障がい児である(n=1)	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=1)	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

※「高次脳機能障がいの診断あり」「強度行動障がいの診断あり」はn=0のため省略。

問 16 あなたは、障がい者の就労支援（障がい者が仕事に就くための援助）として、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまるものに3つまで○をしてください。

必要だと思う、障がい者の就労支援についてみると、「職場における障がい者理解」が22.6%と最も高く、次いで「給料の充実」が20.2%、「通勤手段の確保」が18.6%となっています。



障害等の状態別にみると、〔身体障害者手帳あり〕〔療育手帳あり〕〔発達障がいの診断あり〕では「職場における障がい者理解」、〔精神障害者保健福祉手帳あり〕〔高次脳機能障がいの診断あり〕〔上記に該当しないが、何らかの障がい等がある〕では「給料の充実」、〔難病の診断あり〕では「給料の充実」「職場における障がい者理解」、〔強度行動障がいの診断あり〕では「通勤手段の確保」「職場における障がい者理解」、〔重症心身障がい児である〕では「わからない」が最も高くなっています。

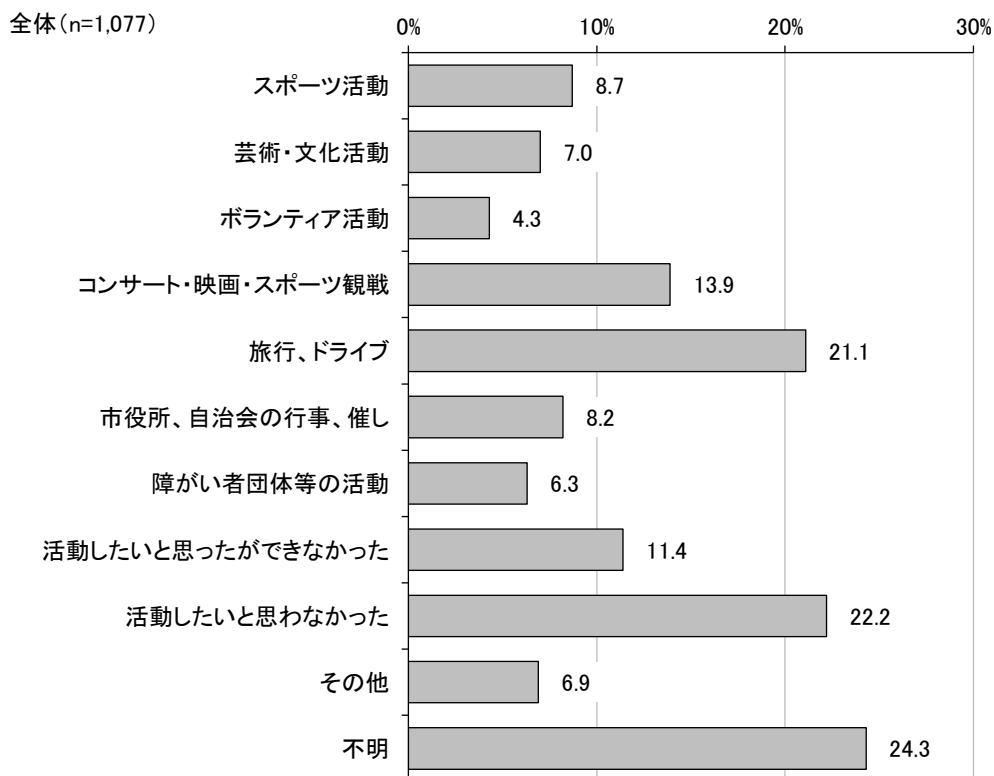
単位：%		通勤手段の確保	給料の充実	勤務場所におけるバリア	短時間勤務や勤務日数等の配慮	在宅勤務の拡充	通院への配慮	職場における障がい者理解	職場で介助や援助等が受けられること
全体 (n=1,077)		18.6	20.2	7.1	12.3	6.6	13.9	22.6	8.1
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	17.6	15.8	8.5	12.1	6.1	16.9	19.9	7.0
	療育手帳あり(n=165)	26.7	33.9	5.5	12.1	5.5	2.4	36.4	18.2
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	16.5	27.8	3.5	13.0	7.0	15.7	25.2	6.1
	難病の診断あり(n=43)	16.3	23.3	7.0	7.0	7.0	11.6	23.3	9.3
	発達障がいの診断あり(n=51)	35.3	41.2	5.9	17.6	3.9	13.7	49.0	23.5
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	20.8	25.0	8.3	16.7	0.0	16.7	20.8	8.3
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	41.7	16.7	0.0	25.0	16.7	16.7	41.7	25.0
	重症心身障がい児である(n=67)	17.9	17.9	4.5	9.0	0.0	14.9	11.9	17.9
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	12.8	23.4	6.4	12.8	6.4	14.9	8.5	6.4

単位：%		就業と労務支援の連携	就労訓練	仕事に関する支援	その他	特になし	わからない	不明
全体 (n=1,077)		6.6	6.5	6.4	2.0	12.3	15.3	22.2
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	4.5	4.2	4.2	1.7	14.9	15.6	23.7
	療育手帳あり(n=165)	17.6	18.2	15.8	0.6	4.2	13.3	11.5
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	7.8	8.7	10.4	6.1	8.7	12.2	22.6
	難病の診断あり(n=43)	4.7	9.3	0.0	2.3	11.6	11.6	23.3
	発達障がいの診断あり(n=51)	19.6	19.6	13.7	3.9	0.0	5.9	7.8
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	4.2	4.2	4.2	4.2	12.5	20.8	16.7
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	8.3	25.0
	重症心身障がい児である(n=67)	9.0	7.5	1.5	3.0	6.0	25.4	23.9
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	0.0	0.0	4.3	4.3	14.9	14.9	29.8

4 社会活動について

問 17 あなたは、この1年間に趣味、スポーツ、芸術文化活動などの社会活動をしましたか。あてはまるものすべてに○をしてください。

の1年間に趣味、スポーツ、芸術文化活動などの社会活動をしたかについてみると、「活動したいと思わなかった」が22.2%と最も高く、次いで「旅行、ドライブ」が21.1%、「コンサート・映画・スポーツ観戦」が13.9%となっています。



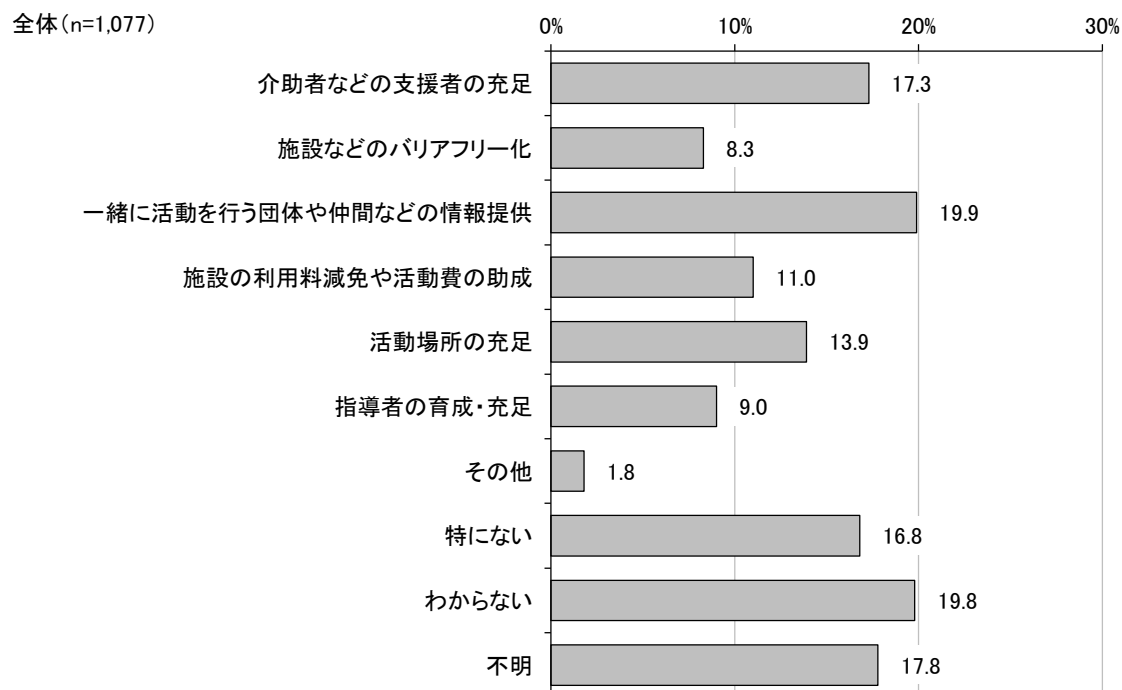
障害等の状態別にみると、「療育手帳あり」では「旅行、ドライブ」、〔発達障がいの診断あり〕では「コンサート・映画・スポーツ観戦」、〔強度行動障がいの診断あり〕では「旅行、ドライブ」「活動したいと思わなかった」、それ以外の状態では「活動したいと思わなかった」が最も高くなっています。

単位：%		スポーツ活動	芸術・文化活動	ボランティア活動	コンサート・映画・スポーツ観戦	旅行、ドライブ	市役所、自治会の行事、催し
全体 (n=1,077)		8.7	7.0	4.3	13.9	21.1	8.2
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	5.3	6.1	3.9	12.6	20.6	8.5
	療育手帳あり(n=165)	19.4	4.2	3.6	18.2	27.9	10.3
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	12.2	14.8	7.8	16.5	20.9	2.6
	難病の診断あり(n=43)	4.7	9.3	0.0	14.0	18.6	4.7
	発達障がいの診断あり(n=51)	23.5	15.7	2.0	35.3	25.5	11.8
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	0.0	4.2	4.2	8.3	8.3	0.0
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	0.0	8.3	0.0	8.3	25.0	8.3
	重症心身障がい児である(n=67)	6.0	6.0	4.5	10.4	10.4	6.0
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	8.5	4.3	4.3	6.4	14.9	4.3

単位：%		障がい者団体等の活動	活動しなかつたと思ったが	活動したいと思わなかつた	その他	不明
全体 (n=1,077)		6.3	11.4	22.2	6.9	24.3
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	3.8	12.3	23.7	5.6	26.2
	療育手帳あり(n=165)	12.1	9.7	13.9	6.7	15.8
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	15.7	18.3	24.3	6.1	16.5
	難病の診断あり(n=43)	0.0	4.7	27.9	4.7	34.9
	発達障がいの診断あり(n=51)	9.8	9.8	13.7	3.9	7.8
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	12.5	25.0	29.2	4.2	25.0
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	8.3	16.7	25.0	0.0	33.3
	重症心身障がい児である(n=67)	6.0	10.4	26.9	19.4	20.9
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	6.4	8.5	29.8	14.9	19.1

問 18 あなたは、どうすれば、もっと社会活動に参加しやすくなると思いますか。特に必要と思うものに2つまで○をしてください。

社会活動に参加しやすなるために、特に必要と思うものについてみると、「一緒に活動を行う団体や仲間などの情報提供」が 19.9%と最も高く、次いで「わからない」が 19.8%、「介助者などの支援者の充足」が 17.3%となっています。



障害等の状態別にみると、〔身体障害者手帳あり〕〔重症心身障がい児である〕では「わからない」、〔療育手帳あり〕〔精神障害者保健福祉手帳あり〕では「一緒に活動を行う団体や仲間などの情報提供」、〔難病の診断あり〕では「介助者などの支援者の充足」「特にない」、〔発達障がいの診断あり〕では「活動場所の充足」、〔高次脳機能障がいの診断あり〕〔強度行動障がいの診断あり〕では「介助者などの支援者の充足」、〔上記に該当しないが、何らかの障がい等がある〕では「特にない」「わからない」が最も高くなっています。

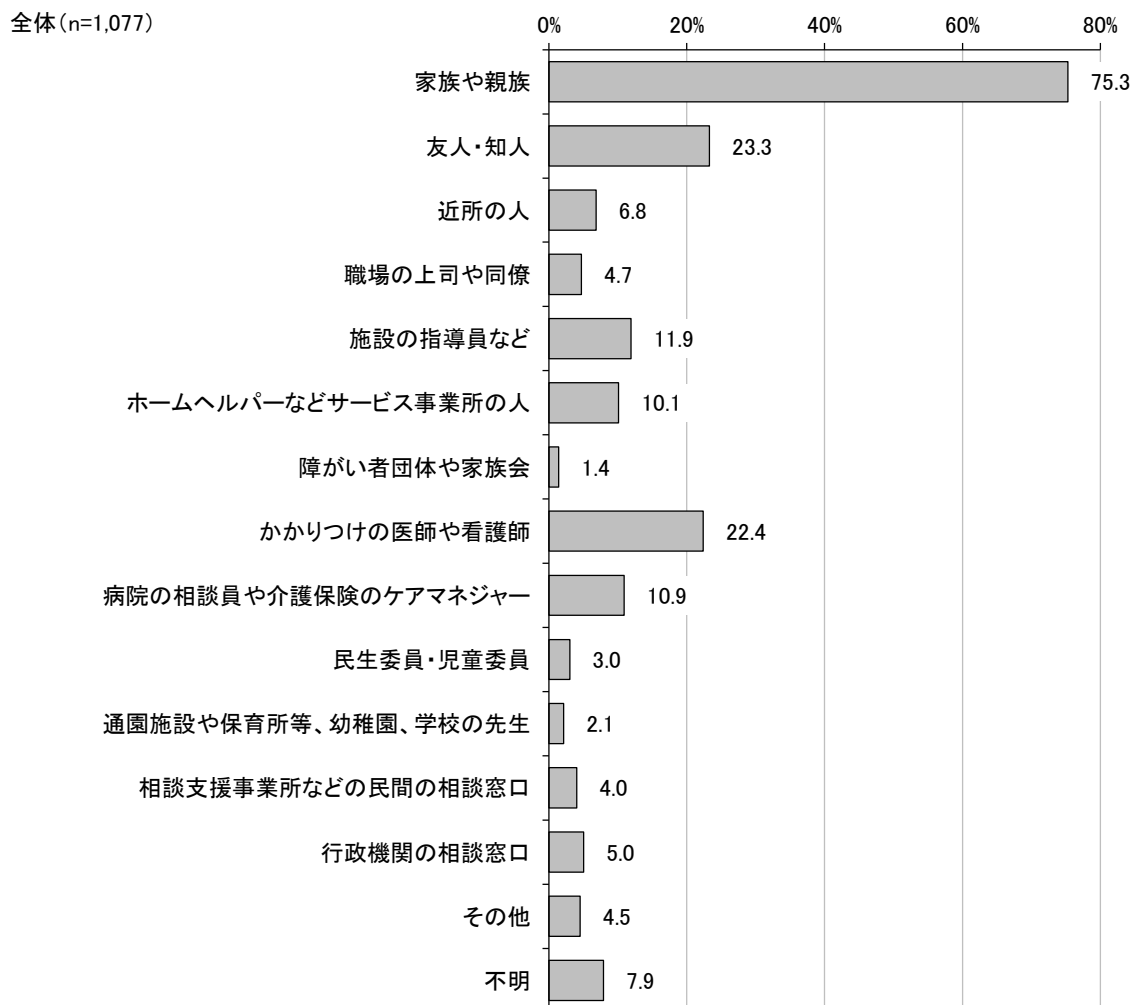
単位：%		足 介 助 者 な ど の 支 援 者 の 充 足	化 施 設 な ど の バ リ ア フ リ ー	仲 一 緒 な ど 活 動 を 報 告 提 供 す る 団 体 や	費 施 設 の 助 成 利 用 料 減 免 や 活 動	活 動 場 所 の 充 足
全体 (n=1,077)		17.3	8.3	19.9	11.0	13.9
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	17.0	10.6	18.0	11.0	11.9
	療育手帳あり(n=165)	25.5	4.2	32.7	10.3	23.0
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	12.2	2.6	21.7	11.3	16.5
	難病の診断あり(n=43)	18.6	7.0	16.3	16.3	14.0
	発達障がいの診断あり(n=51)	29.4	0.0	31.4	9.8	39.2
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	33.3	12.5	25.0	20.8	12.5
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	58.3	8.3	16.7	16.7	33.3
	重症心身障がい児である(n=67)	19.4	3.0	13.4	13.4	17.9
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	8.5	6.4	19.1	8.5	8.5

単位：%		指 導 者 の 育 成 ・ 充 足	そ の 他	特 に な い	わ か ら な い	不 明
全体 (n=1,077)		9.0	1.8	16.8	19.8	17.8
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	6.1	1.3	18.8	19.4	19.4
	療育手帳あり(n=165)	17.6	0.6	9.7	20.0	7.3
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	9.6	6.1	15.7	20.9	14.8
	難病の診断あり(n=43)	7.0	4.7	18.6	14.0	18.6
	発達障がいの診断あり(n=51)	21.6	3.9	3.9	13.7	7.8
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	4.2	4.2	4.2	12.5	16.7
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	16.7	0.0	0.0	0.0	25.0
	重症心身障がい児である(n=67)	4.5	3.0	16.4	26.9	16.4
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	14.9	2.1	23.4	23.4	21.3

5 相談相手について

問 19 あなたは普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

相談相手についてみると、「家族や親族」が 75.3%と最も高く、次いで「友人・知人」が 23.3%、「かかりつけの医師や看護師」が 22.4%となっています。



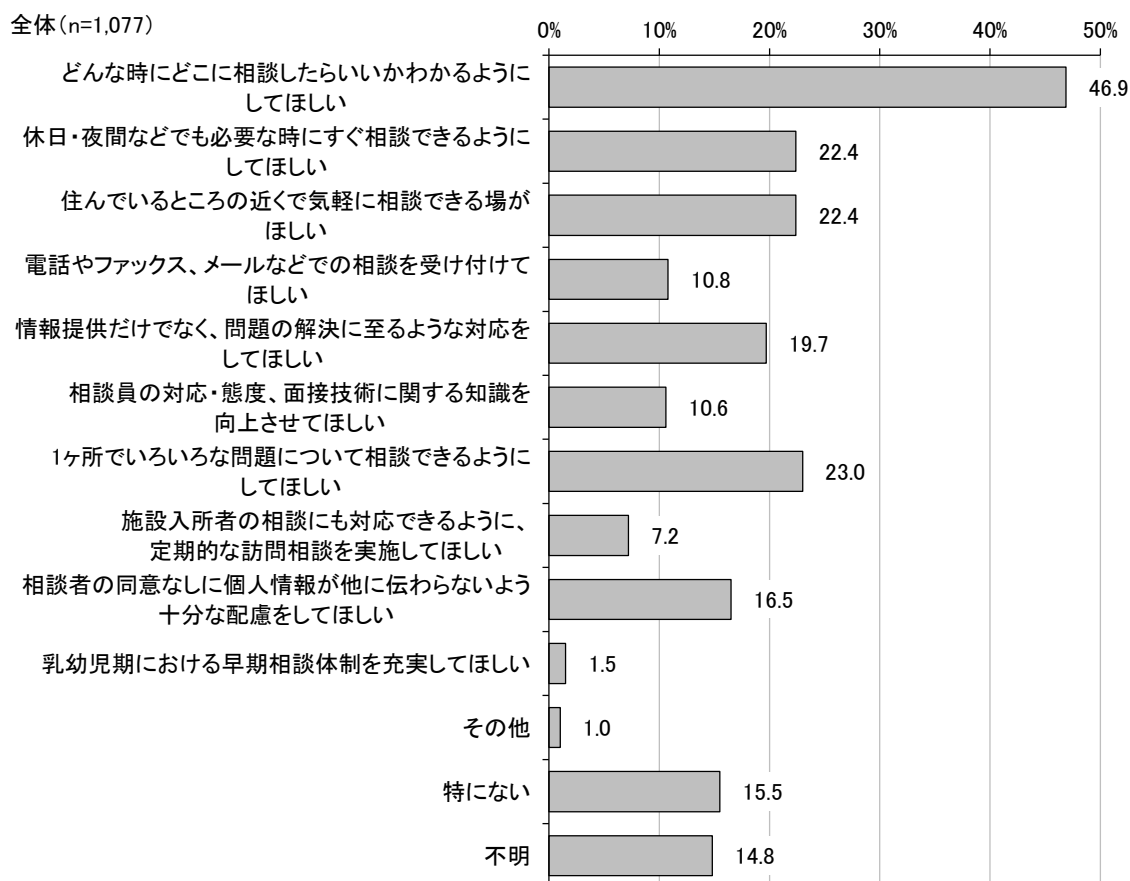
障害等の状態別にみると、すべての状態で「家族や親族」が最も高くなっています。

単位：%		家族や親族	友人・知人	近所の人	職場の上司や同僚	施設の指導員など	ホームヘルパーなどサービス事業所の人	障がい者団体や家族会	かかりつけの医師や看護
全体 (n=1,077)		75.3	23.3	6.8	4.7	11.9	10.1	1.4	22.4
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	79.6	25.4	8.9	2.8	9.3	9.9	1.3	23.3
	療育手帳あり(n=165)	75.8	14.5	2.4	12.1	27.3	6.1	1.2	10.9
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	62.6	23.5	2.6	8.7	13.0	13.9	1.7	38.3
	難病の診断あり(n=43)	69.8	32.6	7.0	0.0	11.6	16.3	2.3	30.2
	発達障がいの診断あり(n=51)	78.4	19.6	3.9	3.9	13.7	3.9	3.9	25.5
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	66.7	25.0	4.2	4.2	12.5	20.8	0.0	20.8
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	83.3	16.7	8.3	0.0	8.3	0.0	0.0	41.7
	重症心身障がい児である(n=67)	68.7	17.9	9.0	0.0	25.4	16.4	4.5	25.4
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	68.1	23.4	10.6	2.1	6.4	10.6	2.1	25.5

単位：%		の病ケアマネジャーや介護保険	民生委員・児童委員	稚園・施設や学校の先生	間の相談窓口	行政機関の相談窓口	その他	不明
全体 (n=1,077)		10.9	3.0	2.1	4.0	5.0	4.5	7.9
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	12.0	3.9	0.4	1.0	5.6	2.9	7.3
	療育手帳あり(n=165)	2.4	1.2	12.1	12.7	3.0	5.5	6.1
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	18.3	2.6	0.0	11.3	6.1	7.8	8.7
	難病の診断あり(n=43)	16.3	4.7	0.0	4.7	9.3	7.0	7.0
	発達障がいの診断あり(n=51)	9.8	2.0	19.6	9.8	2.0	9.8	2.0
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	20.8	0.0	0.0	8.3	0.0	8.3	16.7
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7
	重症心身障がい児である(n=67)	16.4	1.5	4.5	7.5	4.5	16.4	6.0
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	19.1	6.4	0.0	2.1	4.3	6.4	8.5

問 20 今後、障がい者福祉や生活に関する相談体制として、どのようなことを希望しますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

今後、障がい者福祉や生活に関する相談体制として、希望することについてみると、「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が 46.9%と最も高く、次いで「1ヶ所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」が 23.0%、「休日・夜間などでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい」「住んでいるところの近くで気軽に相談できる場がほしい」が 22.4%となっています。



障害等の状態別にみると、「強度行動障がい診断あり」では「住んでいるところの近くで気軽に相談できる場がほしい」、「上記に該当しないが、何らかの障がい等がある」では「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」「休日・夜間などでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい」、それ以外の状態では「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が最も高くなっています。

単位：%		したど てら ほしい な時 いかに わど かこ るに よ相 う談 にし	うな に時 しに す夜 ほぐ し相 い談 ど で 可 も 必 要	ほで し気 い軽 に 相 談 と こ ろ の 場 近 が く	けル 電 話 で ほ ど や ほ し で い の ア ッ ク ス を 受 け メ 付 け る	応 題 情 報 を の 解 提 供 に 決 ま し て ほ し い に だ け で よ う な く 、 対 問	上 接 相 談 員 の の 対 応 態 度 を 、 向 面	に 1 つ ヶ 所 で い て ほ し い 相 談 の 場 を あ ら う よ う な 問 題
全体 (n=1,077)		46.9	22.4	22.4	10.8	19.7	10.6	23.0
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	46.6	22.5	21.6	9.9	16.7	9.5	23.3
	療育手帳あり(n=165)	57.0	17.6	26.7	10.3	36.4	15.8	26.7
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	49.6	29.6	27.8	17.4	25.2	13.9	24.3
	難病の診断あり(n=43)	48.8	30.2	30.2	11.6	20.9	11.6	23.3
	発達障がいの診断あり(n=51)	58.8	21.6	33.3	15.7	39.2	25.5	25.5
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	29.2	16.7	20.8	16.7	20.8	16.7	16.7
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	50.0	16.7	58.3	0.0	33.3	8.3	25.0
	重症心身障がい児である(n=67)	38.8	20.9	13.4	6.0	19.4	17.9	22.4
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	34.0	34.0	25.5	17.0	12.8	10.6	29.8

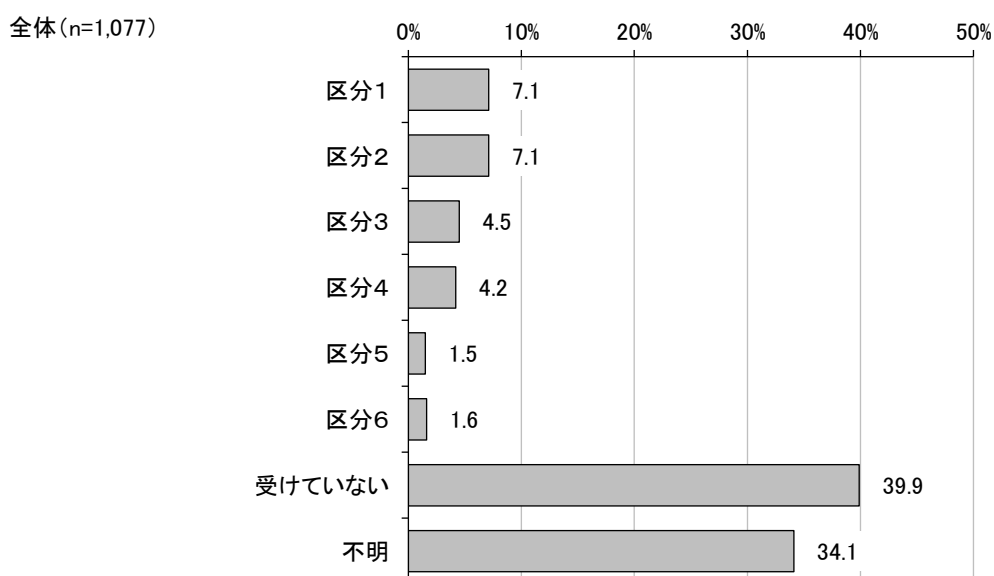
単位：%		しな い訪 問 き 入 相 談 を う の 実 施 、 談 話 に も ほ 的 対	い う 情 報 分 が な 他 の 配 慮 を わ ら し め て ほ い よ う な 人	相 談 者 の 同 意 を 得 て な い 個 人	乳 体 幼 児 期 に お け る ほ 早 期 相 談	そ の 他	特 に な い	不 明
全体 (n=1,077)		7.2	16.5	1.5	1.0	15.5	14.8	
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	6.8	14.8	0.7	0.6	15.2	14.2	
	療育手帳あり(n=165)	7.9	15.8	4.8	1.2	13.9	9.1	
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	10.4	33.9	1.7	3.5	16.5	14.8	
	難病の診断あり(n=43)	14.0	11.6	2.3	0.0	9.3	14.0	
	発達障がいの診断あり(n=51)	7.8	31.4	5.9	0.0	9.8	5.9	
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	8.3	8.3	0.0	0.0	8.3	20.8	
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	16.7	16.7	0.0	0.0	8.3	16.7	
	重症心身障がい児である(n=67)	10.4	9.0	3.0	1.5	25.4	11.9	
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	6.4	21.3	2.1	2.1	23.4	17.0	

6 障害福祉サービス等の利用について

問 21 あなたの障害支援区分について、該当するものに○をしてください。

障害支援区分についてみると、「受けていない」が 39.9%と最も高く、次いで「区分1」「区分2」が 7.1%、「区分3」が 4.5%となっています。

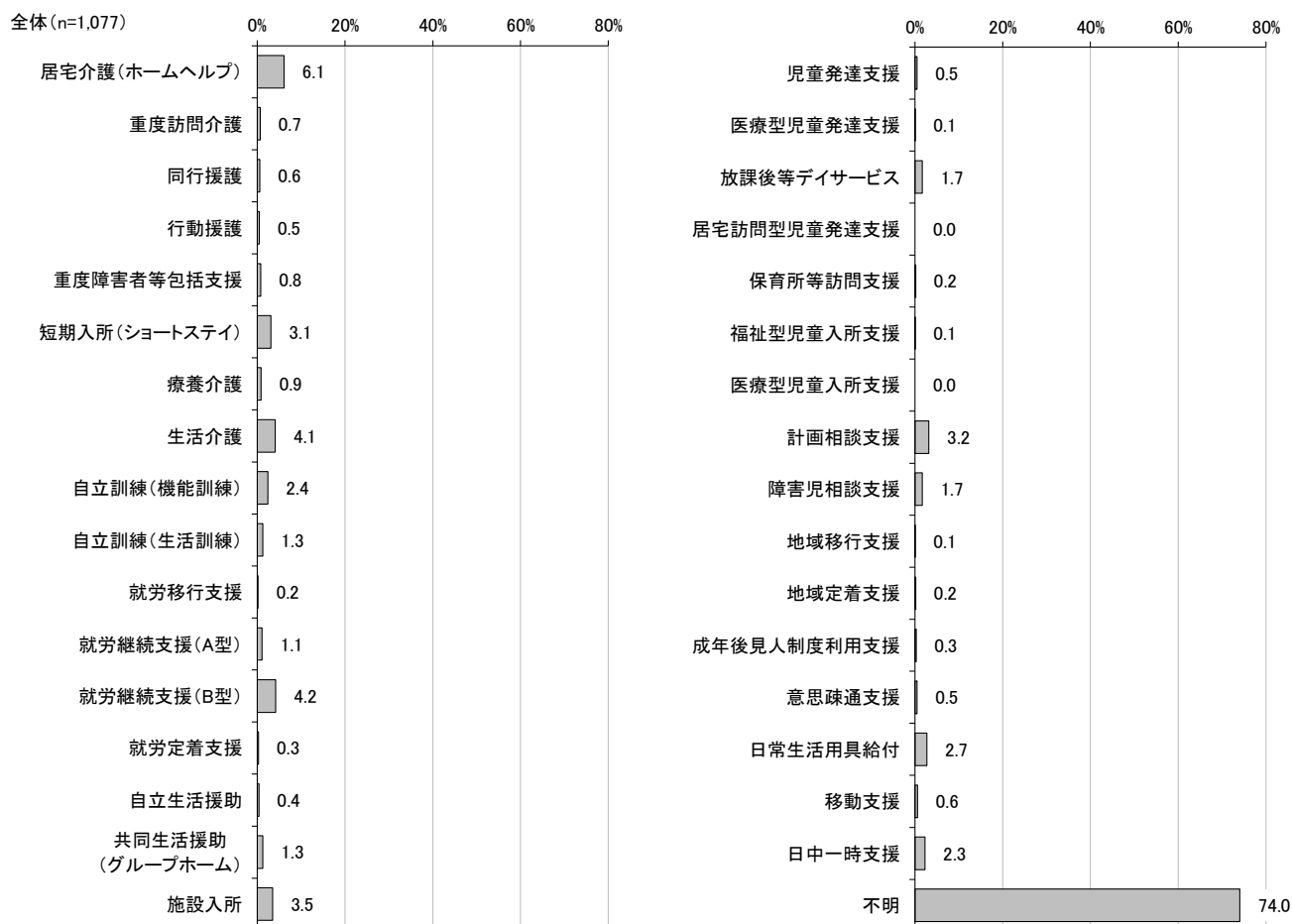
障害等の状態別にみると、「強度行動障がいの診断あり」では「区分4」「区分5」「受けていない」、それ以外の状態では「受けていない」が最も高くなっています。



単位: %		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	受けていない	不明
全体 (n=1,077)		7.1	7.1	4.5	4.2	1.5	1.6	39.9	34.1
障害等の状態別	身体障害者手帳あり (n=717)	8.8	4.7	4.7	5.0	1.4	2.4	40.9	32.1
	療育手帳あり (n=165)	2.4	8.5	4.8	4.2	1.8	1.2	39.4	37.6
	精神障害者保健福祉手帳あり (n=115)	3.5	16.5	4.3	0.0	1.7	0.0	39.1	34.8
	難病の診断あり (n=43)	7.0	2.3	4.7	4.7	7.0	4.7	41.9	27.9
	発達障がいの診断あり (n=51)	3.9	7.8	2.0	0.0	2.0	0.0	49.0	35.3
	高次脳機能障がいの診断あり (n=24)	16.7	20.8	0.0	4.2	4.2	4.2	25.0	25.0
	強度行動障がいの診断あり (n=12)	8.3	0.0	8.3	16.7	16.7	0.0	16.7	33.3
	重症心身障がい児である (n=67)	0.0	4.5	4.5	1.5	6.0	3.0	41.8	38.8
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある (n=47)	10.6	8.5	6.4	2.1	0.0	0.0	40.4	31.9

問 22 あなたが、現在利用している障害福祉サービス等について、あてはまるものすべてに○をしてください。

現在利用している障害福祉サービス等についてみると、「居宅介護(ホームヘルプ)」が6.1%と最も高く、次いで「就労継続支援(B型)」が4.2%、「生活介護」が4.1%となっています。



障害等の状態別にみると、〔療育手帳あり〕では「就労継続支援(B型)」、〔難病の診断あり〕では「短期入所(ショートステイ)」、〔発達障がいの診断あり〕では「放課後等デイサービス」、〔高次脳機能障がいの診断あり〕〔強度行動障がいの診断あり〕では「生活介護」、〔重症心身障がい児である〕では「施設入所」、それ以外の状態では「居宅介護(ホームヘルプ)」が最も高くなっています。

単位：%		居宅介護 (ホームヘルプ)	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	短期入所 (ショートステイ)	療養介護	生活介護	自立訓練 (機能訓練)
全体(n=1,077)		6.1	0.7	0.6	0.5	0.8	3.1	0.9	4.1	2.4
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	6.0	0.7	0.8	0.4	1.1	3.5	1.1	4.2	3.2
	療育手帳あり(n=165)	3.6	1.2	0.6	1.8	0.0	4.8	1.2	7.3	1.2
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	10.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.9	0.9	0.0
	難病の診断あり(n=43)	7.0	2.3	2.3	2.3	2.3	11.6	0.0	9.3	7.0
	発達障がいの診断あり(n=51)	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	16.7	4.2	0.0	0.0	4.2	12.5	4.2	25.0	20.8
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	8.3	16.7	0.0
	重症心身障がい児である(n=67)	11.9	4.5	0.0	0.0	9.0	7.5	0.0	11.9	10.4
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	8.5	0.0	2.1	0.0	2.1	4.3	0.0	2.1	2.1

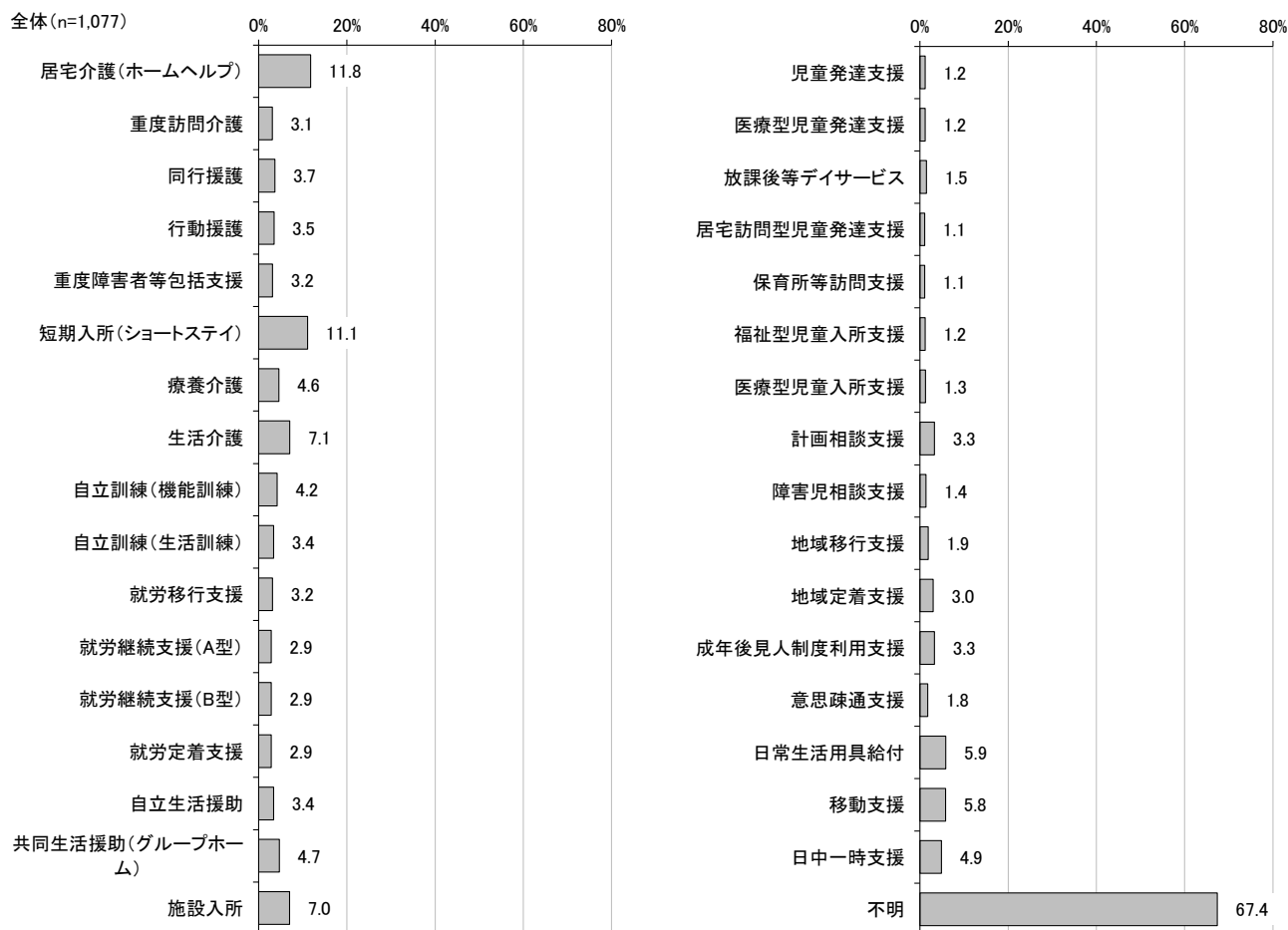
単位：%		自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助 (グループホーム)	施設入所	児童発達支援
全体(n=1,077)		1.3	0.2	1.1	4.2	0.3	0.4	1.3	3.5	0.5
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	1.0	0.1	0.6	0.7	0.1	0.3	0.8	2.6	0.0
	療育手帳あり(n=165)	2.4	0.0	3.6	19.4	0.0	0.6	1.8	1.2	3.0
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	0.9	0.9	2.6	7.0	1.7	0.9	0.9	1.7	0.0
	難病の診断あり(n=43)	0.0	0.0	2.3	4.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	発達障がいの診断あり(n=51)	0.0	0.0	2.0	11.8	0.0	0.0	0.0	0.0	3.9
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	0.0
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0
	重症心身障がい児である(n=67)	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	16.4	0.0
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0

単位：%		医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	福祉型児童入所支援	医療型児童入所支援	計画相談支援	障害児相談支援
全体 (n=1,077)		0.1	1.7	0.0	0.2	0.1	0.0	3.2	1.7
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	0.1	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.4
	療育手帳あり(n=165)	0.0	9.1	0.0	1.2	0.6	0.0	13.3	7.9
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.2	1.7
	難病の診断あり(n=43)	0.0	4.7	0.0	0.0	0.0	0.0	4.7	4.7
	発達障がいの診断あり(n=51)	0.0	21.6	0.0	0.0	0.0	0.0	15.7	15.7
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	重症心身障がい児である(n=67)	0.0	9.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.0	7.5
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0

単位：%		地域移行支援	地域定着支援	成年後見人制度利用支援	意思疎通支援	日常生活用具給付	移動支援	日中一時支援	不明
全体 (n=1,077)		0.1	0.2	0.3	0.5	2.7	0.6	2.3	74.0
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	0.0	0.1	0.0	0.7	3.2	0.6	1.1	79.9
	療育手帳あり(n=165)	0.0	0.6	0.0	0.0	1.2	0.6	9.7	49.7
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	0.9	0.0	0.9	0.0	0.0	0.9	1.7	74.8
	難病の診断あり(n=43)	0.0	0.0	0.0	0.0	4.7	2.3	4.7	72.1
	発達障がいの診断あり(n=51)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.8	58.8
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	0.0	0.0	4.2	0.0	12.5	0.0	8.3	45.8
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	83.3
	重症心身障がい児である(n=67)	0.0	1.5	0.0	0.0	7.5	0.0	6.0	44.8
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	76.6

問 23 あなたが、今は利用していないが、近い将来（およそ3年後）利用したい障害福祉サービス等について、あてはまるものすべてに○をしてください。

今は利用していないが、近い将来（およそ3年後）利用したい障害福祉サービス等についてみると、「居宅介護（ホームヘルプ）」が11.8%と最も高く、次いで「短期入所（ショートステイ）」が11.1%、「生活介護」が7.1%となっています。



障害等の状態別にみると、「身体障害者手帳あり」〔上記に該当しないが、何らかの障がい等がある〕では「居宅介護(ホームヘルプ)」、〔精神障害者保健福祉手帳あり〕では「就労移行支援」、〔難病の診断あり〕では「療養介護」、〔発達障がいの診断あり〕では「自立訓練(生活訓練)」、〔強度行動障がいの診断あり〕では「短期入所(ショートステイ)」「自立訓練(機能訓練)」「共同生活援助(グループホーム)」「施設入所」、それ以外の状態では「短期入所(ショートステイ)」が最も高くなっています。

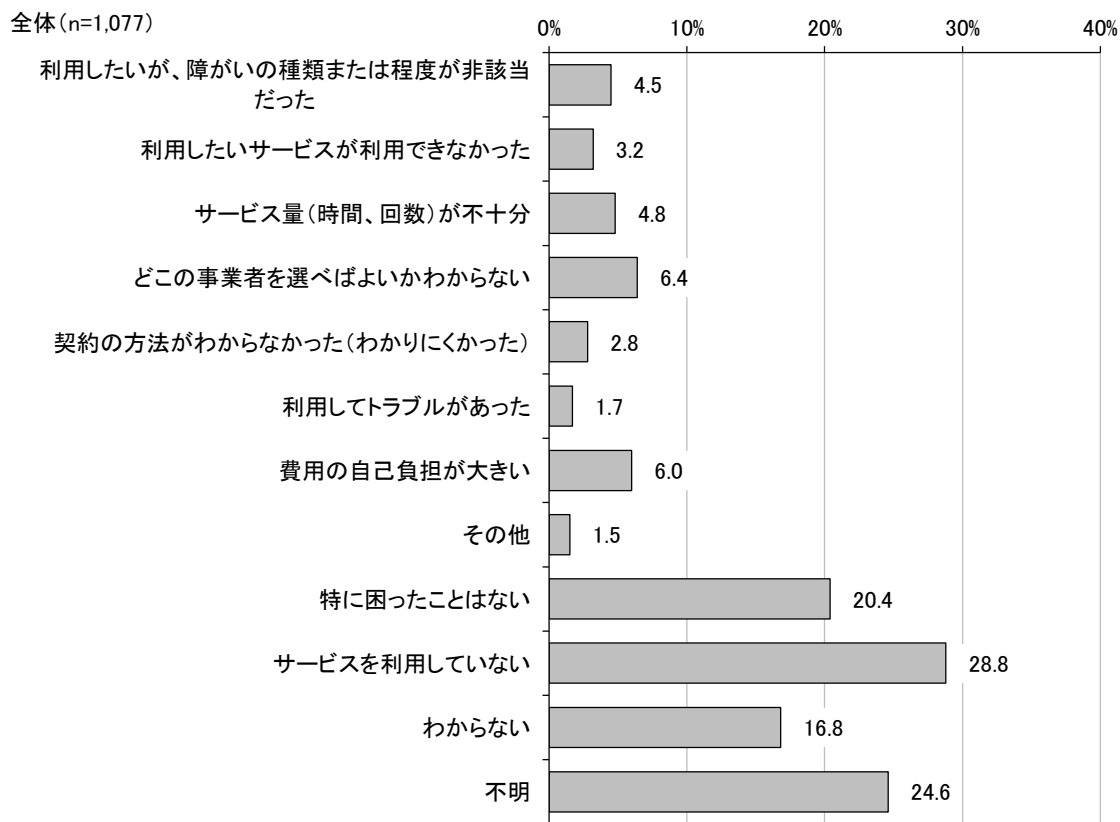
単位：%		居宅介護 (ホームヘルプ)	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等 包括支援	短期入所 (ショートステイ)	療養介護	生活介護	自立訓練 (機能訓練)
全体(n=1,077)		11.8	3.1	3.7	3.5	3.2	11.1	4.6	7.1	4.2
障害等の 状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	14.5	3.5	3.5	2.8	3.3	11.7	5.6	7.9	4.9
	療育手帳あり(n=165)	7.9	4.8	7.3	10.3	6.1	20.0	4.8	7.9	5.5
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	7.0	1.7	2.6	2.6	0.9	1.7	2.6	5.2	1.7
	難病の診断あり(n=43)	7.0	4.7	0.0	2.3	2.3	7.0	9.3	4.7	0.0
	発達障がいの診断あり(n=51)	7.8	3.9	3.9	7.8	3.9	9.8	3.9	5.9	5.9
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	8.3	0.0	4.2	4.2	4.2	16.7	4.2	0.0	12.5
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	0.0	8.3	8.3	0.0	8.3	16.7	0.0	0.0	16.7
	重症心身障がい児である(n=67)	4.5	3.0	1.5	3.0	6.0	16.4	4.5	6.0	6.0
	上記に該当しないが、 何らかの障がい等がある(n=47)	19.1	4.3	8.5	6.4	6.4	12.8	4.3	8.5	2.1
単位：%		自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助 (グループホーム)	施設入所	児童発達支援
全体(n=1,077)		3.4	3.2	2.9	2.9	2.9	3.4	4.7	7.0	1.2
障害等の 状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	2.2	1.7	1.7	1.5	1.4	2.8	3.2	8.5	1.0
	療育手帳あり(n=165)	8.5	9.1	6.7	9.1	8.5	7.9	14.5	9.1	3.6
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	5.2	7.8	6.1	5.2	6.1	3.5	4.3	1.7	0.9
	難病の診断あり(n=43)	2.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.7	0.0
	発達障がいの診断あり(n=51)	17.6	13.7	15.7	13.7	11.8	11.8	9.8	3.9	3.9
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	0.0	0.0	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	0.0
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7	0.0
	重症心身障がい児である(n=67)	0.0	1.5	0.0	1.5	1.5	1.5	3.0	10.4	1.5
	上記に該当しないが、 何らかの障がい等がある(n=47)	2.1	2.1	2.1	4.3	2.1	6.4	6.4	8.5	0.0

単位：%		医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	福祉型児童入所支援	医療型児童入所支援	計画相談支援	障害児相談支援
全体 (n=1,077)		1.2	1.5	1.1	1.1	1.2	1.3	3.3	1.4
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	0.8	1.0	0.8	0.8	0.8	1.0	2.9	1.1
	療育手帳あり(n=165)	3.6	5.5	3.6	3.6	4.2	4.2	4.8	3.0
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	1.7	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	6.1	1.7
	難病の診断あり(n=43)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	0.0	0.0
	発達障がいの診断あり(n=51)	3.9	7.8	3.9	3.9	5.9	3.9	5.9	5.9
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	0.0
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	重症心身障がい児である(n=67)	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	1.5	6.0	3.0
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0

単位：%		地域移行支援	地域定着支援	成年後見人制度利用支援	意思疎通支援	日常生活用具給付	移動支援	日中一時支援	不明
全体 (n=1,077)		1.9	3.0	3.3	1.8	5.9	5.8	4.9	67.4
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	1.4	2.8	2.0	1.5	6.6	5.7	4.3	67.6
	療育手帳あり(n=165)	4.2	5.5	10.3	4.2	8.5	9.1	10.3	54.5
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	2.6	2.6	4.3	0.9	2.6	4.3	3.5	69.6
	難病の診断あり(n=43)	0.0	0.0	2.3	0.0	4.7	0.0	2.3	74.4
	発達障がいの診断あり(n=51)	7.8	9.8	9.8	3.9	5.9	5.9	7.8	60.8
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	12.5	4.2	62.5
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	58.3
	重症心身障がい児である(n=67)	0.0	1.5	6.0	0.0	3.0	9.0	6.0	64.2
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	2.1	4.3	6.4	2.1	4.3	4.3	4.3	63.8

問 24 福祉サービスを利用するときに、何か不便なことや困ったことはありましたか。あてはまるものに3つまで○をしてください。

福祉サービスを利用するときに、何か不便なことや困ったことについてみると、「サービスを利用していない」が28.8%と最も高く、次いで「特に困ったことはない」が20.4%、「わからない」が16.8%となっています。



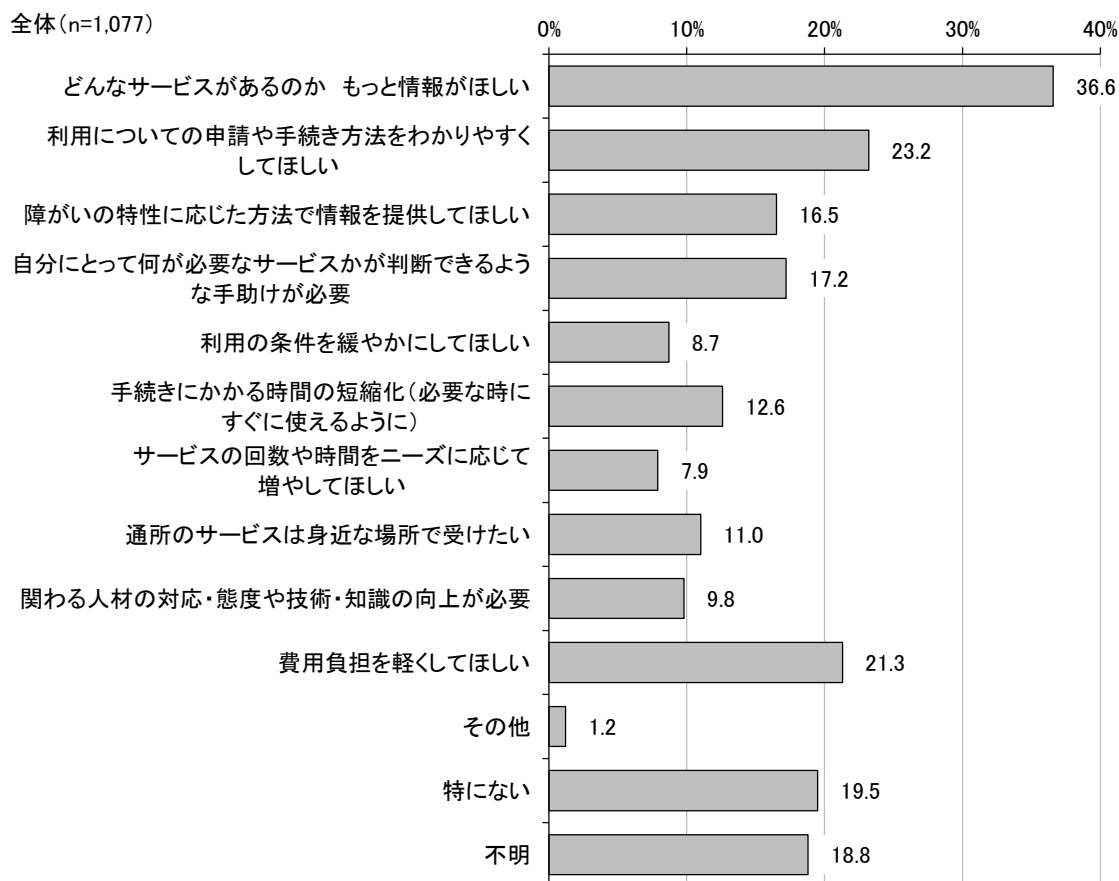
障害等の状態別にみると、「療育手帳あり」「発達障がいの診断あり」「高次脳機能障がいの診断あり」では「特に困ったことはない」、「難病の診断あり」「重症心身障がい児である」では「わからない」、それ以外の状態では「サービスを利用していない」が最も高くなっています。

単位：%		種類利用したまたは程度が該当の	利用できなかったサービスが利	数サービス量（時間、回	いこの事業者を選ばよ	たか契約の方法がわからなかつ	た利用してトラブルがあつ
全体 (n=1,077)		4.5	3.2	4.8	6.4	2.8	1.7
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	4.5	2.9	3.9	5.6	2.4	0.6
	療育手帳あり(n=165)	6.1	7.9	7.3	6.1	4.2	4.8
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	2.6	0.9	7.0	9.6	2.6	5.2
	難病の診断あり(n=43)	14.0	2.3	11.6	11.6	2.3	2.3
	発達障がいの診断あり(n=51)	3.9	5.9	19.6	13.7	2.0	7.8
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	4.2	8.3	20.8	0.0	0.0	0.0
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	16.7	8.3	8.3	8.3	0.0	8.3
	重症心身障がい児である(n=67)	4.5	6.0	11.9	7.5	3.0	4.5
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	4.3	6.4	4.3	8.5	6.4	0.0

単位：%		費用の自己負担が大きい	その他	特に困ったことはない	いサービスを利用していない	わからない	不明
全体 (n=1,077)		6.0	1.5	20.4	28.8	16.8	24.6
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	5.9	1.4	20.8	32.2	14.8	26.4
	療育手帳あり(n=165)	4.2	1.8	23.6	18.2	21.8	14.5
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	7.0	5.2	20.0	28.7	19.1	20.0
	難病の診断あり(n=43)	14.0	4.7	14.0	16.3	20.9	25.6
	発達障がいの診断あり(n=51)	15.7	5.9	29.4	17.6	19.6	5.9
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	12.5	0.0	29.2	20.8	8.3	16.7
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	25.0	0.0	8.3	33.3	0.0	33.3
	重症心身障がい児である(n=67)	6.0	1.5	19.4	16.4	20.9	17.9
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	6.4	4.3	12.8	23.4	21.3	31.9

問 25 福祉サービスを利用しやすくするために、今後あなたが希望することは何ですか。あてはまるものすべてに○をしてください。

福祉サービスを利用しやすくするために、今後希望することについてみると、「どんなサービスがあるのか もっと情報がほしい」が36.6%と最も高く、次いで「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」が23.2%、「費用負担を軽くしてほしい」が21.3%となっています。



障害等の状態別にみると、〔高次脳機能障がい診断あり〕では「どんなサービスがあるのか もっと情報がほしい」「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」「障がいの特性に応じた方法で情報を提供してほしい」、〔強度行動障がい診断あり〕では「どんなサービスがあるのか もっと情報がほしい」「自分にとって何が必要なサービスかが判断できるような手助けが必要」、〔上記に該当しないが、何らかの障がい等がある〕では「費用負担を軽くしてほしい」、それ以外の状態では「どんなサービスがあるのか もっと情報がほしい」が最も高くなっています。

単位：%		かどもなっとサービスがほしい	し続利用ほきほうし法をわいてかりやすく	い法障がいの情報を提供してほし	よサ自分になびとつかって何が必要	て利用の条件を緩やかにし	使縮手続きよ必要になる時々の短	ほニサービにス応じて増や時間を
全体 (n=1,077)		36.6	23.2	16.5	17.2	8.7	12.6	7.9
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	36.5	24.5	14.5	15.5	8.9	12.4	7.4
	療育手帳あり(n=165)	47.9	23.0	29.7	29.1	9.1	18.8	12.1
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	36.5	20.0	19.1	19.1	9.6	13.9	11.3
	難病の診断あり(n=43)	46.5	27.9	18.6	11.6	16.3	20.9	16.3
	発達障がいの診断あり(n=51)	39.2	21.6	33.3	37.3	11.8	15.7	15.7
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	29.2	29.2	29.2	20.8	4.2	8.3	16.7
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	33.3	25.0	25.0	33.3	8.3	16.7	0.0
	重症心身障がい児である(n=67)	29.9	13.4	19.4	14.9	3.0	13.4	16.4
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	27.7	25.5	14.9	19.1	19.1	14.9	10.6

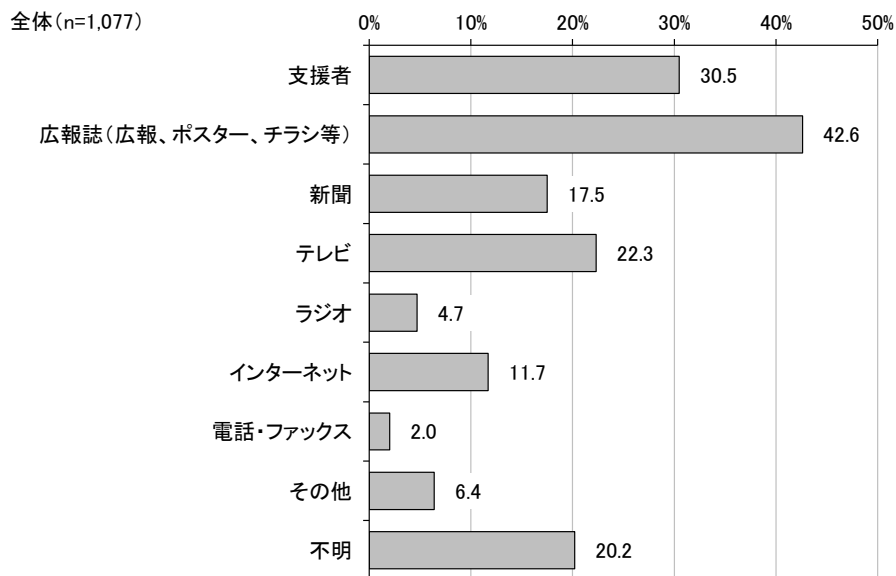
単位：%		場所のサービスは身近な	要や関わる人材の対応が必	い費用負担を軽くしてほし	その他	特にない	不明
全体 (n=1,077)		11.0	9.8	21.3	1.2	19.5	18.8
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	10.5	8.5	21.3	0.8	18.5	19.7
	療育手帳あり(n=165)	13.9	17.6	18.2	1.2	18.2	10.9
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	14.8	9.6	27.8	4.3	20.9	13.9
	難病の診断あり(n=43)	20.9	16.3	32.6	2.3	9.3	14.0
	発達障がいの診断あり(n=51)	15.7	17.6	29.4	3.9	11.8	5.9
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	12.5	16.7	25.0	0.0	4.2	16.7
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	8.3	16.7	25.0	0.0	0.0	25.0
	重症心身障がい児である(n=67)	13.4	11.9	17.9	3.0	23.9	11.9
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	12.8	12.8	29.8	4.3	25.5	21.3

7 情報等の取得方法について

問 26 生活や福祉に関する情報は、どうやって得ていますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

生活や福祉に関する情報の入手方法についてみると、「広報誌(広報、ポスター、チラシ等)」が42.6%と最も高く、次いで「支援者」が30.5%、「テレビ」が22.3%となっています。

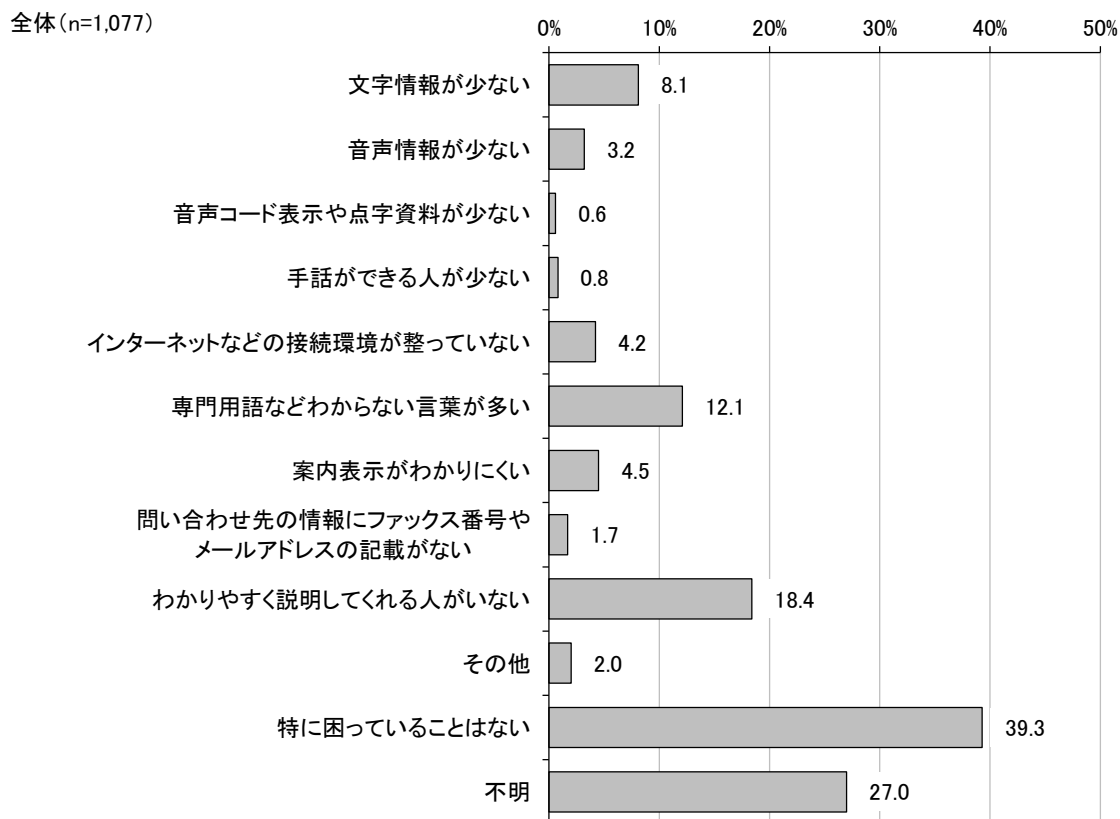
障害等の状態別にみると、〔療育手帳あり〕〔発達障がいの診断あり〕〔高次脳機能障がいの診断あり〕〔重症心身障がい児である〕では「支援者」、それ以外の状態では「広報誌(広報、ポスター、チラシ等)」が最も高くなっています。



単位: %		支援者	広報誌 (広報、ポスター、 チラシ等)	新聞	テレビ	ラジオ	インターネット	電話・ ファックス	その他	不明
全体(n=1,077)		30.5	42.6	17.5	22.3	4.7	11.7	2.0	6.4	20.2
障害等の 状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	25.7	47.7	20.4	23.3	4.5	9.3	2.0	4.5	21.8
	療育手帳あり(n=165)	50.9	29.7	7.9	15.8	2.4	20.0	1.2	10.3	12.1
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	39.1	40.0	13.0	28.7	7.8	19.1	4.3	8.7	15.7
	難病の診断あり(n=43)	32.6	37.2	9.3	16.3	2.3	14.0	4.7	0.0	30.2
	発達障がいの診断あり(n=51)	64.7	41.2	11.8	19.6	11.8	37.3	5.9	7.8	3.9
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	66.7	33.3	12.5	16.7	4.2	8.3	4.2	16.7	8.3
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	33.3	41.7	16.7	16.7	8.3	8.3	8.3	8.3	25.0
	重症心身障がい児である(n=67)	37.3	34.3	17.9	11.9	4.5	9.0	3.0	20.9	16.4
	上記に該当しないが、 何らかの障がい等がある(n=47)	21.3	42.6	19.1	17.0	14.9	10.6	2.1	6.4	27.7

問 27 あなたが、情報を入手する際に、困っていることは何ですか。あてはまるものすべてに○をしてください。

情報を入手する際に、困っていることについてみると、「特に困っていることはない」が 39.3%と最も高く、次いで「わかりやすく説明してくれる人がいない」が 18.4%、「専門用語などわからない言葉が多い」が 12.1%となっています。



障害等の状態別にみると、「強度行動障がいの診断あり」では「わかりやすく説明してくれる人がいない」「特に困っていることはない」、それ以外の状態では「特に困っていることはない」が最も高くなっています。

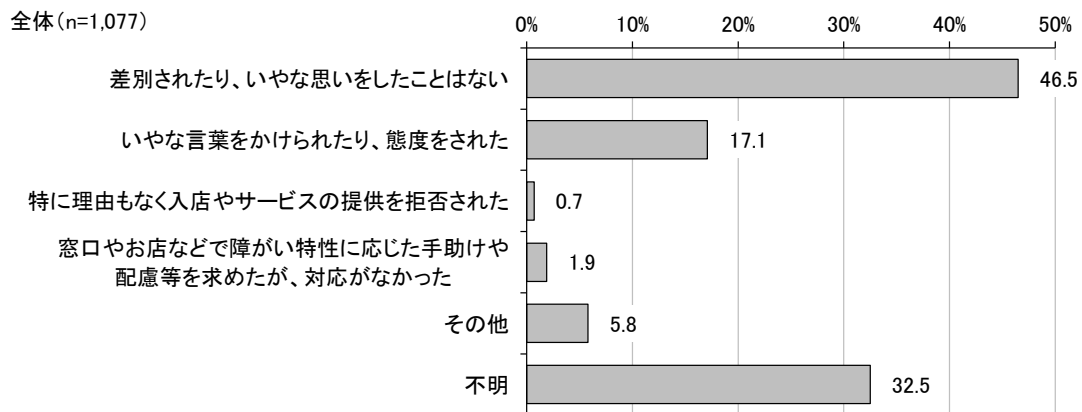
単位：%		文字情報が少ない	音声情報が少ない	音声コード表示や点字資料が少ない	手話ができる人が少ない	インターネットなどの接続環境が整っていない	専門用語などわからない言葉が多い
全体 (n=1,077)		8.1	3.2	0.6	0.8	4.2	12.1
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	8.4	3.6	0.4	1.1	3.5	10.3
	療育手帳あり(n=165)	7.3	1.8	0.6	0.0	3.0	19.4
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	11.3	2.6	1.7	0.9	9.6	17.4
	難病の診断あり(n=43)	9.3	4.7	0.0	0.0	9.3	16.3
	発達障がいの診断あり(n=51)	5.9	2.0	0.0	0.0	5.9	15.7
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	4.2	0.0	0.0	0.0	8.3	8.3
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	0.0	8.3	0.0	0.0	8.3	0.0
	重症心身障がい児である(n=67)	3.0	0.0	0.0	0.0	6.0	10.4
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	12.8	4.3	0.0	0.0	6.4	8.5
単位：%		案内表示がわかりにくい	お問い合わせ先の情報に不備がある	わかりやすい説明してくれない	その他	特に困っていることはない	不明
全体 (n=1,077)		4.5	1.7	18.4	2.0	39.3	27.0
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	3.6	1.7	16.7	2.0	40.9	27.8
	療育手帳あり(n=165)	10.3	0.6	20.0	1.8	40.0	20.6
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	5.2	3.5	30.4	2.6	32.2	20.0
	難病の診断あり(n=43)	2.3	2.3	23.3	0.0	34.9	30.2
	発達障がいの診断あり(n=51)	13.7	0.0	31.4	0.0	49.0	9.8
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	0.0	0.0	20.8	0.0	41.7	29.2
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	0.0	0.0	16.7	8.3	16.7	58.3
	重症心身障がい児である(n=67)	3.0	0.0	11.9	0.0	44.8	32.8
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	6.4	8.5	23.4	2.1	31.9	31.9

8 権利擁護について

問 28 あなたは障がいがあることで差別や、いやな思いをする(した)ことがありますか。あてはまるものすべてに○をしてください。

障がいがあることで差別や、いやな思いをする(した)ことがあるかについてみると、「差別されたり、いやな思いをしたことはない」が 46.5%と最も高く、次いで「いやな言葉をかけられたり、態度をされた」が 17.1%、「窓口やお店などで障がい特性に応じた手助けや配慮等を求めたが、対応がなかった」が 1.9%となっています。

障害等の状態別にみると、〔療育手帳あり〕〔発達障がいの診断あり〕では「いやな言葉をかけられたり、態度をされた」、それ以外の状態では「差別されたり、いやな思いをしたことはない」が最も高くなっています。

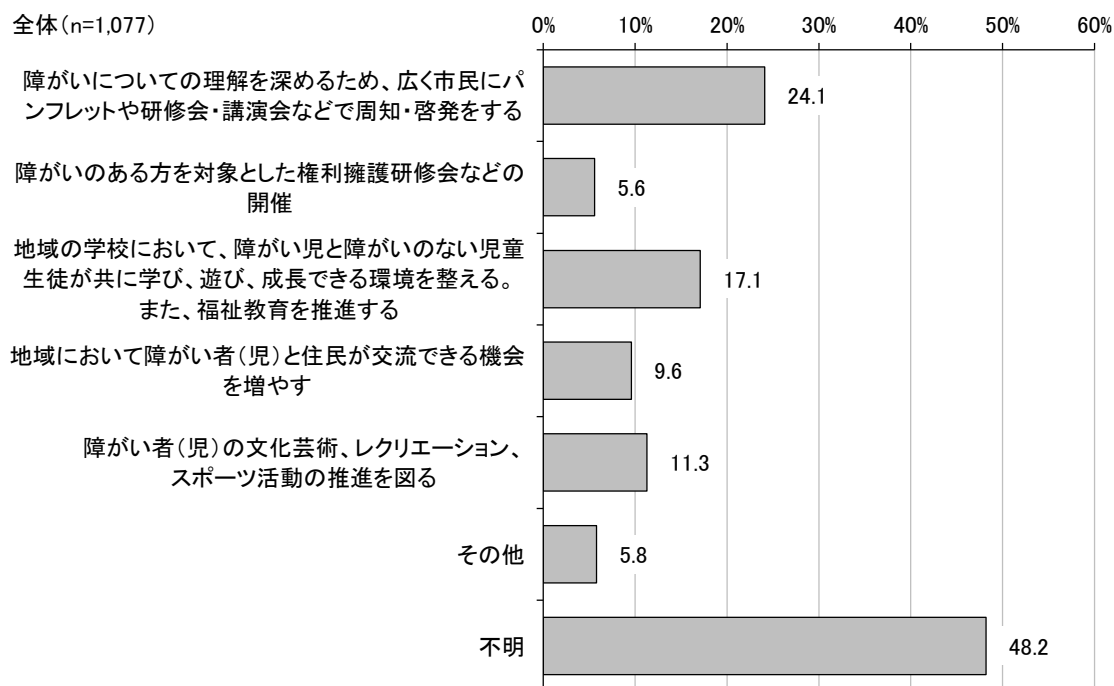


単位: %		い差別されたり、いやな思いをしたことはない	り、いやな言葉をされた	れサ特に理由もなく入店や拒否された	な等性を求めた	窓口にやお店などで障がいが配	その他	不明
全体 (n=1,077)		46.5	17.1	0.7	1.9	5.8	32.5	
障害等の状態別	身体障害者手帳あり (n=717)	51.3	9.6	0.6	1.7	4.3	34.7	
	療育手帳あり (n=165)	33.9	39.4	0.0	1.8	7.9	21.8	
	精神障害者保健福祉手帳あり (n=115)	36.5	34.8	2.6	3.5	10.4	27.0	
	難病の診断あり (n=43)	41.9	20.9	0.0	2.3	4.7	34.9	
	発達障がいの診断あり (n=51)	27.5	51.0	0.0	0.0	9.8	19.6	
	高次脳機能障がいの診断あり (n=24)	54.2	12.5	0.0	0.0	0.0	33.3	
	強度行動障がいの診断あり (n=12)	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0	50.0	
	重症心身障がい児である (n=67)	55.2	17.9	0.0	0.0	7.5	20.9	
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある (n=47)	55.3	21.3	2.1	2.1	8.5	25.5	

※省略: 「窓口やお店などで障がい特性に応じた手助けや配慮等(筆談、代筆、支援者の同行、休憩を取る等)を求めたが、対応がなかった」

問 29 障がいのある方への偏見や差別を解消するため、取り組んで欲しいことは何ですか。あてはまるものに2つまで○をしてください。

障がいのある方への偏見や差別を解消するため、取り組んで欲しいことについてみると、「障がいについての理解を深めるため、広く市民にパンフレットや研修会・講演会などで周知・啓発をする」が 24.1%と最も高く、次いで「地域の学校において、障がい児と障がいのない児童生徒が共に学び、遊び、成長できる環境を整える。また、福祉教育を推進する」が 17.1%、「障がい者(児)の文化芸術、レクリエーション、スポーツ活動の推進を図る」が 11.3%となっています。



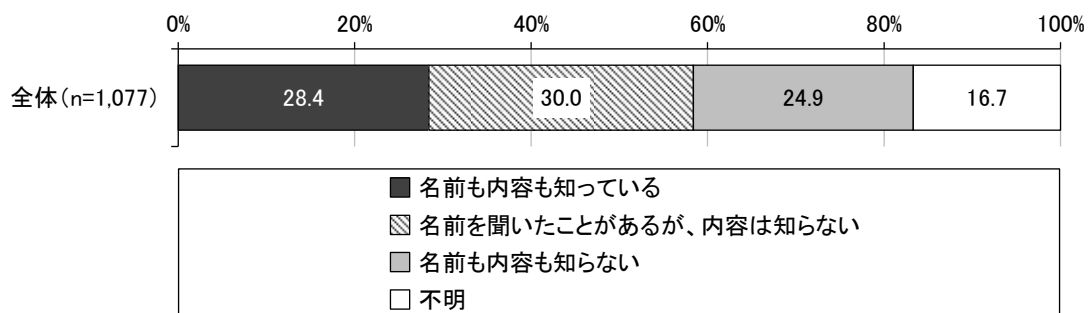
障害等の状態別にみると、〔療育手帳あり〕〔発達障がいの診断あり〕〔重症心身障がい児である〕では「地域の学校において、障がい児と障がいのない児童生徒が共に学び、遊び、成長できる環境を整える。また、福祉教育を推進する」、〔強度行動障がいの診断あり〕では「障がいについての理解を深めるため、広く市民にパンフレットや研修会・講演会などで周知・啓発をする」「地域の学校において、障がい児と障がいのない児童生徒が共に学び、遊び、成長できる環境を整える。また、福祉教育を推進する」、それ以外の状態では「障がいについての理解を深めるため、広く市民にパンフレットや研修会・講演会などで周知・啓発をする」が最も高くなっています。

単位：%		障がいのない児童生徒の周知・啓発を深めるため、パンフレットや研修会・講演会などを実施する	障がいのない児童生徒の周知・啓発を深めるため、研修会・講演会などを実施する	地域の学校において、障がい児と障がいのない児童生徒が共に学び、遊び、成長できる環境を整える	地域において障がい児と住民が交流できる機会を増やす	障がい者（児）の文化芸術の推進を図る	その他	不明
全体 (n=1,077)		24.1	5.6	17.1	9.6	11.3	5.8	48.2
障害等の状態別	身体障害者手帳あり (n=717)	25.1	5.4	14.8	7.9	8.5	4.0	52.2
	療育手帳あり (n=165)	23.0	4.8	30.3	17.6	28.5	6.1	27.3
	精神障害者保健福祉手帳あり (n=115)	25.2	9.6	16.5	11.3	12.2	8.7	43.5
	難病の診断あり (n=43)	23.3	4.7	18.6	7.0	7.0	7.0	53.5
	発達障がいの診断あり (n=51)	27.5	9.8	39.2	17.6	27.5	3.9	17.6
	高次脳機能障がいの診断あり (n=24)	33.3	8.3	12.5	4.2	12.5	4.2	41.7
	強度行動障がいの診断あり (n=12)	16.7	8.3	16.7	0.0	8.3	0.0	66.7
	重症心身障がい児である (n=67)	23.9	3.0	26.9	6.0	14.9	19.4	25.4
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある (n=47)	17.0	4.3	8.5	6.4	2.1	8.5	63.8

問 30 成年後見制度についてご存じですか。あてはまるものに1つだけ○をしてください。

成年後見制度の認知度についてみると、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が30.0%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」が28.4%、「名前も内容も知らない」が24.9%となっています。

障害等の状態別にみると、〔身体障害者手帳あり〕〔高次脳機能障がいの診断あり〕では「名前も内容も知っている」、〔難病の診断あり〕〔上記に該当しないが、何らかの障がい等がある〕では「名前も内容も知らない」、それ以外の状態では「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が最も高くなっています。

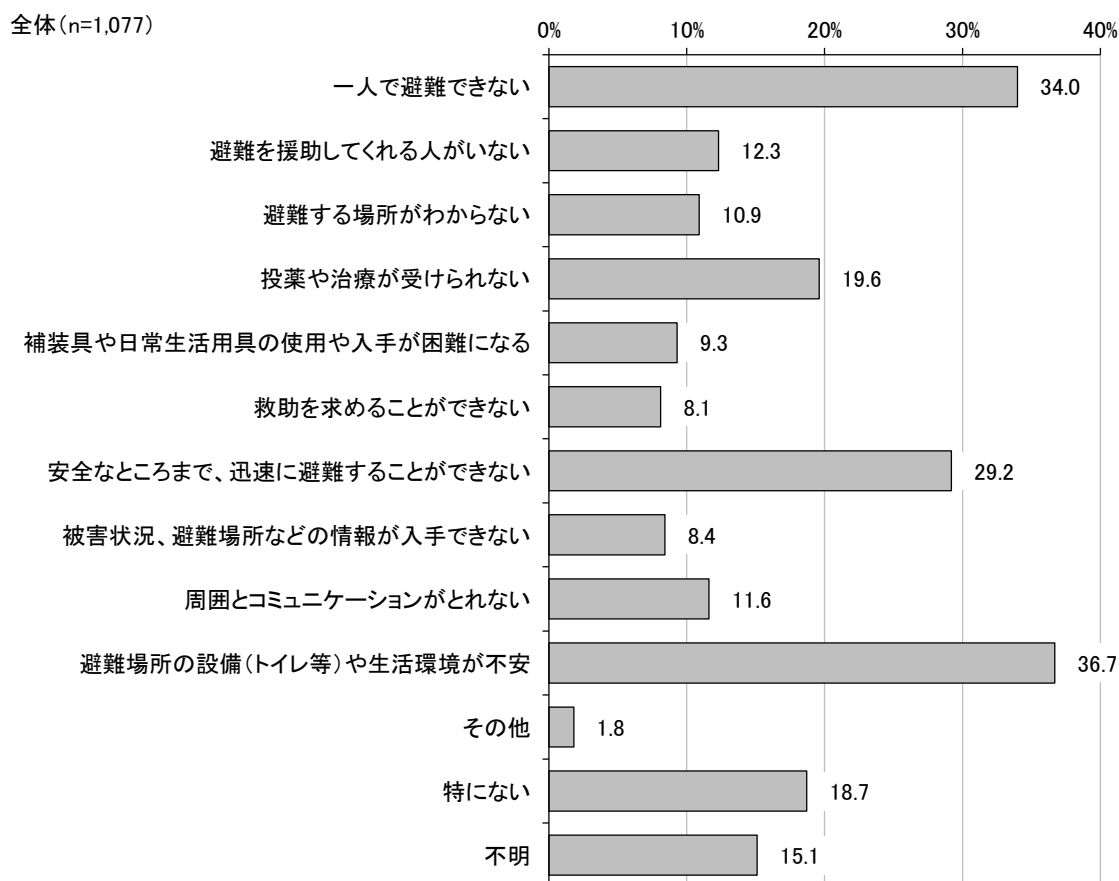


単位: %		名前も内容も知っている	名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	名前も内容も知らない	不明
全体 (n=1,077)		28.4	30.0	24.9	16.7
障害等の状態別	身体障害者手帳あり (n=717)	30.7	28.9	22.6	17.9
	療育手帳あり (n=165)	30.3	32.7	30.9	6.1
	精神障害者保健福祉手帳あり (n=115)	15.7	35.7	34.8	13.9
	難病の診断あり (n=43)	27.9	23.3	39.5	9.3
	発達障がいの診断あり (n=51)	25.5	43.1	23.5	7.8
	高次脳機能障がいの診断あり (n=24)	58.3	29.2	8.3	4.2
	強度行動障がいの診断あり (n=12)	0.0	58.3	0.0	41.7
	重症心身障がい児である (n=67)	32.8	35.8	14.9	16.4
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある (n=47)	17.0	29.8	38.3	14.9

9 災害時の避難等について

問 31 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。あてはまるものすべてに○をしてください。

火事や地震等の災害時に困ることについてみると、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が36.7%と最も高く、次いで「一人で避難できない」が34.0%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が29.2%となっています。



障害等の状態別にみると、〔身体障害者手帳あり〕では「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」、〔精神障害者保健福祉手帳あり〕では「投薬や治療が受けられない」、〔高次脳機能障がい診断あり〕では「一人で避難できない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」、〔強度行動障がい診断あり〕では「安全なところまで、迅速に避難することができない」、〔上記に該当しないが、何らかの障がい等がある〕では「一人で避難できない」「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」、それ以外の状態では「一人で避難できない」が最も高くなっています。

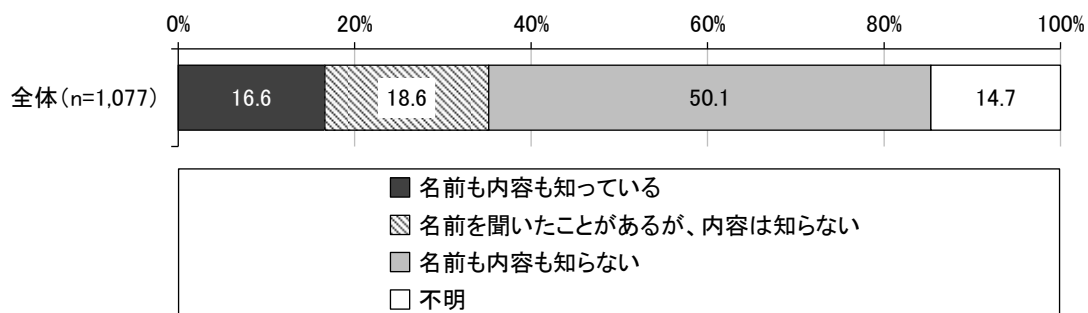
単位: %		一人で避難できない	が避難を援助してくれる人	い避難する場所がわからない	い投薬や治療が受けられない	補装具や入手が日常生活用具になる	な救助を求めることができない	いに安全なところまで、迅速に避難することができない
全体 (n=1,077)		34.0	12.3	10.9	19.6	9.3	8.1	29.2
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	32.9	10.6	6.0	19.7	10.3	5.3	32.8
	療育手帳あり(n=165)	48.5	13.3	21.8	9.7	7.3	20.6	23.0
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	27.8	22.6	23.5	42.6	6.1	9.6	20.9
	難病の診断あり(n=43)	44.2	11.6	16.3	16.3	14.0	9.3	37.2
	発達障がいの診断あり(n=51)	51.0	11.8	29.4	15.7	5.9	27.5	31.4
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	66.7	16.7	16.7	25.0	16.7	16.7	66.7
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	25.0	8.3	16.7	16.7	8.3	8.3	50.0
	重症心身障がい児である(n=67)	58.2	13.4	11.9	31.3	14.9	17.9	43.3
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	34.0	23.4	12.8	27.7	14.9	10.6	31.9

単位: %		の被害状況が入、避難場所がない	ン周囲とコミュニケーション	等避難場所の設備が(トイレ)	その他	特にな	不明
全体 (n=1,077)		8.4	11.6	36.7	1.8	18.7	15.1
障害等の状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	6.3	4.6	37.7	1.4	19.4	16.5
	療育手帳あり(n=165)	15.2	41.2	41.8	1.8	14.5	10.9
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	11.3	20.0	37.4	4.3	13.9	10.4
	難病の診断あり(n=43)	7.0	9.3	41.9	2.3	9.3	18.6
	発達障がいの診断あり(n=51)	9.8	49.0	43.1	3.9	7.8	11.8
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	12.5	8.3	54.2	0.0	0.0	4.2
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	0.0	8.3	41.7	0.0	0.0	25.0
	重症心身障がい児である(n=67)	9.0	19.4	49.3	3.0	13.4	4.5
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある(n=47)	12.8	17.0	34.0	2.1	14.9	19.1

問 32 避難行動要支援者避難支援制度についてご存じですか。あてはまるものに1つだけ○をしてください。

避難行動要支援者避難支援制度の認知度についてみると、「名前も内容も知らない」が 50.1%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 18.6%、「名前も内容も知っている」が 16.6%となっています。

障害等の状態別にみると、すべての状態で「名前も内容も知らない」が最も高くなっています。

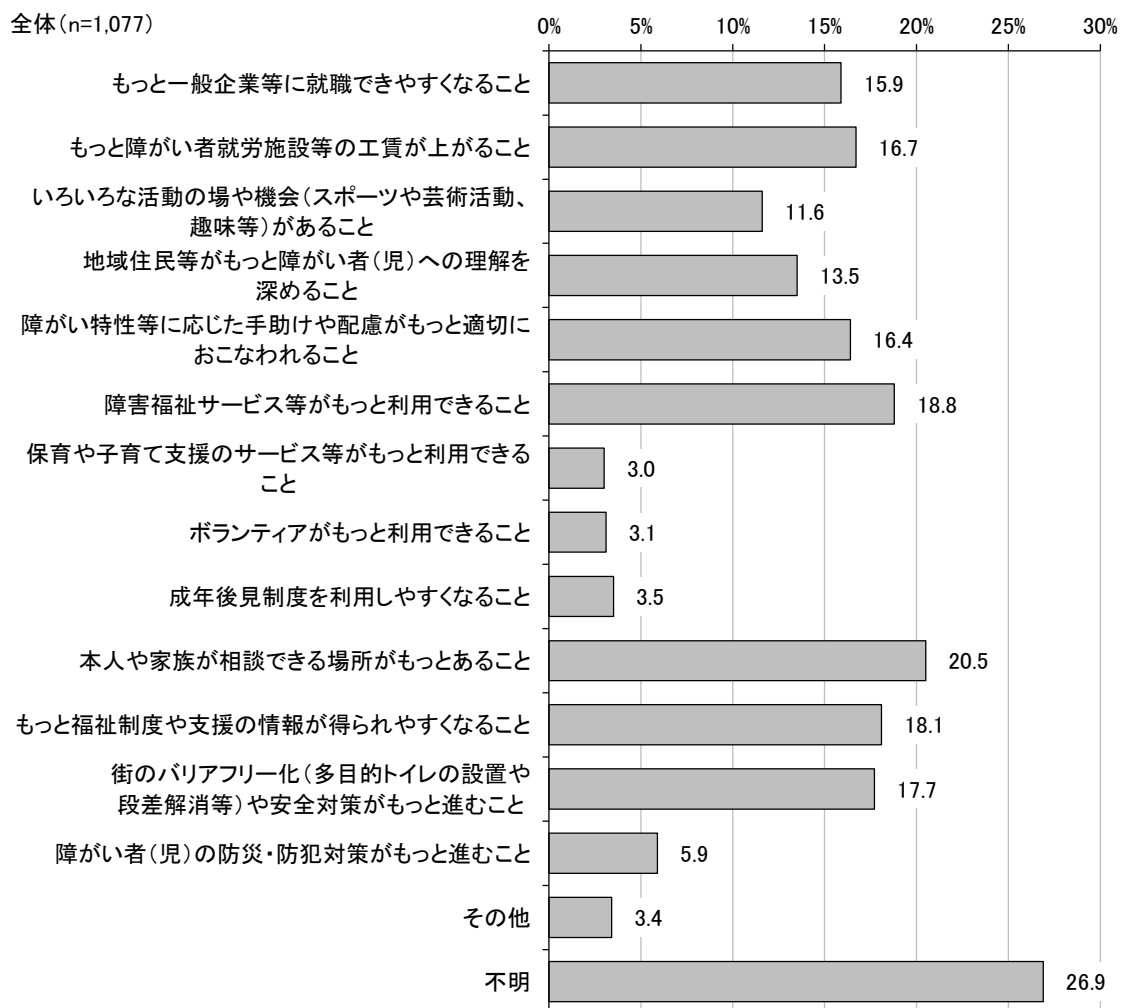


単位: %		名前も内容も知っている	名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	名前も内容も知らない	不明
全体 (n=1,077)		16.6	18.6	50.1	14.7
障害等の状態別	身体障害者手帳あり (n=717)	18.7	21.3	44.5	15.5
	療育手帳あり (n=165)	17.6	13.3	60.6	8.5
	精神障害者保健福祉手帳あり (n=115)	5.2	10.4	75.7	8.7
	難病の診断あり (n=43)	18.6	9.3	60.5	11.6
	発達障がいの診断あり (n=51)	15.7	13.7	60.8	9.8
	高次脳機能障がいの診断あり (n=24)	20.8	25.0	50.0	4.2
	強度行動障がいの診断あり (n=12)	8.3	25.0	41.7	25.0
	重症心身障がい児である (n=67)	19.4	20.9	41.8	17.9
	上記に該当しないが、何らかの障がい等がある (n=47)	19.1	19.1	48.9	12.8

10 障がい福祉施策について

問 33 今後、障がい者（児）（難病患者等を含む。）の福祉向上のために必要な取り組みについてお聞きします。これまで以上に特に取り組みが必要と思うものに3つまで○をしてください。

今後、障がい者（児）の福祉向上のために特に必要と思う取り組みについてみると、「本人や家族が相談できる場所がもっとあること」が 20.5%と最も高く、次いで「障害福祉サービス等がもっと利用できること」が 18.8%、「もっと福祉制度や支援の情報が得られやすくなること」が 18.1%となっています。



障害等の状態別にみると、「身体障害者手帳あり」では「街のバリアフリー化（多目的トイレの設置や段差解消等）や安全対策がもっと進むこと」、「難病の診断あり」では「本人や家族が相談できる場所がもっとあること」、「高次脳機能障がい診断あり」では「障害福祉サービス等がもっと利用できること」「街のバリアフリー化（多目的トイレの設置や段差解消等）や安全対策がもっと進むこと」、「強度行動障がい診断あり」では「もっと一般企業等に就職できやすくなること」「障がい特性等に応じた手助けや配慮がもっと適切におこなわれること」「障害福祉サービス等がもっと利用できること」「本人や家族が相談できる場所がもっとあること」「もっと福祉制度や支援の情報が得られやすくなること」、「重症心身障がい児である」「上記に該当しないが、何らかの障がい等がある」では「障がい特性等に応じた手助けや配慮がもっと適切におこなわれること」、それ以外の状態では「もっと障がい者就労施設等の工賃が上がること」が最も高くなっています。

単位：%		でもっと きやすくなる 一般企業等に 就職	も っと 工賃が 上がる 者 就 労 施 設	動 会 い ろ う い ろ な 活 動 の 場 や 機 器 （ ス ポ ー ツ や 芸 術 活 動 等 ） が あ る こ と	め い 地 域 住 民 等 が も っ と 理 解 を 深 め る こ と （ 児 ） へ の 理 解 を 深 め る こ と	に 助 け が い ち つ と あ る こ と （ 児 ） に あ る こ と	も 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 等 が も っ と 利 用 で き る こ と	保 育 や 子 育 て 支 援 の サ ー ビ ス 等 が も っ と 利 用 で き る こ と	用 で き る こ と （ 児 ） に あ る こ と
全体 (n=1,077)		15.9	16.7	11.6	13.5	16.4	18.8	3.0	3.1
障害等の 状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	13.0	10.9	10.5	12.3	15.6	20.9	2.5	2.1
	療育手帳あり(n=165)	26.7	35.2	18.2	19.4	24.2	13.3	5.5	5.5
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	20.9	34.8	11.3	18.3	13.0	13.9	0.9	2.6
	難病の診断あり(n=43)	11.6	14.0	11.6	9.3	18.6	18.6	0.0	0.0
	発達障がいの診断あり(n=51)	31.4	47.1	29.4	23.5	41.2	11.8	9.8	3.9
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	16.7	25.0	12.5	4.2	25.0	33.3	0.0	4.2
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	25.0	16.7	16.7	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0
	重症心身障がい児である(n=67)	10.4	14.9	10.4	9.0	23.9	19.4	3.0	4.5
	上記に該当しないが、 何らかの障がい等がある(n=47)	4.3	10.6	4.3	10.6	19.1	8.5	2.1	4.3
単位：%		す く 年 後 見 制 度 を 利 用 し や	場 所 人 や 家 族 と あ る こ と を 利 用 し や	こ 情 も と 報 が 得 ら れ る こ と （ 児 ） に あ る こ と	も 目 的 的 の ト イ レ の フ リ ー 化 （ 多 目 的 ト イ レ の フ リ ー 化 ） の 進 捗 が あ る こ と	と 防 犯 が 対 策 が （ 児 ） に あ る こ と	そ の 他	不 明	
全体 (n=1,077)		3.5	20.5	18.1	17.7	5.9	3.4	26.9	
障害等の 状態別	身体障害者手帳あり(n=717)	2.8	18.5	20.4	22.2	6.1	2.1	28.2	
	療育手帳あり(n=165)	6.1	27.3	15.8	10.3	10.3	2.4	15.2	
	精神障害者保健福祉手帳あり(n=115)	3.5	27.8	12.2	5.2	2.6	6.1	27.8	
	難病の診断あり(n=43)	4.7	27.9	25.6	20.9	4.7	2.3	18.6	
	発達障がいの診断あり(n=51)	3.9	29.4	9.8	5.9	3.9	0.0	11.8	
	高次脳機能障がいの診断あり(n=24)	8.3	8.3	16.7	33.3	12.5	0.0	25.0	
	強度行動障がいの診断あり(n=12)	0.0	25.0	25.0	16.7	0.0	0.0	25.0	
	重症心身障がい児である(n=67)	0.0	17.9	20.9	22.4	9.0	11.9	16.4	
	上記に該当しないが、 何らかの障がい等がある(n=47)	4.3	17.0	8.5	14.9	4.3	8.5	38.3	

2 団体・事業所等アンケート調査

計画を策定するにあたり、各施策の現状や課題を把握することで、基本施策や方策等を作成する際の基礎資料とするため、地域の障害者関係団体及び障害福祉施設及びサービス提供事業所等に対して、アンケート調査を実施しました。

- ・調査方法：郵送配布及び郵送回収によるアンケート調査
- ・調査期間：令和5年8月～9月

調査対象	調査対象数	有効回収数	有効回収率
障害者関係団体アンケート	15 団体	10 票	66.7%
障害者施設・事業所アンケート	19 事業所	16 票	84.2%

(1) 調査対象団体及び事業所

障害者関係団体	障害者施設・事業所
○八幡浜身体障害者協議会	○八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム
○保内町身体障害者協議会	○地域活動支援センター くじら
○八幡浜聴覚障害者協会	○就労継続支援A型 KOHOLA
○八幡浜手をつなぐ育成会	○就労継続支援B型 浜っ子共同作業所
○八幡浜地域家族会	○就労継続支援B型 わくわくみらい館やわたはま
○スマイル	○王子共同作業所
○にこまる	○コスモス共同作業所
○ミラクルレインボー	○発達支援センター 巣立ち
○トトロ.Jクラブ	○放課後等デイサービス めだかミニスクール
○NPO法人 リトルウイング	○放課後等デイサービス DOLPHINE 教室
○手話サークルあゆみの会	○おる d e 新町ヘルパーステーション
○点訳サークル竹の子会	○セントケア八幡浜
○朗読ボランティア どんぐり	○ニチイケアセンター八幡浜
○精神保健ボランティアグループはまかぜ	○社協ヘルパーステーション八幡浜
○八幡浜市社会福祉協議会	○ヘルパーステーションくじら
	○相談支援事業所 あすなる
	○障害者支援施設 大洲ホーム
	○大洲育成園
	○障害者支援施設 希望の森

(2) 障害者関係団体アンケート結果から見られる課題

障がい者関係団体アンケート調査から得た意見をもとに、八幡浜市における課題を次のとおりまとめました。

1. 社会参加の機会の充実について

- 国の第5次障害者基本計画(令和5年度～令和9年度)では、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去することを基本理念としています。八幡浜市でも、障がいのある人が地域において自己実現を目指せるように、行事やイベントなどに参加しやすい仕組みづくりを進める必要があります。アンケートでは「当事者として意見を述べる公的な場を与えてほしい」「社会参加して、市民活動に貢献した障がい者に市長、副市長と会食できる機会を与えてもらう」といった意見もあり、こうした社会参加のあり方についても配慮する必要があります。
- アンケートでは、施設のバリアフリー化や障がい者のトイレ整備を求める意見がありました。公共交通機関や多数の人が利用する建築物のバリアフリー化を進め、安全・安心な生活環境のもとで社会参加の機会を充実する必要があります。
- アンケートでは、「情報保障ができる手話通訳者が増やせるように施策を進めてほしい」「選挙関係の情報が視覚障がい者に届いていないように思う」といった意見や、障がい特性に応じた個別チラシによる広報などの提案がありました。情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づいて、情報アクセシビリティの向上を図るとともに、手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣をつうじた意思疎通支援の充実が求められます。また、障がい特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保が必要です。
- アンケートでは、「交通機関の利便性、移動手段の確保」「公共のバス便が少なくならないように市の支援を続けてほしい。タクシー券の配付もあるとよい」などの意見がありました。地域住民である障がい者が地域の集まりや自治会などのコミュニティに参加するための外出・移動手段の確保が必要であり、重度の障がいや視覚障がいのため単独で外出することが困難な障がいのある人の社会参加を促進し、生活の質を高めるため、移動支援事業の充実に努める必要があります。

2. 地域生活支援サービスの充実について

- 障がいのある人が日中活動系サービスを利用して地域での社会参加ができるよう、多様なニーズに応じた日中活動の場の拡充を図り、医療的ケアや常時介護が必要な重度障がいのある人及びその家族が安心して地域で生活できるよう、支援の充実に努める必要があります。
- 障がいのある方々がひとりの人間として地域で普通に暮らす場所のひとつとして「グループホーム」があります。アンケートではグループホームの設立や居住支援を求める意見が多数ありました。入所施設や病院等からの地域生活への移行・定着を促進するとともに、家族の高齢化により在宅では必要な支援を得られない、家族から独立して生活したいなど、障がいのある人それぞれの状況やニーズに即した地域生活を支援していくため、グループホーム等の「住まいの場」の充実を図る必要があります。

3. 就労支援の充実について

- アンケートでは「働ける場所をもっと増やしてほしい」という意見が多数あり、大企業の特例子会社の誘致というような具体的な提案もありました。また、「就労や仕事の定着に向けた就労支援」を求める意見もあり、雇用が決定した後にも就労を継続していけるように、アフターケアの取り組みを推進する必要があります。
- また、関係機関と連携し、発達障がいや高次脳機能障がいなどの障がい特性や職場における支援の方法などについて企業側の理解促進を図る必要があります。
- 「障害者優先調達推進法」に基づいた取り組みの推進のため、就労の場の確保・拡大のための事業開拓や市内就労支援事業所で構成する共同受注窓口への支援等も必要です。

4. 行政・福祉関係団体・地域の連携の推進について

- アンケートでは障がい者支援団体との連携や、ボランティア団体同士の連携に加えて、地域住民への継続した理解促進(福祉教育)の必要性を訴える意見がありました。また、国の第5次障害者基本計画では障がい者団体のみならず、専門職による職能団体、企業、経済団体等の関係者も一体となり全員参加型で施策の推進に取り組むことが重要であると指摘しており、八幡浜市でも障がい福祉分野の団体等との連携に限定せず、「誰もが安心して、充実した生活を送れるまちづくり」を目指して、共生型サービスなどの取り組みを推進する必要があります。
- 地域において障がい以外の福祉分野との連携を進めるにあたっては、多分野での情報を共有する会議などの整備に取り組む必要があります。

5. 防災、防犯等の推進について

- 近年、自然災害の激甚化・頻発化がみられ、災害発生時における障がい特性に配慮した支援の重要性がますます高まっています。アンケートでも「災害時の弱者対策」「災害被災時の本人への対応の仕方」を求める意見があり、福祉避難所の確保、福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、障がい特性に配慮した情報伝達体制の整備などに取り組む必要があります。

(3) 障害者施設・事業所アンケート結果から見られる課題

事業所アンケート調査から得た意見をもとに、八幡浜市における課題を次のとおりまとめました。

1. 福祉人材の確保・定着について

- アンケートでは、福祉人材の高齢化、介護人材の不足、人材募集の不調、職員の短期間での離職、人材不足による一人あたりの業務量の増加など、人材をめぐる課題が非常に数多く寄せられました。一方で人材不足解消のため福祉のつどいでのステージ発表など啓発活動や、相談支援専門員の定着に向けたフォローアップの必要性などの意見もみられました。福祉・介護の資格や仕事への関心・理解を促し、人材の確保と定着を図るため、愛媛県やハローワークなどの関係機関と連携した取り組みを促進することが必要です。
- 障がい福祉サービスの質的向上を図り、利用者のニーズに応じたサービスが提供されるよう愛媛県と連携して障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所の職員の人材育成に努めるとともに、事業所が自主的に業務の向上に努めることのできる環境づくりを推進する必要があります。
- さらに、教職員の障がいに対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取り組みを推進し、学校における福祉教育の推進や中高生への実習機会の提供、ヘルパー養成研修等への補助の整備など、今後の福祉サービスを担う人材の確保・育成に努める必要があります。

2. 災害及び防犯の対策について

- アンケートによると、防災マニュアル等の整備や災害を想定した避難訓練の実施は、ほとんどの事業所で進んでいる一方、「地域ごとの避難訓練などに参加してみたい」「担当している利用者様(独居)について、市がどこまで把握されているか。避難所、要援護者の移送など、研修をさせていただきたい」といった意見もありました。福祉・防災の関係者のより一層の連携が求められます。また、点字・手話では意思決定・意思表示できない障がい者にどのように災害や避難の情報を伝え、また本人からの支援の要請を周囲に伝えるかといった、障がいの特性に対応した災害情報の提供に努める必要があります。
- 特に配慮すべき障がいのある人等のために2次的に開設される「福祉避難所」については体制面での充実に努める必要があります。
- アンケートでは防犯対策については「実施している」事業所が半数以下にとどまっています。偏見に基づく障がい者を狙った犯罪や悪徳商法などのトラブルに巻き込まれるのを防ぐため、防犯体制の確認や啓発の推進といったハード・ソフト両面からの対策を検討する必要があります。

3. 相談体制の充実について

- アンケートでは「相談支援専門員になるための要件と実務経験を満たす職員がいない」「人員不足により、1人1人の負担が大きくなっている」「相談支援専門員の業務がサービスなど利用計画作成に偏ってしまっている」などの課題が挙げられました。必要に応じて複数のサービスを適切に結び付けるなど、総合的かつ継続的な支援を行うために、計画相談支援事業の充実に努め、特に、相談支援の件数が増加傾向にあるため、適切な人員配置などによる関係者の負担の軽減が必要です。
- 近年、画像認識、音声認識、文字認識等のAI技術が進展し、自分に合った方法(音声、ジェスチャー、視線の動き等)でデジタル機器・サービスが利用可能となっています。国は、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を推進し、国、地方公共団体、企業、国民等が皆で支え合うデジタル共生社会の実

現を図っています。八幡浜市においても情報通信技術やシステムを活用し、障がい特性に対応した、わかりやすく利用しやすい情報提供をさらに促進する必要があります。

4. 子どもへの支援の充実について

○アンケートでは「重度身体障がい、医療的ケア児の高校卒業後の受け入れ先がない」という指摘がありました。障がい者が乳幼児、小学生、中学生、就労後など多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行う必要があります。

○アンケートでは医療的ケア児の支援センターや児童発達支援センターの設置を求める意見がありました。児童発達支援などの療育のサービス提供体制の充実や、支援の必要のある乳幼児の受入れ体制の充実、さらには放課後等デイサービスなどの日中の支援が必要な子どもを対象としたサービスの充実に努める必要があります。さらに、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努める必要があります。

八幡浜市障害者計画等策定委員会設置要綱

〔平成18年9月1日〕
制 定

改正 平成26年 2月21日制定
平成30年 2月 9日制定
令和 2年 6月11日制定
令和 4年 2月18日制定
令和 5年 3月 9日制定

(趣旨)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児福祉計画を策定するため、八幡浜市障害者計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画（次号において「障害者計画等」という。）を策定するための基本的事項の検討及び総合的調整に関すること。
- (2) その他障害者計画等を策定するに当たって必要と認められること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、障害者、障害福祉及び障害児福祉に関する施策に関し見識を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、前項の規定により委嘱し、又は任命された日から市の障害者計画等の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総括し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(会議方法の特例)

第6条 委員長は、災害その他やむを得ない事由があると認める場合は、会議の招集に代えて書面（電子メールを含む。以下この条において同じ。）による会議により審議し、及び決議することができる。この場合においては、次条の事務局は、あらかじめ委員に対し、必要な書類を送付するものとする。

2 書面による決議は、委員の過半数からの書面による回答をもって成立するものとする。

3 書面による決議は、前項の規定による書面により回答した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、書面による決議を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告しなければならない。

(事務局)

第7条 委員会の庶務を行うため、福祉事務所に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

(会議招集等の特例)

2 委員の任期の満了に伴い新たに委員が委嘱された後最初に開かれる策定委員会の会議は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集し、委員長が選任されるまでの間、会議の議長となる。

附 則（平成26年2月21日制定）

この要綱は、平成26年2月21日から施行する。

附 則（平成30年2月9日制定）

この要綱は、平成30年2月9日から施行する。

附 則（令和2年6月11日制定）

この要綱は、令和2年6月11日から施行する。

附 則（令和4年2月18日制定）

この要綱は、令和4年2月18日から施行する。

附 則（令和5年3月9日制定）

この要綱は、令和5年3月9日から施行する。

令和5年度 八幡浜市障害者計画等策定委員会名簿

【委員 20人】

選出区分	所属団体	役職等	氏名
障害者当事者及び 障害者関係団体	八幡浜心身障害者（児）団体連合会	会長	西園寺 純一
	八幡浜手をつなぐ育成会	会長	松村 美保
	八幡浜地域家族会	会長	藤田 哲也
障害者雇用関係機関	八幡浜市障害者施設 いきいきプチファーム	苑長	二宮 布喜
	あさひみらい株式会社	代表取締役	近藤 小百合
	障がい者就業・生活支援センター ねっとW o r k ジョイ	管理者	高石 徳香
市指定相談支援事業所	相談支援事業所 地域活動支援センターくじら	管理者	中川 智也
	相談支援事業所 あすなろ	管理者	鳥生 陽子
	相談支援事業所 大洲育成園	相談支援専門員	松本 直美
	相談支援事業所 大洲ホーム	相談支援専門員	樋口 圭介
	相談支援事業所 希望の森	相談支援専門員	二宮 真紀
保健・医療関係機関	八幡浜医師会立 双岩病院	精神保健福祉士	島内 美月
社会福祉機関	八幡浜市社会福祉協議会	事務局長	田中 奈美
	一般社団法人 愛媛県ネットワーク協会	代表理事	幸田 裕司
	八幡浜市民生児童委員協議会	副会長	菊池 昭良
教育等関係機関	愛媛県立宇和特別支援学校	教務課長	平井 重貴
	八幡浜市教育支援室	室長	甲野 正人
	発達支援センター 巣立ち	管理者	宇都宮 正広
関係行政機関	八幡浜公共職業安定所	求人係	山崎 悠生
	八幡浜市地域包括支援センター	センター長	中川 綾

【オブザーバー】

関係行政機関	愛媛県八幡浜保健所 健康増進課	課長	兵頭 秀美
--------	-----------------	----	-------